

第5期澁川市障害者計画・
第6期澁川市障害福祉計画・
第2期澁川市障害児福祉計画



令和3年3月

澁川市

はじめに

渋川市では、『第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（第1期渋川市障害児福祉計画）』を平成30年3月に策定し、「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を基本理念として、様々な施策に取り組んでまいりました。

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進み、障害福祉ニーズは複雑多様化しています。

本市では、令和元年10月、東京オリンピック・パラリンピックの「共生社会ホストタウン」に登録されたことを契機に、令和2年10月に「共生社会実現のまち渋川市」を宣言し、各団体や関係機関と推進共同宣言を行っています。共生社会の理念を共有するとともに取り組みの輪を広げ、セミナー・講座や福祉事業所展開催、絵画展示、補助犬トイレ設置をはじめとした各施策を実施、推進してまいりました。

共生社会の実現のためには、障害のある人もない人も、地域で安心して生活ができるよう、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らせる社会としていくことが強く求められています。

こうした中、現計画が令和2年度で最終年度を迎えることから、引き続き施策を推進するため、令和3年度から5年度を計画期間とする『第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画・第2期渋川市障害児福祉計画』を策定いたしました。

本計画により、障害のある人の自立及び社会参加支援や相談支援体制の拡充等を実施し、障害を有することにより分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け各施策に継続して取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力賜りました関係者の皆さま及びアンケート調査に御協力をいただきました皆さまに対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

渋川市長

高木 勉





共生社会実現のまち 渋川市

コンセプト

渋川市の花、あじさいをモチーフとしました。
様々な色の花を一人ひとりの人に置き換え、
あじさいのように一つになって暮らしていく
という意味合いが込められています。

「共生社会実現のまち 渋川市」の推進については、
資料編154ページへ

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について.....	2
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の対象.....	8
5 計画の期間.....	8
6 計画の策定体制.....	9
第2章 障害のある人を取り巻く現状	10
1 渋川市の現状.....	10
2 障害福祉サービス等の利用状況.....	16
3 アンケート調査からみた現状と課題、ニーズ、要望.....	21
4 第4期計画の進捗評価.....	48
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 基本理念.....	53
2 基本的な取り組み姿勢.....	54
3 基本目標.....	55
4 施策の体系.....	57

第4章 障害者計画	59
基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現.....	59
(1) お互いの理解の促進.....	60
(2) 意思疎通支援の充実.....	62
(3) 権利擁護及び差別の解消の推進.....	64
(4) 障害者の虐待防止.....	66
(5) 福祉教育の充実と交流教育の推進.....	67
(6) NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援.....	68
基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育.....	70
(1) 就学前療育の充実.....	71
(2) 教育の充実.....	72
基本目標3 障害のある人がいきいきと参加している まちづくり.....	74
(1) 雇用の促進と安定.....	75
(2) 就労機会の拡大.....	76
基本目標4 支え合い、共に生きるまちづくり.....	77
(1) 相談・情報提供体制の整備.....	78
(2) 障害福祉サービス等の充実.....	79
(3) 生活安定施策の充実.....	82
(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進.....	83
基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療.....	85
(1) 早期発見・早期療育体制の整備.....	86
(2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成.....	88
(3) 難病患者及び在宅重度障害者への支援.....	90
基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり.....	91
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進.....	92
(2) 交通・移動手段の整備充実.....	93
(3) 安全・安心のまちづくりの推進.....	94

第5章 障害福祉計画..... 96

1 成果目標.....	96
2 障害福祉サービスの見込量.....	105
(1) 訪問系サービス.....	106
(2) 日中活動系サービス.....	107
(3) 居住系サービス.....	109
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援.....	110
3 地域生活支援事業の見込量.....	111
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	111
(2) 自発的活動支援事業.....	111
(3) 相談支援事業.....	112
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	113
(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）.....	114
(6) 日常生活用具給付等事業.....	115
(7) 手話奉仕員養成講座事業.....	116
(8) 移動支援事業.....	116
(9) 地域活動支援センター事業.....	117
(10) その他の事業.....	118

第6章 障害児福祉計画..... 119

1 成果目標.....	119
2 障害児支援の見込量.....	122
3 子どもの発達を支援する取り組みの展開.....	124

第7章 計画の推進..... 127

1 計画の推進体制.....	127
2 計画の進行管理.....	127

資料編	128
1 第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画 ・第2期渋川市障害児福祉計画策定経過	128
2 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画 及び第2期渋川市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱	130
3 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画 及び第2期渋川市障害児福祉計画策定委員会設置要綱	132
4 第5期障害者計画の事業一覧	134
5 第4期障害者計画期間に拡充等してきた事例	141
6 市内の障害福祉施設等	143
7 福祉避難所	150
8 障害者団体	151
9 「共生社会実現のまち 渋川市」の推進にむけて	154
10 用語解説	158



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障害のある人すべてが、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「共生社会の実現」が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対し、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

昨今、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とされる状況もみられるため、年齢を重ねた人も多様な生活課題を抱えた人も総合的な支援を受けやすくする必要が生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取り組みが盛り込まれるなど、見直しが行われています。

本市では、平成30年3月に策定した「第4期茨川市障害者計画及び第5期茨川市障害福祉計画（第1期茨川市障害児福祉計画）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第5期茨川市障害者計画・第6期茨川市障害福祉計画・第2期茨川市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

（1）国の基本計画

障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

- 1 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- 2 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 3 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
- 4 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

(2) 関係法の動向

関連法の制定・改正

■住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

■学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

■ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

■障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害のある人の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害のある人の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた。

■成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

（3）障害福祉計画の基本指針の見直しの主なポイント

①基本的理念に関する事項

■入所等から地域生活への移行

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保することなどにより、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

■障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などに、関係者が協力して取り組む

②障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

■強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

- ・人材育成を通じて、適切な支援の体制を確保する。また、アルコール、薬物及びギャンブルなどをはじめとする依存症対策についても、関係職員への研修や幅広い普及啓発、自助グループを含む関係機関の連携により、本人及びその家族への支援を行う

③相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

■相談支援体制の構築

- ・相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

■発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

- ・ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制を確保すること及び発達障害の診断などを専門的に行うことができる医療機関などを確保する

④障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

■地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する
- ・障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る

■保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

- ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用などの実施形態を検討する

⑤障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

■福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値をそれぞれ、令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業などを通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

■障害児支援の提供体制の整備等

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
- 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどによりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保
- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

■相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

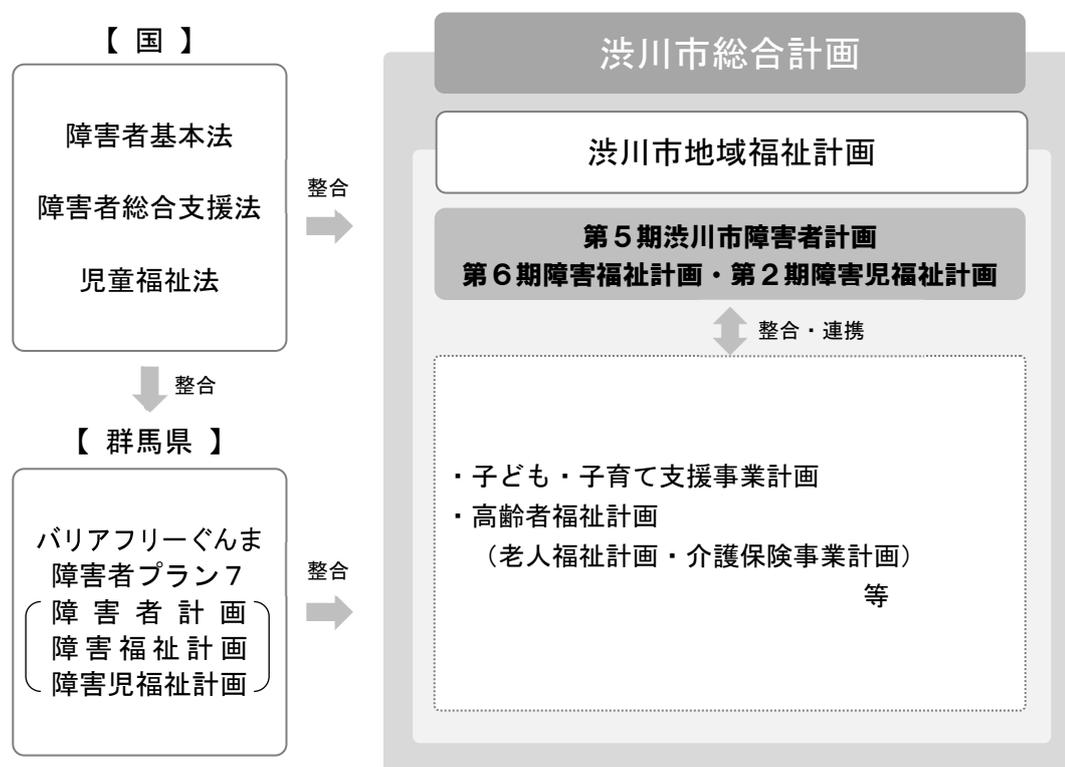
- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築

3 計画の位置づけ

障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・群馬県障害福祉計画・障害児福祉計画）・渋川市総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

澁川市障害者計画 (第4期)
澁川市障害福祉計画 (第5期)
澁川市障害児福祉計画 (第1期)

澁川市障害者計画 (第5期)
澁川市障害福祉計画 (第6期)
澁川市障害児福祉計画 (第2期)

6 計画の策定体制

策定にあたっては、令和元年度に実施した障害者意向等調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図ります。

■第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定懇話会

計画に市民の各階層から幅広い意見を適切に反映させるため、策定懇話会を開催し、計画内容の審議を行いました。

■渋川地域自立支援協議会

計画内容等の点検と意見聴取を行いました。

■渋川市障害者計画、渋川市障害福祉計画及び渋川市障害児福祉計画策定に係るアンケート調査

障害のある人を取り巻く課題やニーズ、要望などを把握し、計画見直しの基礎資料とするため調査を実施し、結果を計画に反映しました。

■パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年12月16日から令和3年1月14日の期間でパブリックコメントを実施し、計画案をとりまとめました。



第2章

障害のある人を取り巻く現状

1 渋川市の現状

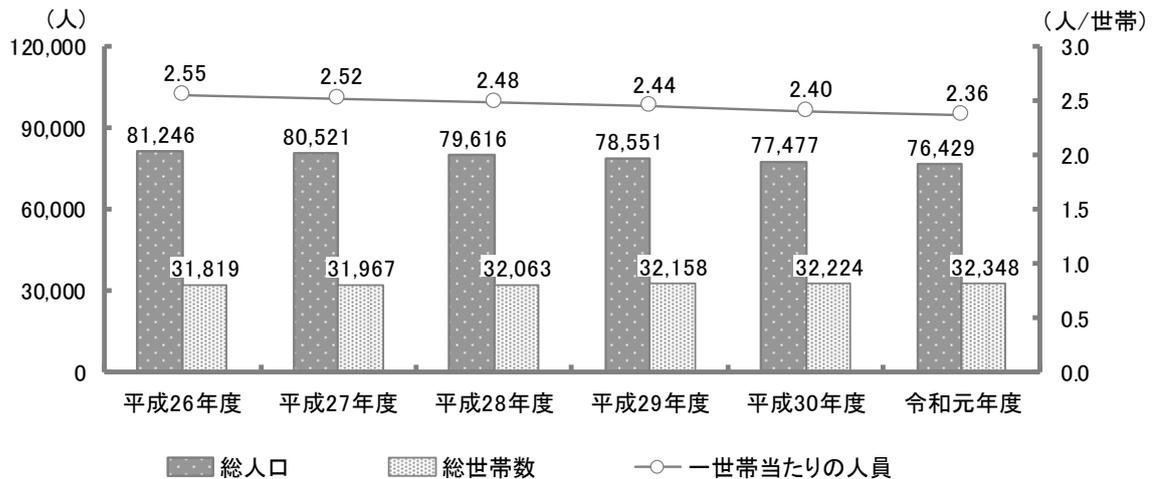
(1) 人口の状況

① 総人口と総世帯数の推移

本市の総人口は、令和2年3月末現在76,429人で、年々減少しています。

総世帯数は、令和2年3月末現在32,348世帯で、年々増加しており、人口の減少及び世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は2.36人と年々減少しています。

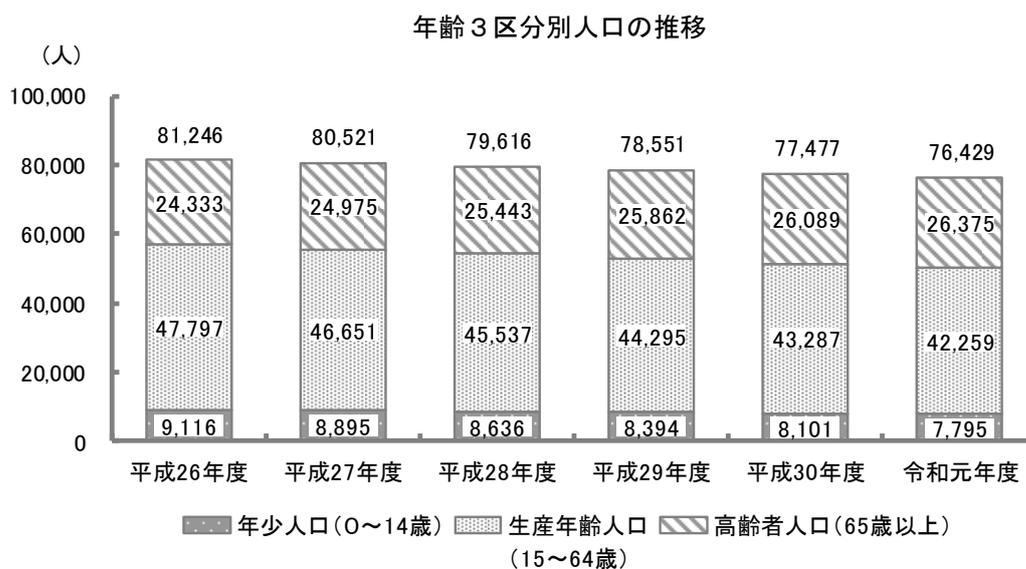
総人口、総世帯数、一世帯当たりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は年々増加し、平成26年度から令和元年度で伸び率は8.4%となっており、令和元年度における高齢者人口の占める割合（高齢化率）は34.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

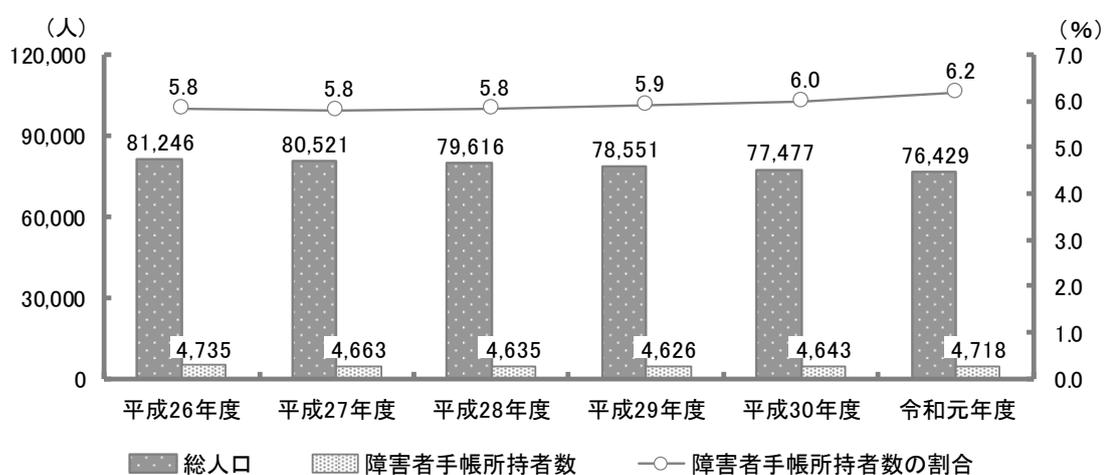
(2) 障害者の状況

①人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年3月末現在76,429人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在4,718人で、平成26年度から平成29年度にかけて減少し、その後増加しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は6.2%と増加傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移



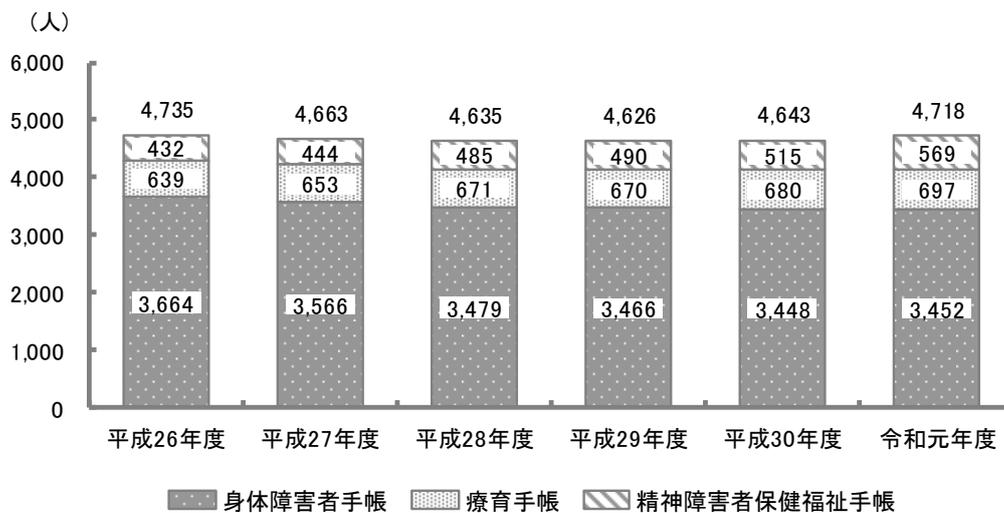
資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は福祉行政報告例（各年度3月末現在）

②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月末現在3,452人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月末現在697人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年3月末現在569人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移



資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月末現在、1級の手帳所持者数が1,290人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が694人となっています。また、平成26年度と比較すると令和元年度は全ての等級で手帳所持者数が減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,317	1,278	1,273	1,282	1,281	1,290
2級	546	528	502	506	510	504
3級	612	611	578	575	561	543
4級	725	699	687	672	677	694
5級	251	245	231	223	214	216
6級	213	205	208	208	205	205
合計	3,664	3,566	3,479	3,466	3,448	3,452

資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

②障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和2年3月末現在、肢体不自由が1,752人（50.8%）と最も多く、次いで内部障害が1,141人（33.1%）となっています。また、内部障害の手帳所持者数は平成29年度以降増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	229	228	210	200	200	202
聴覚・平衡機能障害	308	305	312	315	316	314
音声・言語・そしゃく機能障害	41	46	44	45	46	43
肢体不自由	1,972	1,881	1,824	1,799	1,755	1,752
内部障害	1,114	1,106	1,089	1,107	1,131	1,141
合計	3,664	3,566	3,479	3,466	3,448	3,452

資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

(4) 療育手帳所持者の状況

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和2年3月末現在、軽度の手帳所持者数が252人で最も多く、次いで重度の手帳所持者数が239人となっています。また、重度・中度の手帳保持者は、年度ごとに増減がありますが、軽度の手帳保持者は年々増加傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重度(A)	224	222	231	233	232	239
中度(B1)	202	207	204	201	207	206
軽度(B2)	213	224	236	236	241	252
合計	639	653	671	670	680	697

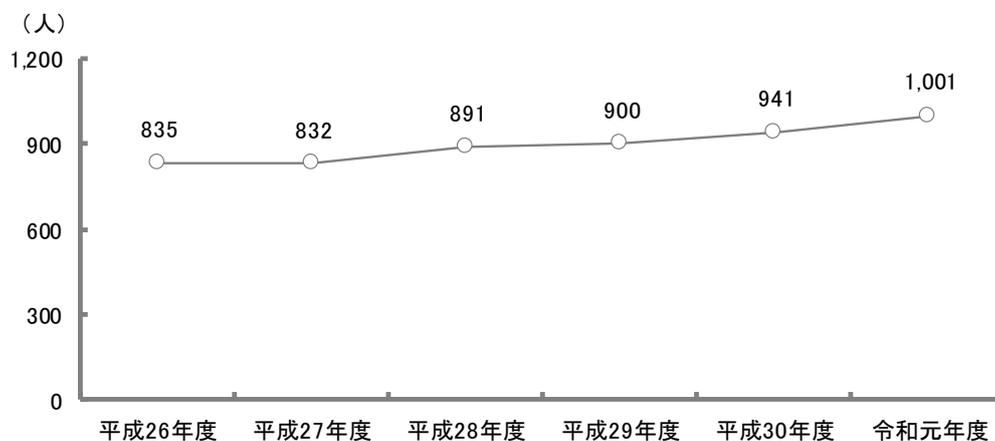
資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院）の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年3月末現在1,001人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移



資料：地域包括ケア課（各年度3月末時点）

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービスの実績

①訪問系サービスの実績

令和元年度の訪問系サービスの実績をみると、実利用人数の実績率（見込量に対する各年度の実績値の割合）は81.8%となっています。見込量より下回っていますが、利用は増加傾向にあります。

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第 5 期見込量	実績率	実績	第 5 期見込量	実績率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	人/月	118	135	87.4%	121	148	81.8%
重度障害者 等包括支援	時間/月	1,978	2,342	84.5%	2,014	2,567	78.5%

②日中活動系サービスの実績

令和元年度の日中活動系サービスの実績率は、就労継続支援（A型の実利用人数が148.1%と見込みよりも高くなっています。

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第 5 期見込量	実績率	実績	第 5 期見込量	実績率
生活介護	人/月	203	204	99.5%	217	206	105.3%
	人日/月	4,054	4,284	94.6%	4,360	4,326	100.8%
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人日/月	20	15	133.3%	19	15	126.7%
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	7	57.1%	6	8	75.0%
	人日/月	59	112	52.7%	117	128	91.4%
就労移行支援	人/月	18	23	78.3%	19	25	76.0%
	人日/月	286	414	69.1%	306	450	68.0%
就労継続支援 (A型)	人/月	33	25	132.0%	40	27	148.1%
	人日/月	678	525	129.1%	789	567	139.2%
就労継続支援 (B型)	人/月	201	208	96.6%	201	224	89.7%
	人日/月	3,625	3,952	91.7%	3,642	4,256	85.6%
就労定着支援	人/月	1	5	20.0%	0	10	—
療養介護	人/月	18	16	112.5%	18	17	105.9%
短期入所 (ショートステイ)	人/月	25	25	100.0%	22	26	84.6%
	人日/月	157	225	69.8%	160	234	68.4%

③居住系サービスの実績

令和元年度の居住系サービスの実績率は、共同生活援助は115人で83.3%、施設入所支援が146人で102.1%となっています。

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第 5 期見込量	実績率	実績	第 5 期見込量	実績率
自立生活援助	人/月	0	1	0.0%	4	1	400.0%
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	107	126	84.9%	115	138	83.3%
施設入所支援	人/月	145	144	100.7%	146	143	102.1%
宿泊型自立訓練	人/月	5	5	100.0%	3	5	60.0%

④相談支援サービスの実績

令和元年度の相談支援サービスの実績は、計画相談支援は172人で実績率89.1%と見込量を下回っていますが、利用実績は伸びており、今後も利用者が増えていくことがうかがえます。

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率
計画相談支援	人/月	128	175	73.1%	172	193	89.1%
地域移行支援	人/月	0	5	0.0%	0	5	0.0%
地域定着支援	人/月	11	9	122.2%	17	9	188.9%

⑤児童福祉法による指定通所支援等の実績

令和元年度の児童福祉法による指定通所支援等の実績は、児童発達支援の利用人数は実績率192.0%と見込量を上回っています。

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率
児童発達支援	人/月	31	24	129.2%	48	25	192.0%
	時間/月	332	360	92.2%	576	375	153.6%
医療型児童発達支援	人/月	0	0	—	0	0	—
	人日/月	0	0	—	0	0	—
放課後等デイサービス	人/月	85	75	113.3%	85	85	100.0%
	人日/月	1,215	1,125	108.0%	1,519	1,275	119.1%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	人日/月	0	2	0.0%	0	2	0.0%
保育所等訪問支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	人日/月	0	2	0.0%	0	2	0.0%
福祉型児童入所支援	人/月	6	6	100.0%	5	6	83.3%
医療型児童入所支援	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%
障害児相談支援	人/月	26	35	74.3%	42	41	102.4%

(2) 地域生活支援事業の実績

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と平成30年度及び令和元年度の実績は、以下の表のとおりとなっています。

事業名	単位	平成30年度			令和元年度		
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%
基幹相談支援センター		実施	実施	—	実施	実施	—
基幹相談支援センター機能強化事業		実施	実施	—	実施	実施	—
住宅入居等支援事業		実施	実施	—	実施	実施	—
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	—	実施	実施	—
理解促進研修・啓発事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域自立支援協議会		実施	実施	—	実施	実施	—
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	253	225	112.4%	166	236	70.3%
手話通訳者設置事業	人	2	2	100.0%	2	2	100.0%
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	7	5	140.0%	2	6	33.3%
自立生活支援用具	件	6	7	85.7%	5	8	62.5%
在宅療養等支援用具	件	11	13	84.6%	11	14	78.6%
情報・意思疎通支援用具	件	7	9	77.8%	14	10	140.0%
排泄管理支援用具	件	1,705	1,898	89.8%	1,715	2,012	85.2%
居室生活動作補助用具(住宅改修)	件	0	2	0.0%	3	3	100.0%

事業名	単位	平成 30 年度			令和元年度		
		実績	第 5 期 見込量	実績率	実績	第 5 期 見込量	実績率
手話奉仕員養成研修事業							
入門課程	人	22	15	146.7%	13	15	86.7%
基礎課程	人	5	10	50.0%	14	10	140.0%
フォローアップ講座	人	9	5	180.0%	17	5	340.0%
移動支援事業	人	76 人	76	100%	75	77	97.4%
	時間	6,918	7,284	95.0%	7,228	7,357	98.2%
地域活動支援センター事業							
市内	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人	94	100	94.0%	118	105	112.4%
市外	か所	4	6	66.7%	4	6	66.7%
	人	25	32	78.1%	21	35	60.0%

3 アンケート調査からみた現状と課題、ニーズ、要望

【障害者手帳を所持している市民対象】

(1) 家庭の状況

①現在一緒に暮らしている人

■身体障害者

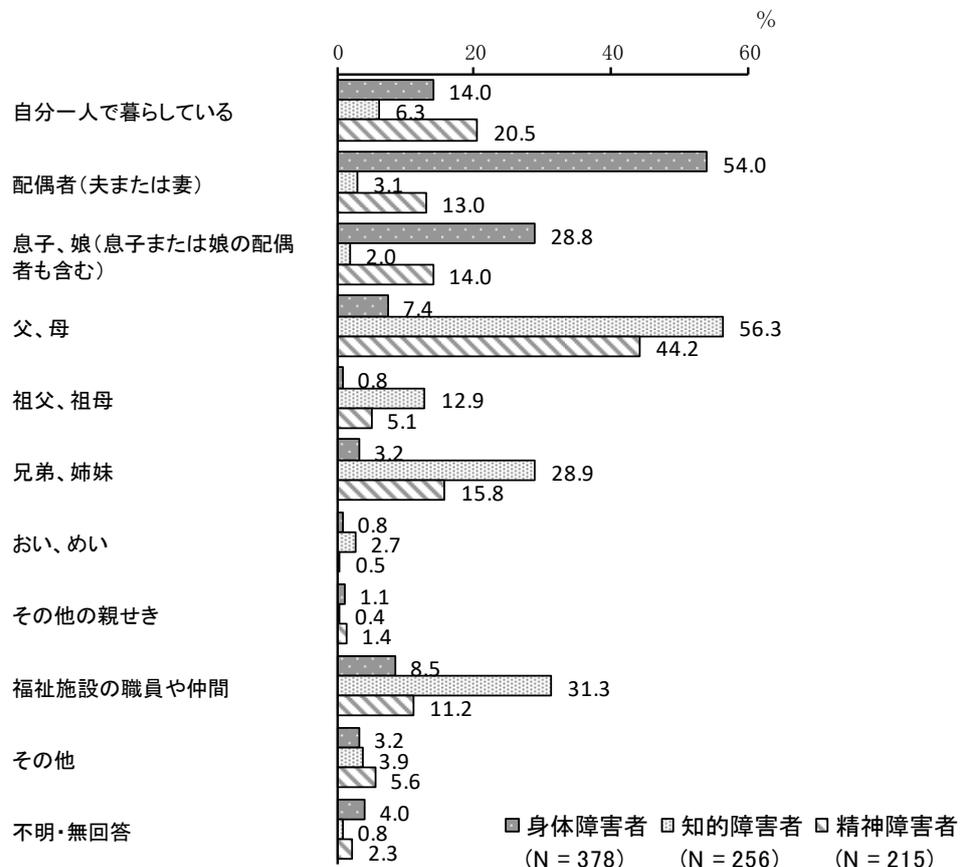
現在一緒に暮らしている人は、「配偶者（夫または妻）」が54.0%と最も高く、次いで「息子、娘（息子または娘の配偶者も含む）（28.8%）」、「自分一人で暮らしている（14.0%）」となっています。

■知的障害者

現在一緒に暮らしている人は、「父、母」が56.3%と最も高く、次いで「福祉施設の職員や仲間（31.3%）」、「兄弟、姉妹（28.9%）」となっています。

■精神障害者

現在一緒に暮らしている人は、「父、母」が44.2%と最も高く、次いで「自分一人で暮らしている（20.5%）」、「兄弟、姉妹（15.8%）」となっています。



(2) 日常生活、暮らしについて

①外出頻度

■身体障害者

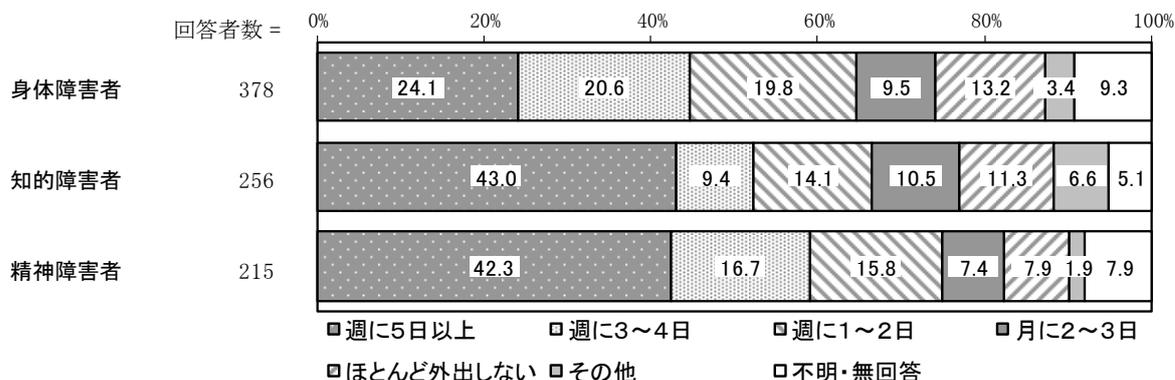
外出頻度は、「週に5日以上」が24.1%と最も高く、次いで「週に3～4日(20.6%)」、「週に1～2日(19.8%)」となっています。

■知的障害者

外出頻度は、「週に5日以上」が43.0%と最も高く、次いで「週に1～2日(14.1%)」となっています。

■精神障害者

外出頻度は、「週に5日以上」が42.3%と最も高く、次いで「週に3～4日(16.7%)」、「週に1～2日(15.8%)」となっています。



②外出の際の困りごと

■身体障害者

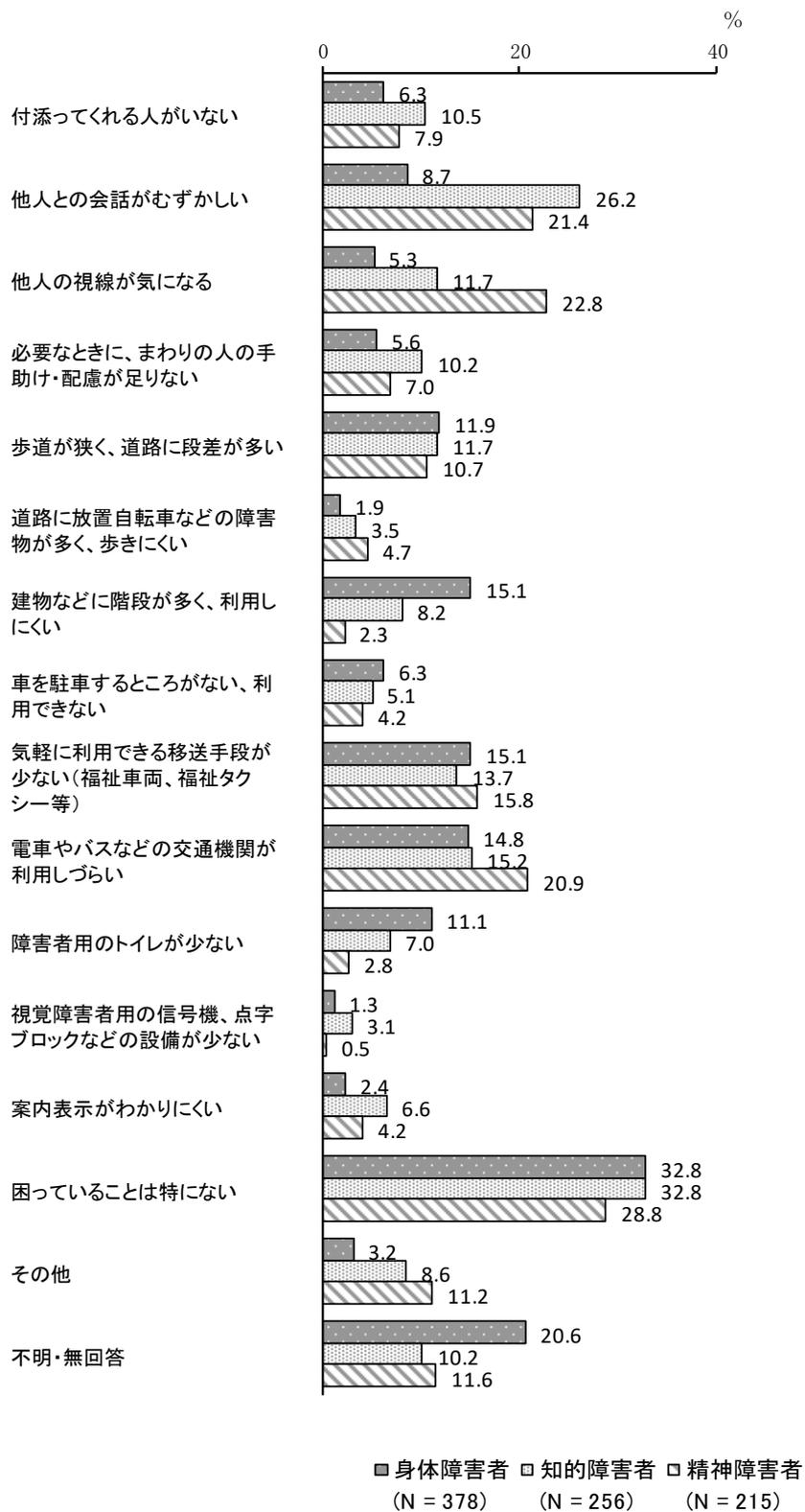
外出の際の困りごとは、「困っていることは特にない」が32.8%に上りますが、困りごととしては、「建物などに階段が多く、利用しにくい」及び「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」が同率で15.1%と高く、「電車やバスなどの交通機関が利用しづらい（14.8%）」も高くなっています。

■知的障害者

外出の際の困りごとは、「困っていることは特にない」が32.8%に上りますが、困りごととしては、「他人との会話がむずかしい」が26.2%と高くなっています。

■精神障害者

外出の際の困りごとは、「困っていることは特にない」が28.8%に上りますが、困りごととしては、「他人の視線が気になる（22.8%）」及び「他人との会話がむずかしい（21.4%）」、「電車やバスなどの交通機関が利用しづらい（20.9%）」が2割台と高くなっています。



③参加したい活動

■身体障害者

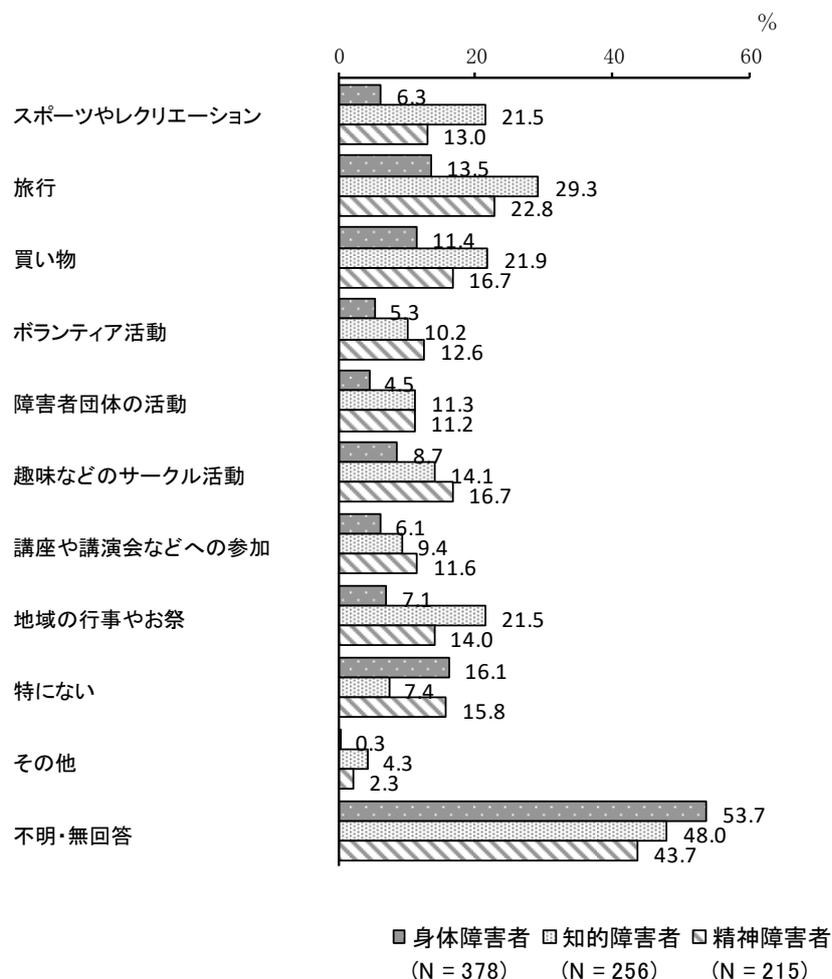
参加したい活動は、「特にない」が16.1%に上りますが、参加したい活動としては、「旅行」が13.5%と高くなっています。

■知的障害者

参加したい活動は、「旅行」が29.3%と最も高く、次いで「買い物(21.9%)」、「スポーツやレクリエーション(21.5%)」、「地域の行事やお祭(21.5%)」となっています。

■精神障害者

参加したい活動は、「旅行」が22.8%と最も高く、次いで「買い物」及び「趣味などのサークル活動」が同率で16.7%となっています。



④スポーツやレクリエーション、旅行、買い物等の活動をするために必要な条件

■身体障害者

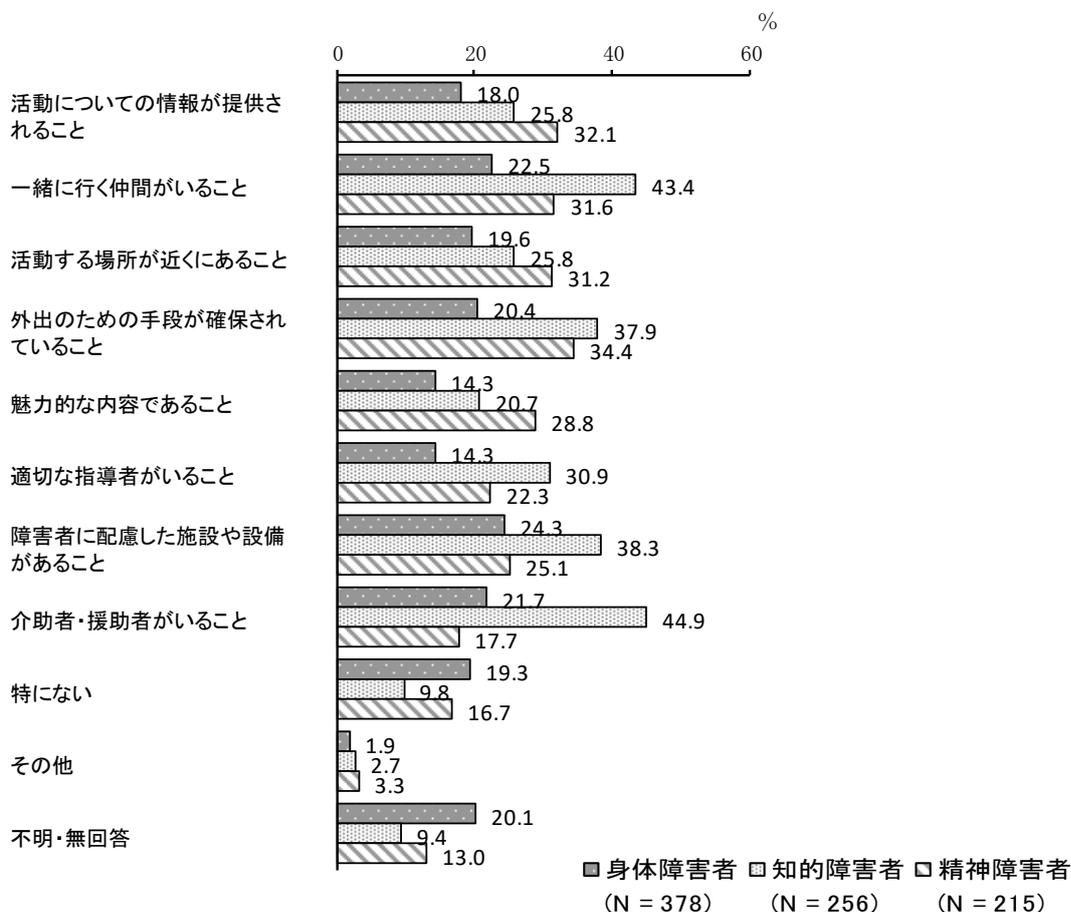
スポーツやレクリエーション、旅行、買い物等の活動をするために必要な条件は、「障害者に配慮した施設や設備があること」が24.3%と最も高く、次いで「一緒に行く仲間がいること(22.5%)」、「介助者・援助者がいること(21.7%)」となっています。

■知的障害者

スポーツやレクリエーション、旅行、買い物等の活動をするために必要な条件は、「介助者・援助者がいること」が44.9%と最も高く、次いで「一緒に行く仲間がいること(43.4%)」、「障害者に配慮した施設や設備があること(38.3%)」となっています。

■精神障害者

スポーツやレクリエーション、旅行、買い物等の活動をするために必要な条件は、「外出のための手段が確保されていること」が34.4%と最も高く、次いで「活動についての情報が提供されること(32.1%)」、「一緒に行く仲間がいること(31.6%)」、「活動する場所が近くにあること(31.2%)」となっています。



⑤現在の生活の場

■身体障害者

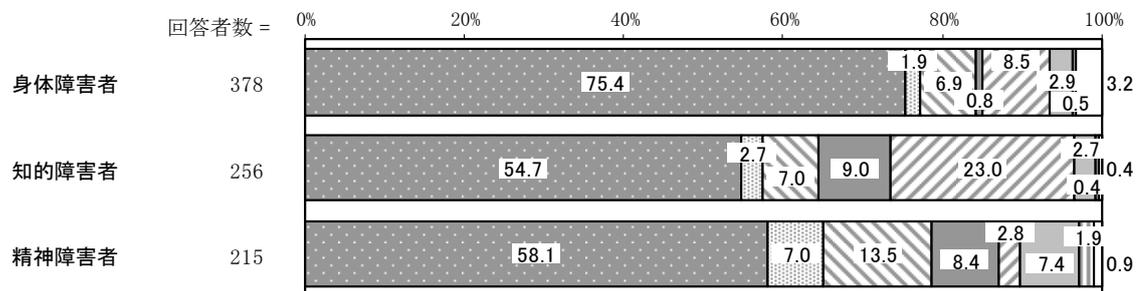
現在の生活の場は、「持ち家で暮らしている（家族・親戚の持ち家、分譲マンション等も含む）」が75.4%と最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設）で暮らしている（8.5%）」、「社宅、民間アパート、借家で暮らしている（6.9%）」となっています。

■知的障害者

現在の生活の場は、「持ち家で暮らしている（家族・親戚の持ち家、分譲マンション等も含む）」が54.7%と最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設）で暮らしている（23.0%）」、「グループホームで仲間と共同生活をしている（9.0%）」となっています。

■精神障害者

現在の生活の場は、「持ち家で暮らしている（家族・親戚の持ち家、分譲マンション等も含む）」が58.1%と最も高く、次いで「社宅、民間アパート、借家で暮らしている（13.5%）」、「グループホームで仲間と共同生活をしている（8.4%）」となっています。



- 持ち家で暮らしている(家族・親戚の持ち家、分譲マンション等も含む)
- 公営住宅で暮らしている
- 社宅、民間アパート、借家で暮らしている
- グループホームで仲間と共同生活をしている
- 福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)で暮らしている
- 病院に入院している
- その他
- 不明・無回答

⑥将来希望する生活の場

■身体障害者

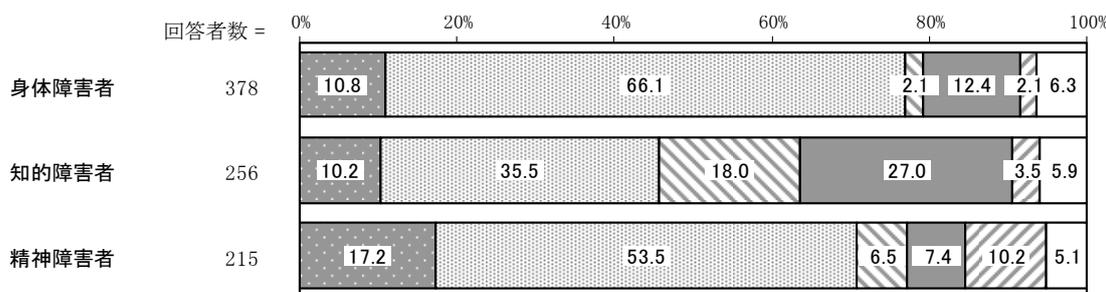
将来希望する生活の場は、「自宅で家族などいっしょに暮らしたい」が66.1%と最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)で暮らしたい(12.4%)」、「一般の住宅で一人暮らしをしたい(10.8%)」となっています。

■知的障害者

将来希望する生活の場は、「自宅で家族などいっしょに暮らしたい」が35.5%と最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)で暮らしたい(27.0%)」、「グループホームで仲間と共同生活をしたい(18.0%)」となっています。

■精神障害者

将来希望する生活の場は、「自宅で家族などいっしょに暮らしたい」が53.5%と最も高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい(17.2%)」となっています。



- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- 自宅で家族などいっしょに暮らしたい
- グループホームで仲間と共同生活をしたい
- 福祉施設(障害者支援施設、高齢者施設)で暮らしたい
- その他
- 不明・無回答

(3) 相談支援について

①現在や今後の生活で不安に思っていること

■身体障害者

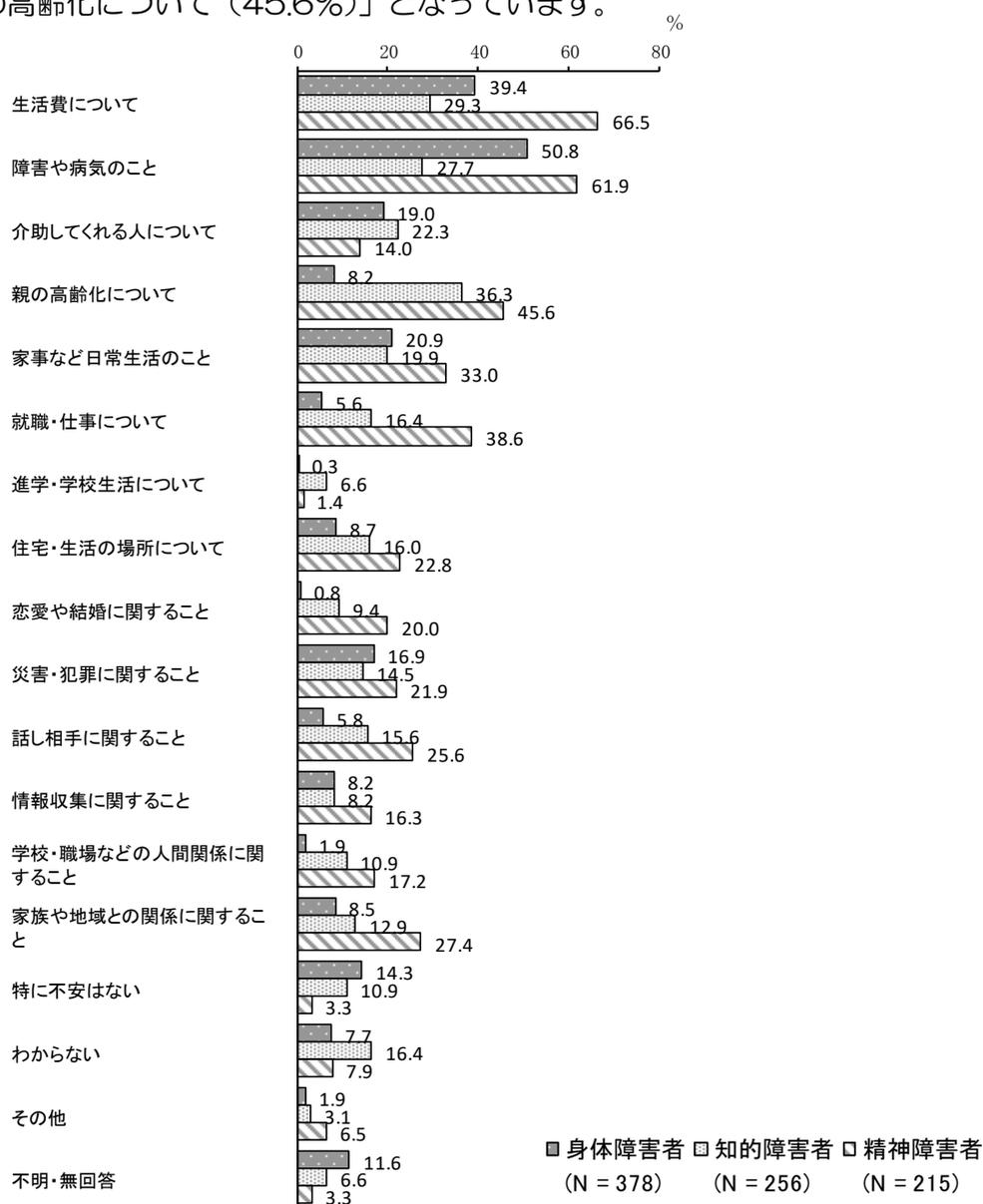
現在や今後の生活で不安に思っていることは、「障害や病気のこと」が50.8%と最も高く、次いで「生活費について(39.4%)」、「家事など日常生活のこと(20.9%)」となっています。

■知的障害者

「親の高齢化について」が36.3%と最も高く、次いで「生活費について(29.3%)」、「障害や病気のこと(27.7%)」となっています。

■精神障害者

「生活費について」が66.5%と最も高く、次いで「障害や病気のこと(61.9%)」、「親の高齢化について(45.6%)」となっています。



②悩みごとや心配ごとの相談先

■身体障害者

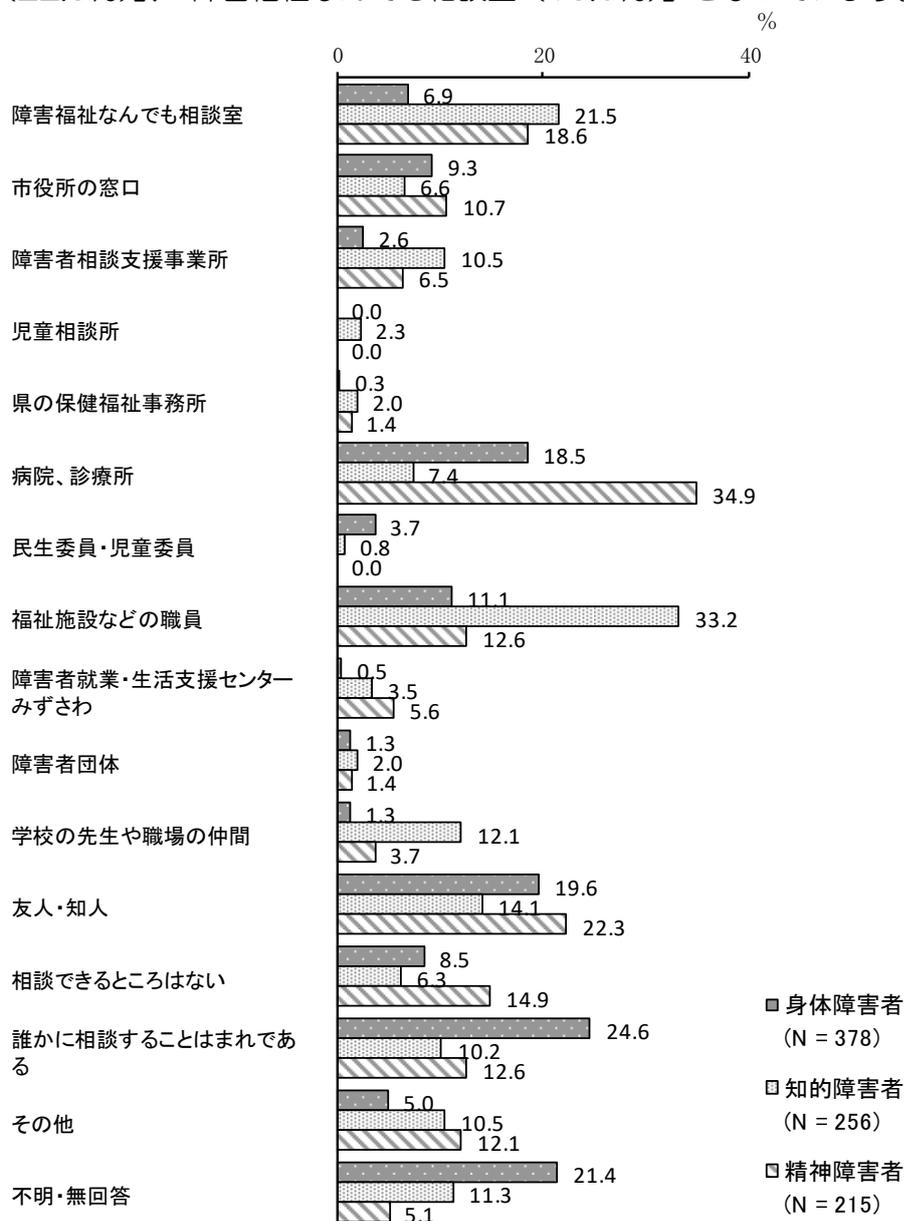
悩みごとや心配ごとの相談先は、「誰かに相談することはまれである」が24.6%に上りますが、相談先としては「友人・知人（19.6%）」及び「病院、診療所（18.5%）」が高くなっています。

■知的障害者

悩みごとや心配ごとの相談先は、「福祉施設などの職員」が33.2%と最も高く、次いで「障害福祉なんでも相談室（21.5%）」となっています。

■精神障害者

悩みごとや心配ごとの相談先は、「病院、診療所」が34.9%と最も高く、次いで「友人・知人（22.3%）」、「障害福祉なんでも相談室（18.6%）」となっています。



(4) 障害の理解について

①差別や人権侵害を受けていると感じること

■身体障害者

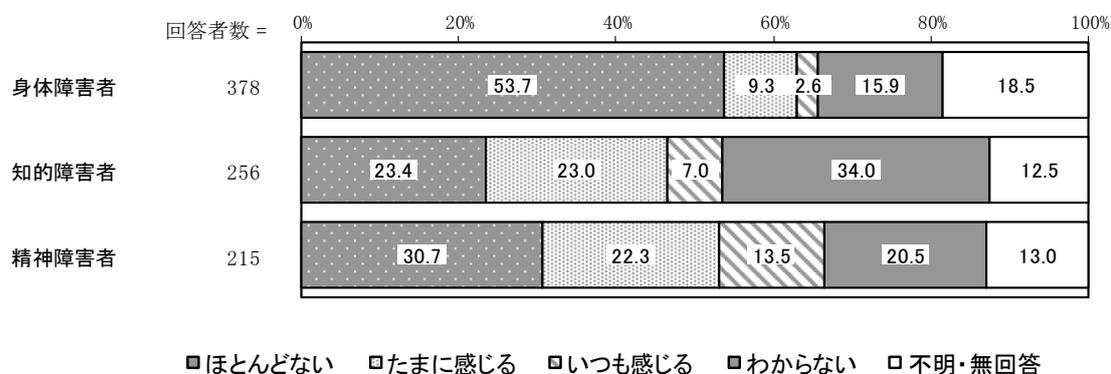
差別や人権侵害を受けていると感じることは、「ほとんどない (53.7%)」が過半数を占め、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合は 11.9% となっています。

■知的障害者

差別や人権侵害を受けていると感じることは、「わからない」が 34.0% と最も高く、次いで「ほとんどない (23.4%)」となり、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合は 30.0% となっています。

■精神障害者

差別や人権侵害を受けていると感じることは、「ほとんどない」が 30.7% と最も高くなっています。「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合は 35.8% となっています。



②差別や人権侵害を受けていると感じる場面

■身体障害者

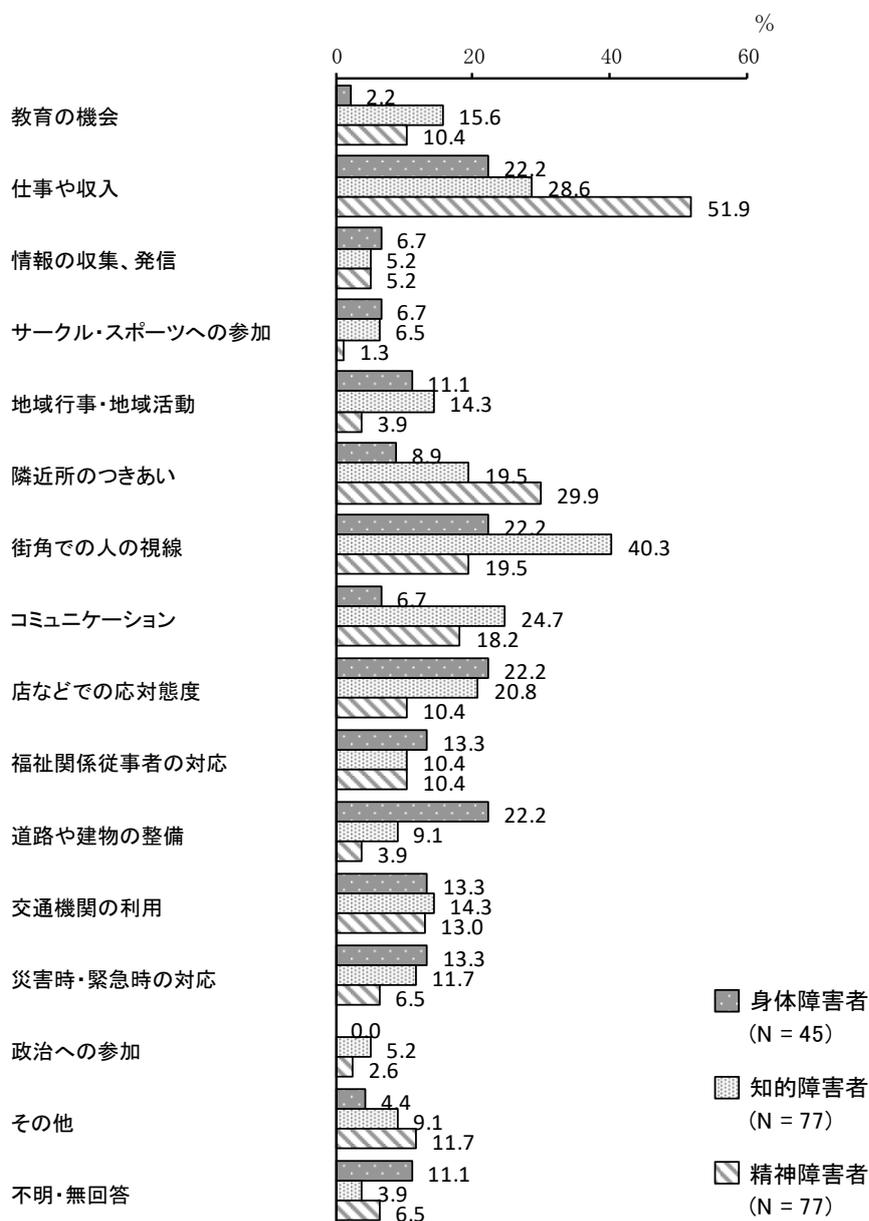
差別や人権侵害を受けていると感じる場面は、「仕事や収入」及び「街角での人の視線」、「店などでの対応態度」、「道路や建物の整備」が同率で22.2%と高くなっています。

■知的障害者

差別や人権侵害を受けていると感じる場面は、「街角での人の視線」が40.3%と最も高く、次いで「仕事や収入（28.6%）」となっています。

■精神障害者

差別や人権侵害を受けていると感じる場面は、「仕事や収入」が51.9%と最も高く、次いで「隣近所のつきあい（29.9%）」となっています。



(5) 地域との関わり、支援について

隣近所の人たちとのつきあい方

■身体障害者

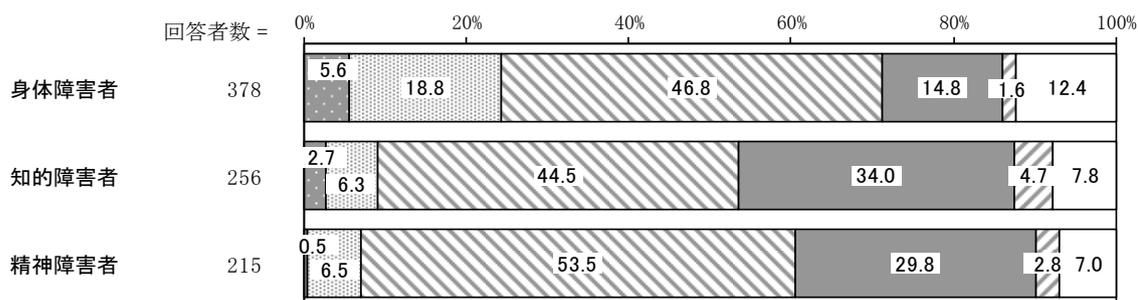
隣近所の人たちとのつきあい方は、「あいさつをする程度」が 46.8%と最も高く、次いで「親しくいろいろなことを話している（18.8%）」、「ほとんどつきあいはない（14.8%）」となっています。

■知的障害者

隣近所の人たちとのつきあい方は、「あいさつをする程度」が 44.5%と最も高く、次いで「ほとんどつきあいはない（34.0%）」となっています。

■精神障害者

隣近所の人たちとのつきあい方は、「あいさつをする程度」が 53.5%と最も高く、次いで「ほとんどつきあいはない（29.8%）」となっています。



- 手助けをしたりされたり、相談ごとや悩みごとを話したり聞いたりしている
- 親しくいろいろなことを話している
- あいさつをする程度
- ほとんどつきあいはない
- その他
- 不明・無回答

(6) 災害時等の支援について

①避難支援制度の登録状況

■身体障害者

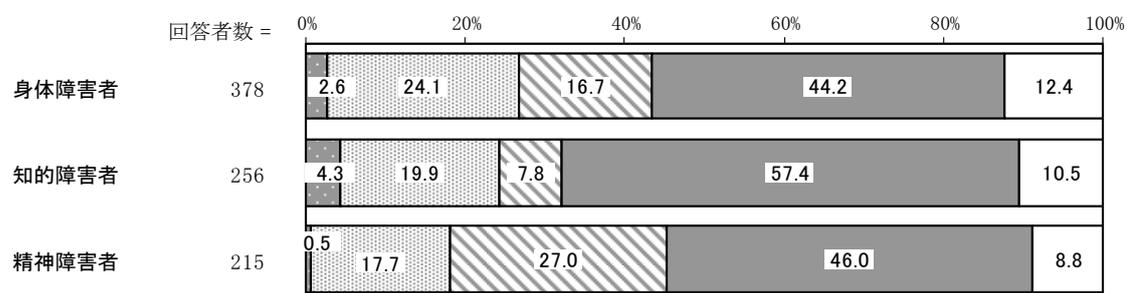
避難支援制度の登録状況は、「わからない」が44.2%と最も高く、次いで「今後登録したい(24.1%)」、「登録するつもりはない(16.7%)」となり、「登録している(2.6%)」は僅かとなっています。

■知的障害者

避難支援制度の登録状況は、「わからない(57.4%)」が多数を占め、「今後登録したい」は19.9%、「登録するつもりはない」は7.8%となり、「登録している(4.3%)」は僅かとなっています。

■精神障害者

避難支援制度の登録状況は、「わからない(46.0%)」が多数を占め、「登録するつもりはない」は27.0%、「今後登録したい」は17.7%となり、「登録している(0.5%)」は僅かとなっています。



□登録している □今後登録したい □登録するつもりはない □わからない □不明・無回答

②災害が起こった場合の不安

■身体障害者

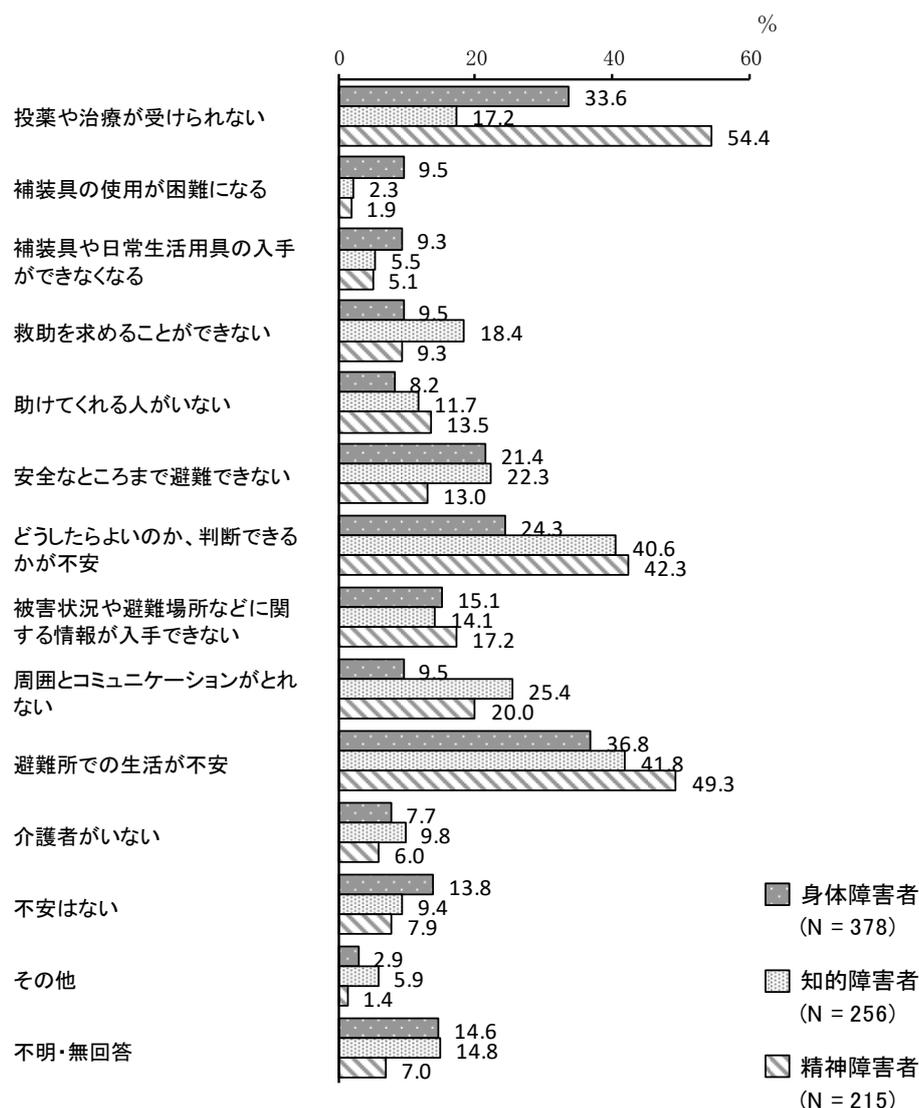
災害が起こった場合の不安は、「避難所での生活が不安」が36.8%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない（33.6%）」、「どうしたらよいのか、判断できるかが不安（24.3%）」、「安全なところまで避難できない（21.4%）」となっています。

■知的障害者

災害が起こった場合の不安は、「避難所での生活が不安」が41.8%と最も高く、次いで「どうしたらよいのか、判断できるかが不安（40.6%）」、「周囲とコミュニケーションがとれない（25.4%）」となっています。

■精神障害者

災害が起こった場合の不安は、「投薬や治療が受けられない」が54.4%と最も高く、次いで「避難所での生活が不安（49.3%）」、「どうしたらよいのか、判断できるかが不安（42.3%）」となっています。



(7) 保育・教育について

①通園・通学にあたり困っていること

■知的障害者

通園・通学して困ることは、「特に困っていることはない」が20件（57.1%）に上りますが、困っていることとしては、「通うのが大変」が8件（22.9%）と最も高くなっています。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
通うのが大変	1件	8件	2件
トイレなどの施設が整っていない	1件	0件	1件
介助体制が十分でない	0件	2件	0件
先生の理解や配慮が足りない	1件	5件	1件
まわりの生徒たちの理解が得られない	1件	4件	1件
友だちができない	1件	3件	1件
通常の学級に入れてもらえない	0件	0件	0件
医療的なケア（吸引・経管栄養・導尿等）が受けられない	0件	0件	0件
スクールカウンセラーなどの相談体制が十分でない	0件	0件	1件
特に困っていることはない	0件	20件	1件
その他	0件	1件	0件
不明・無回答	1件	2件	0件

身体障害者 (N=3)・知的障害者 (N=35)・精神障害者 (N=3)

※回答者数が少数のため、件数のみの記載とします。

②幼稚園・学校などに望むこと

■知的障害者

幼稚園・学校などに望むことは、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が18件（51.4%）と最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が13件（37.1%）、「個別指導を充実してほしい」が9件（25.7%）となっています。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	1件	13件	3件
能力や障害の状況にあった指導をしてほしい	3件	18件	3件
施設、設備、教材を充実してほしい	2件	6件	2件
個別指導を充実してほしい	2件	9件	3件
通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	1件	0件	0件
障害の状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	0件	0件	0件
医療的なケア（吸引・経管栄養・導尿等）が受けられるようにしてほしい	0件	0件	0件
特に望むことはない	0件	6件	0件
その他	0件	2件	0件
不明・無回答	1件	2件	0件

身体障害者 (N=3)・知的障害者 (N=35)・精神障害者 (N=3)

※回答者数が少数のため、件数のみの記載とします。

(8) 就労について

①平日の日中の主な過ごし方

■身体障害者

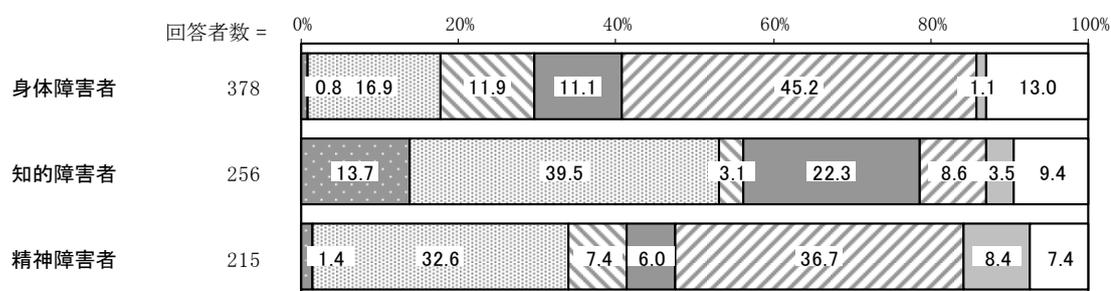
平日の日中の主な過ごし方は、「自宅にすることが多い」が45.2%と最も高く、次いで「働いている（地域活動支援センター・就労継続支援A型・就労継続支援B型なども含む）(16.9%)」、「病院やデイサービスセンターで定期的に訓練・介護（入浴等）を受けている（11.9%）」となっています。

■知的障害者

平日の日中の主な過ごし方は、「働いている（地域活動支援センター・就労継続支援A型・就労継続支援B型なども含む）」が39.5%と最も高く、次いで「病院・施設などで看護・介護を受けている（22.3%)」、「幼稚園や保育所、こども園、学校などに通っている（13.7%)」となっています。

■精神障害者

平日の日中の主な過ごし方は、「自宅にすることが多い」が36.7%と最も高く、次いで「働いている（地域活動支援センター・就労継続支援A型・就労継続支援B型なども含む）(32.6%)」となっています。



- 幼稚園や保育所、こども園、学校などに通っている
- 働いている(地域活動支援センター・就労継続支援A型・就労継続支援B型なども含む)
- 病院やデイサービスセンターで定期的に訓練・介護(入浴等)を受けている
- 病院・施設などで看護・介護を受けている
- 自宅にすることが多い
- その他
- 不明・無回答

②仕事の形態

■身体障害者

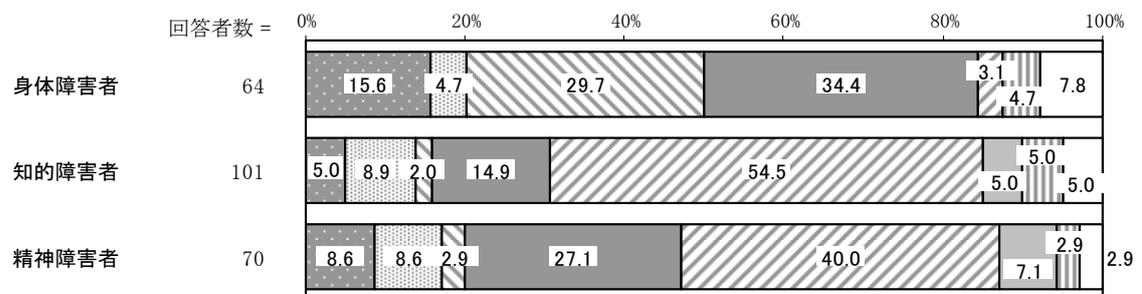
仕事の形態は、「臨時、日雇い、パート、嘱託等」が34.4%と最も高く、次いで「自営業(29.7%)」、「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない就労形態(15.6%)」となっています。

■知的障害者

仕事の形態は、「就労移行支援、就労継続支援を利用」が54.5%と最も高く、次いで「臨時、日雇い、パート、嘱託等(14.9%)」となっています。

■精神障害者

仕事の形態は、「就労移行支援、就労継続支援を利用」が40.0%と最も高く、次いで「臨時、日雇い、パート、嘱託等(27.1%)」となっています。



- 正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない就労形態
- 正職員での短時間勤務などの障害者に配慮のある勤務
- 自営業
- 臨時、日雇い、パート、嘱託等
- 就労移行支援、就労継続支援を利用
- 地域活動支援センター
- その他
- 不明・無回答

③仕事に対する不安・不満

■身体障害者

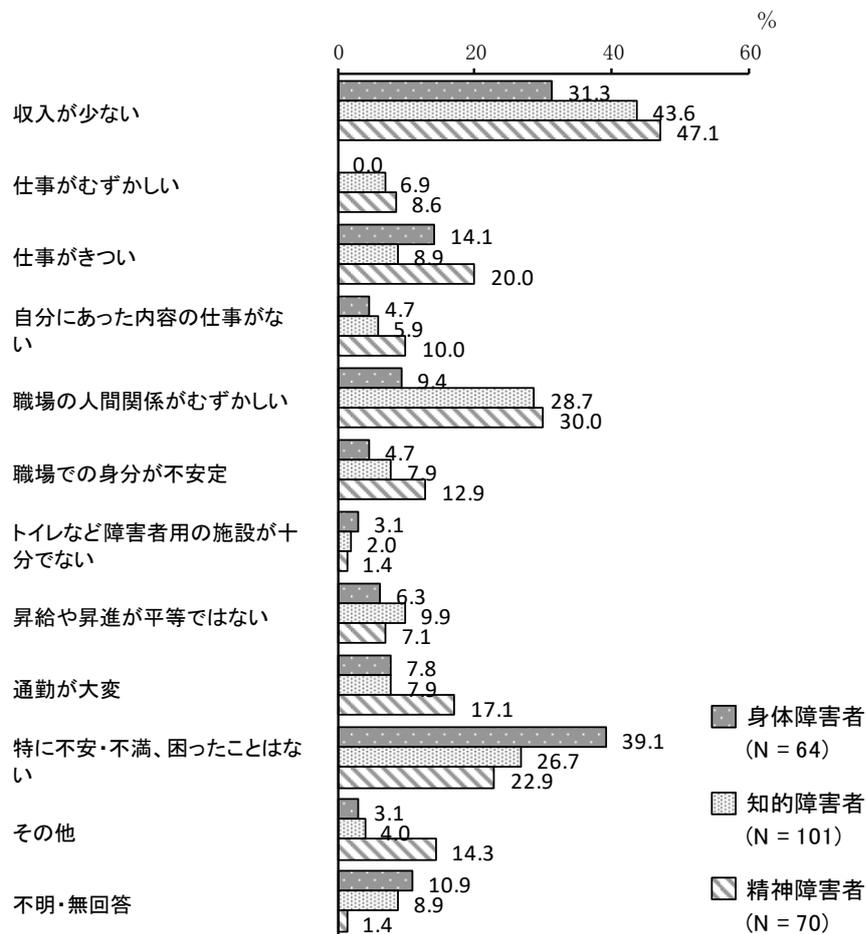
仕事をするうえで不安・不満に思うことは、「特に不安・不満、困ったことはない」が39.1%に上りますが、不安・不満に思うこととしては、「収入が少ない」が31.3%と最も高く、次いで「仕事がきつい（14.1%）」となっています。

■知的障害者

仕事をするうえで不安・不満に思うことは、「収入が少ない」が43.6%と最も高く、次いで「職場の人間関係がむずかしい（28.7%）」となっています。

■精神障害者

仕事をするうえで不安・不満に思うことは、「収入が少ない」が47.1%と最も高く、次いで「職場の人間関係がむずかしい（30.0%）」となっています。



④就労意向

■身体障害者

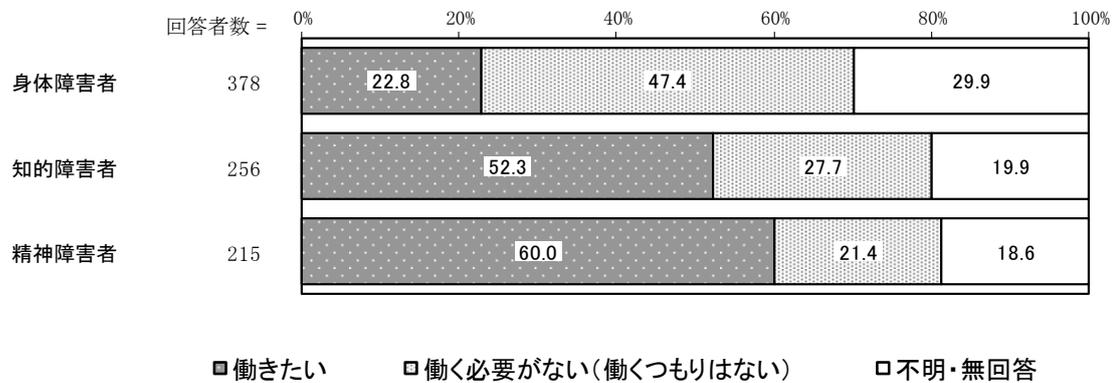
就労意向は、「働く必要がない(働くつもりはない) (47.4%)」が半数近くを占め、「働きたい」は22.8%となっています。

■知的障害者

就労意向は、「働く必要がない(働くつもりはない)」が27.7%となり、「働きたい」は52.3%と過半数を占めています。

■精神障害者

就労意向は、「働く必要がない(働くつもりはない)」が21.4%となり、「働きたい」は60.0%と過半数を占めています。



⑤障害者が働くために整える必要のある環境

■身体障害者

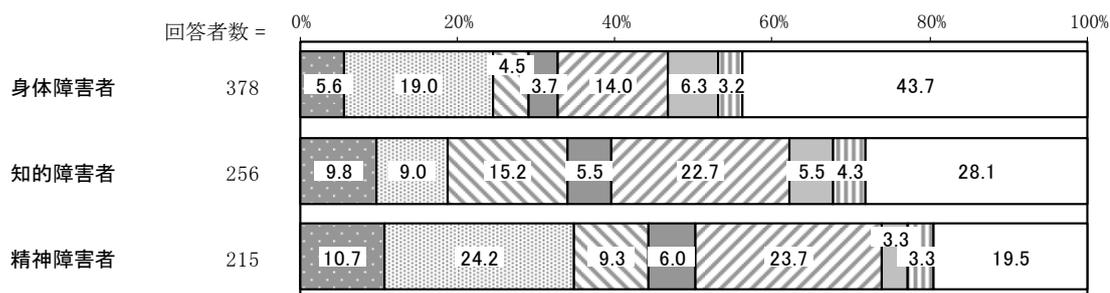
障害者が働くために整える必要のある環境は、「健康状態にあわせた働き方ができること」が19.0%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること（14.0%）」となっています。

■知的障害者

障害者が働くために整える必要のある環境は、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が22.7%と最も高く、次いで「障害者に適した仕事が開発されること（15.2%）」となっています。

■精神障害者

障害者が働くために整える必要のある環境は、「健康状態にあわせた働き方ができること」が24.2%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること（23.7%）」となっています。



- 自分の家の近くに働く場があること
- 健康状態にあわせた働き方ができること
- 障害者に適した仕事が開発されること
- 就労の場のあっせんの相談や、就労後の定着のための相談ができる場所が整っている
- 事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること
- 職場の施設や設備が障害者にも利用できるように配慮されていること
- その他
- 不明・無回答

(9) 介護の状況

介助者の年齢

■身体障害者

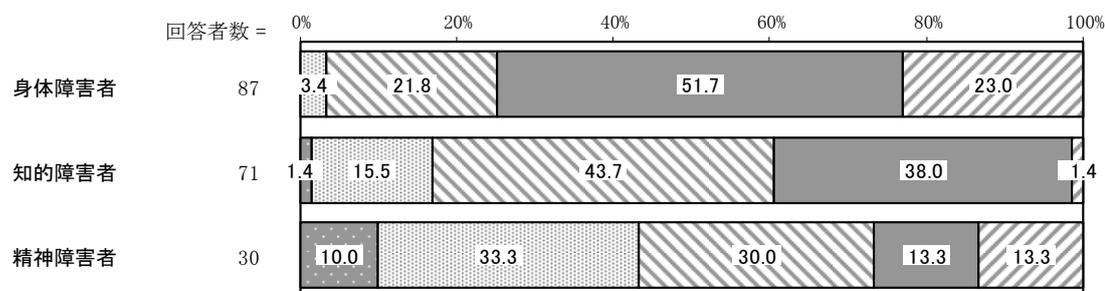
介助者の年齢は、「60・70歳代」が51.7%と最も高く、次いで「80歳以上(23.0%)」、「40・50歳代(21.8%)」となっています。

■知的障害者

介助者の年齢は、「40・50歳代」が43.7%と最も高く、次いで「60・70歳代(38.0%)」、「20・30歳代(15.5%)」となっています。

■精神障害者

介助者の年齢は、「20・30歳代」が33.3%と最も高くなっています。



■10歳代 ■20・30歳代 ■40・50歳代 ■60・70歳代 ■80歳以上 □不明・無回答

(10) 福祉政策全般について

特に重要であると思う渋川市の福祉施策

■身体障害者

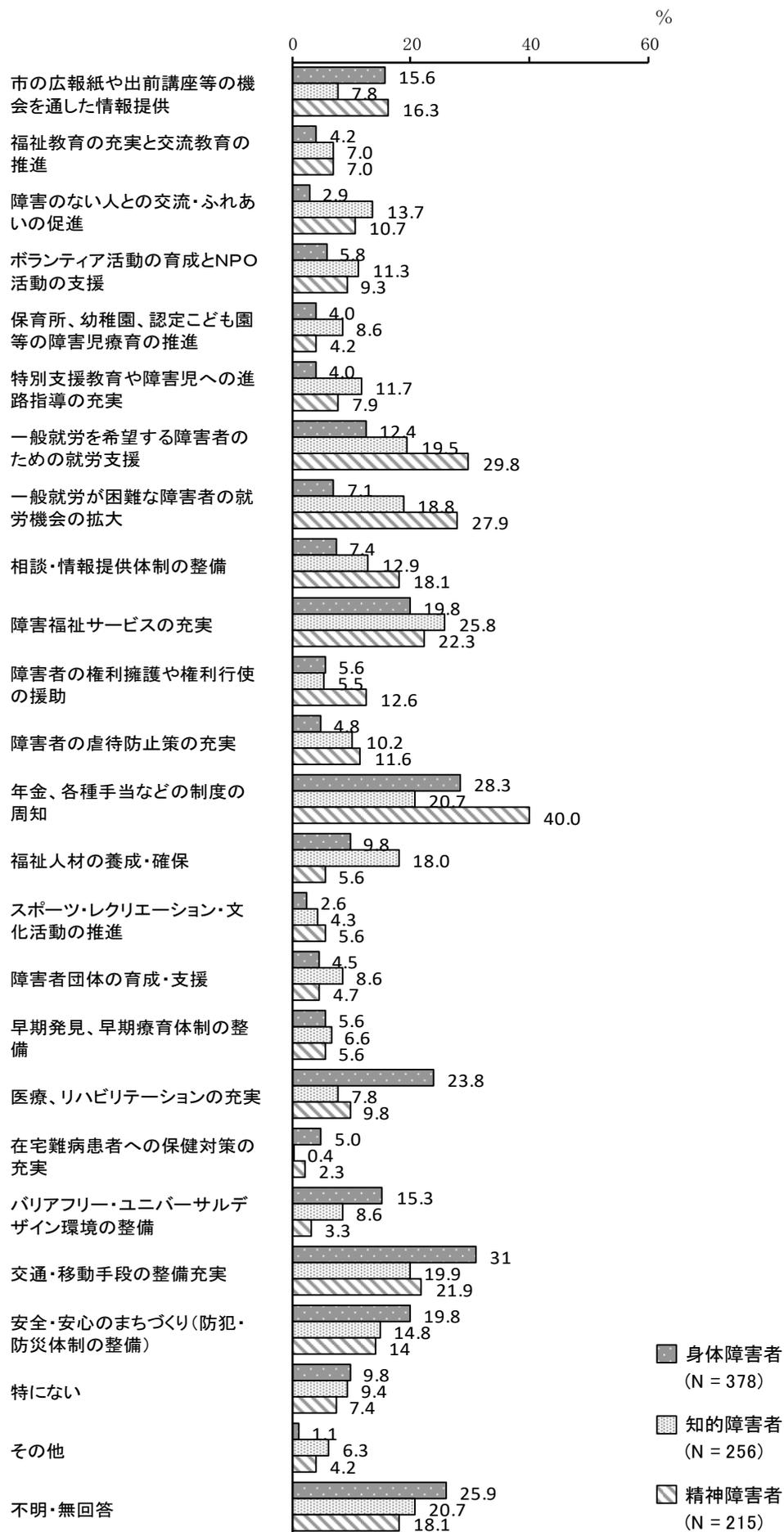
特に重要であると思う渋川市の福祉施策は、「交通・移動手段の整備充実」が31.0%と最も高く、次いで「年金、各種手当などの制度の周知（28.3%）」、「医療、リハビリテーションの充実（23.8%）」となっています。

■知的障害者

特に重要であると思う渋川市の福祉施策は、「障害福祉サービスの充実」が25.8%と最も高く、次いで「年金、各種手当などの制度の周知（20.7%）」、「交通・移動手段の整備充実（19.9%）」、「一般就労を希望する障害者のための就労支援（19.5%）」となっています。

■精神障害者

特に重要であると思う渋川市の福祉施策は、「年金、各種手当などの制度の周知」が40.0%と最も高く、次いで「一般就労を希望する障害者のための就労支援（29.8%）」、「一般就労が困難な障害者の就労機会の拡大（27.9%）」となっています。



(11) 権利擁護について

犯罪や消費者被害について感じていること

■身体障害者

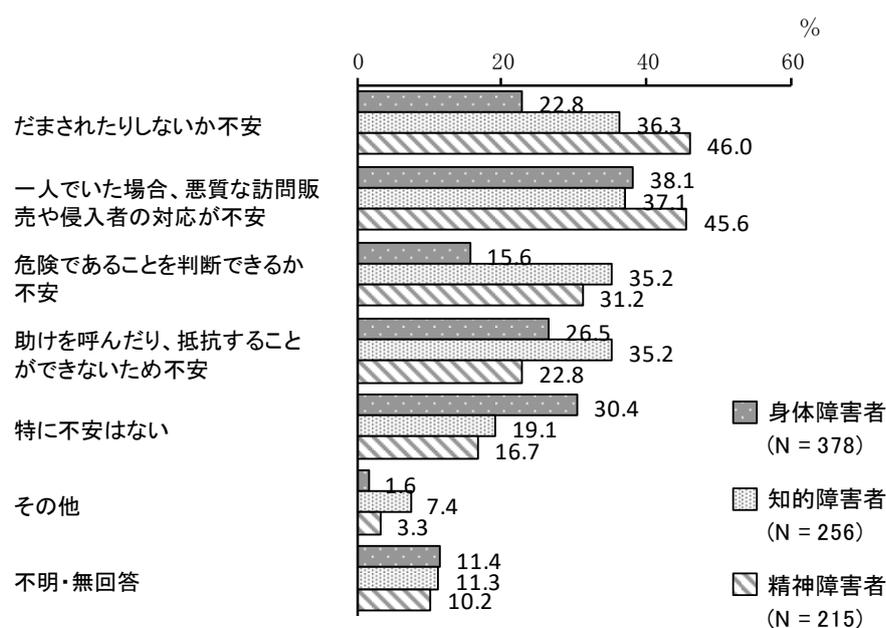
犯罪や消費者被害について感じていることは、「一人でいた場合、悪質な訪問販売や侵入者の対応が不安」が38.1%と最も高くなっています。次いで「特に不安はない(30.4%)」となっていますが、「助けを呼んだり、抵抗することができないため不安(26.5%)」及び「だまされたりしないか不安(22.8%)」も2割台と高くなっています。

■知的障害者

犯罪や消費者被害について感じていることは、「一人でいた場合、悪質な訪問販売や侵入者の対応が不安」が37.1%と最も高く、次いで「だまされたりしないか不安(36.3%)」、「危険であることを判断できるか不安(35.2%)」「助けを呼んだり、抵抗することができないため不安(35.2%)」となり、いずれも3割台半ばとなっています。

■精神障害者

犯罪や消費者被害について感じていることは、「だまされたりしないか不安」が46.0%と最も高く、次いで「一人でいた場合、悪質な訪問販売や侵入者の対応が不安(45.6%)」となっています。

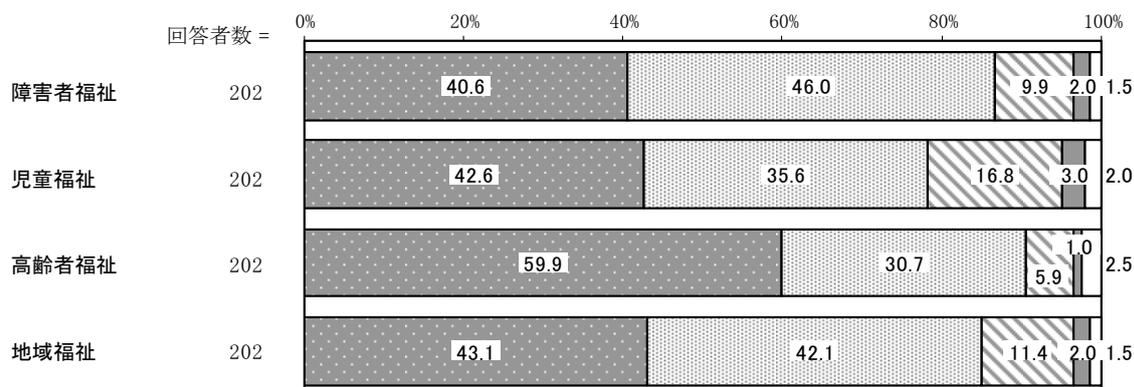


【障害者手帳を所持していない市民対象】

(1) 市民の意識調査

①福祉への関心

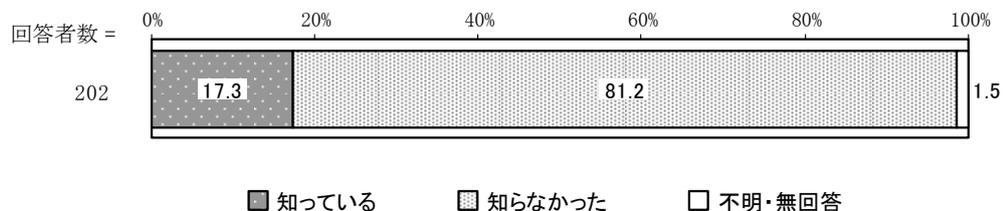
福祉への関心は、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせた『関心がある』の割合は、高齢者福祉が90.6%と最も高く、次いで障害者福祉が86.6%、地域福祉が85.2%、児童福祉が78.2%となっています。



■ 関心がある □ 少しは関心がある □ あまり関心がない □ 関心がない □ 不明・無回答

②「障害者差別解消法」の認知

「障害者差別解消法」の認知は、「知らなかった」が81.2%と多数を占め、「知っている」は17.3%となっています。

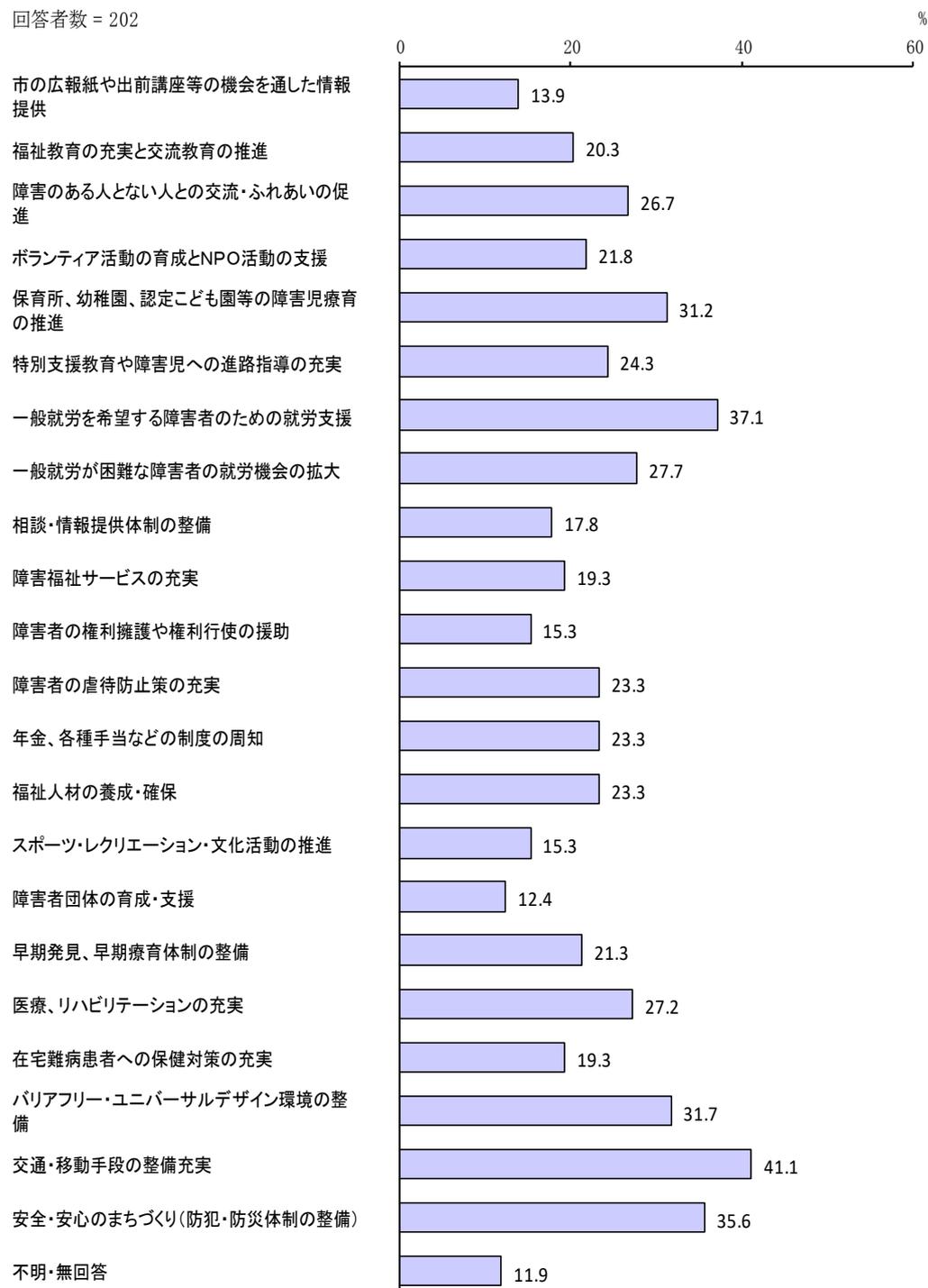


■ 知っている □ 知らなかった □ 不明・無回答

③ 渋川市の福祉施策について

今後特に重要であると思う施策は、「交通・移動手段の整備充実」が41.1%と最も高く、次いで、「一般就労を希望する障害者のための就労支援（37.1%）」、「安全・安心のまちづくり（防犯・防災体制の整備）（35.6%）」となっています。

回答者数 = 202



4 第4期計画の進捗評価

第4期渋川市障害者計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。

(1) 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

令和元年度時点での進捗評価においては、全体の24.3%(全37事業のうち9事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の73.0%(全37事業のうち27事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各基本施策の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『意思疎通支援の充実』が50.0%で最も高く、次いで、『お互いの理解の促進』が37.5%、『障害者の虐待防止』が33.3%、『権利擁護及び差別の解消の推進』が20.0%となっています。なお、『福祉教育の充実と交流教育の推進』は、1事業が「計画よりやや遅れが生じている」と評価されています。

基本施策	事業数	進捗評価(令和元年度)				
		A	B	C	D	E
1. お互いの理解の促進	8	3	5			
2. 意思疎通支援の充実	8	4	4			
3. 権利擁護及び差別の解消の推進	5	1	4			
4. 障害者の虐待防止	3	1	2			
5. 福祉教育の充実と交流教育の推進	4		3	1		
6. NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援	9		9			
計	37	9	27	1		

■進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B: 概ね計画通り順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

D: 停滞・未着手

E: 廃止(統合・集約または廃止)

(2) 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

令和元年度時点での進捗評価においては、全体の17.6%(全17事業のうち3事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の58.8%(全17事業のうち10事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各基本施策の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『就学前療育の充実』が25.0%で、『教育の充実』の11.1%より高くなっています。なお、『教育の充実』のうち、4事業が「計画よりやや遅れが生じている」と評価されています。

基本施策	事業数	進捗評価(令和元年度)				
		A	B	C	D	E
1. 就学前療育の充実	8	2	6			
2. 教育の充実	9	1	4	4		
計	17	3	10	4		

■進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B: 概ね計画通り順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

D: 停滞・未着手

E: 廃止(統合・集約または廃止)

(3) 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

令和元年度時点での進捗評価においては、全5事業のうちすべての事業が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

基本施策	事業数	進捗評価(令和元年度)				
		A	B	C	D	E
1. 雇用の促進と安定	4		4			
2. 就労機会の拡大	1		1			
計	5		5			

■進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B: 概ね計画通り順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

D: 停滞・未着手

E: 廃止(統合・集約または廃止)

(4) 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービス

令和元年度時点での進捗評価においては、全体の30.8%（全39事業のうち12事業）が「計画通り（または計画以上）に順調に推移している」、全体の69.2%（全39事業のうち27事業）が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各基本施策の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『生活安定施策の充実』が50.0%で最も高く、次いで、『相談・情報提供体制の整備』が33.3%、『障害福祉サービス等の充実』が32.0%、『スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進』が14.3%となっています。

基本施策	事業数	進捗評価（令和元年度）				
		A	B	C	D	E
1. 相談・情報提供体制の整備	3	1	2			
2. 障害福祉サービス等の充実	25	8	17			
3. 生活安定施策の充実	4	2	2			
4. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	7	1	6			
計	39	12	27			

■進捗評価

A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している

B：概ね計画通り順調に推移している

C：計画よりやや遅れが生じている

D：停滞・未着手

E：廃止（統合・集約または廃止）

(5) 健やかで安心して暮らせる保健・医療

令和元年度時点での進捗評価においては、全体の72.2%(全18事業のうち13事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の27.8%(全18事業のうち5事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各基本施策の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成』が75.0%で最も高く、次いで、『早期発見・早期療育体制の整備』が71.4%、『難病患者及び在宅重度障害者への支援』が66.7%となっています。

基本施策	事業数	進捗評価(令和元年度)				
		A	B	C	D	E
1. 早期発見・早期療育体制の整備	7	5	2			
2. 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	8	6	2			
3. 難病患者及び在宅重度障害者への支援	3	2	1			
計	18	13	5			

■進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B: 概ね計画通り順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

D: 停滞・未着手

E: 廃止(統合・集約または廃止)

(6) 人にやさしい快適なまちづくり

令和元年度時点での進捗評価においては、全体の38.9%(全18事業のうち7事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の61.1%(全18事業のうち11事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各基本施策の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『交通・移動手段の整備充実』が62.5%で最も高く、次いで、『バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進』が20.0%、『安全・安心のまちづくりの推進(防犯・防災体制の整備)』が20.0%となっています。

基本施策	事業数	進捗評価(令和元年度)				
		A	B	C	D	E
1. バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	5	1	4			
2. 交通・移動手段の整備充実	8	5	3			
3. 安全・安心のまちづくりの推進(防犯・防災体制の整備)	5	1	4			
計	18	7	11			

■進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B: 概ね計画通り順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

D: 停滞・未着手

E: 廃止(統合・集約または廃止)

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

第2次渋川市総合計画では、まちの将来像として「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を掲げ、その実現のため障害福祉分野においては、全ての人が互いを尊重し、共に生きる社会の実現を目指すとともに、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに合った適切な支援の充実を図ることを位置づけており、渋川市障害者計画にも受け継がれている理念でもあります。

本計画においても、前計画の基本理念を引き継ぎ、「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を目指します。

基本理念

**すべての人がお互いを尊重し、
共に生きる社会の実現**

|| 2 基本的な取り組み姿勢

施策の推進においては、前計画の考えを引き継ぎ、下記の4つを基本的な取り組み姿勢とします。

(1) 障害のある人への理解の促進

障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、地域社会の理解促進に努めます。

(2) 障害のある人本人の自己決定を尊重

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加していけるよう支援します。障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるように相談窓口の充実を図ります。

また、意思決定のための言語（手話を含む。）その他の手段を選択する機会の提供を促進します。

(3) 社会参加しやすい環境整備

障害のある人の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるよう社会的障壁の除去を推進します。

(4) 障害福祉サービス等の充実

障害のある人それぞれのニーズに合った日常生活及び社会生活を営むことができるように、「渋川市障害福祉計画・渋川市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供を推進します。

|| 3 基本目標

(1) 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

地域で共に暮らす障害のある人とない人の相互理解のため、障害への正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障害のある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

(2) 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

(3) 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

(4) 支え合い、共に生きるまちづくり

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

障害のある人が基本的人権を有する社会の一員として、あらゆる分野の活動において参加・参画する機会が確保され、それぞれの能力を発揮できるよう、就労や文化・スポーツ活動に必要な支援を充実します。

(5) 健やかで安心して暮らせる保健・医療

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(6) 人にやさしい快適なまちづくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の住民同士で支え合う、安全・安心な地域づくりを推進します。

4 施策の体系

■障害者計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

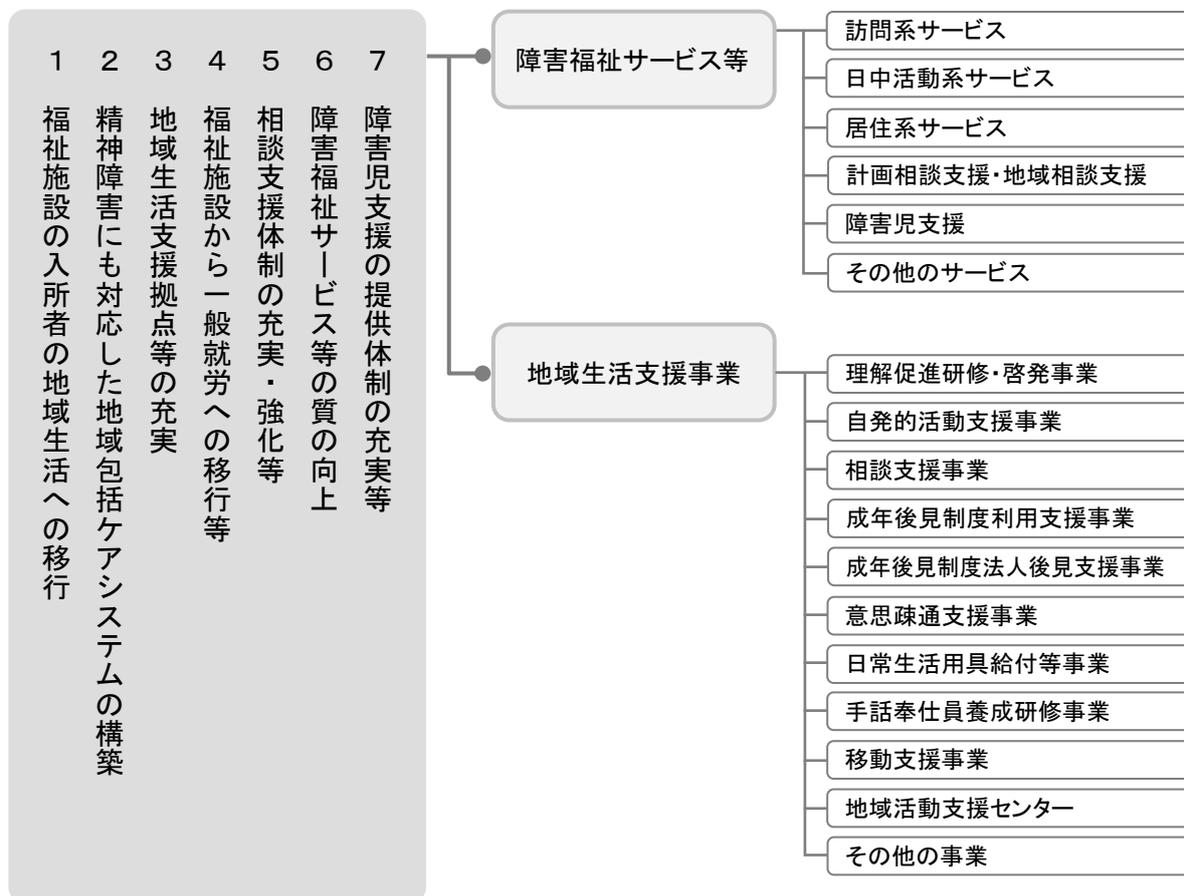
[基本施策]



■障害福祉計画・障害児福祉計画の体系

[成果目標]

[障害福祉サービス等の見込量]





第4章

障害者計画

基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

現 状 と 課 題

本市では、理解とふれあいに満ちた共生社会の実現に向けて、福祉教育や地域のふれあい活動などにより、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及に努め、また、成年後見制度など障害のある人の権利擁護、差別解消、虐待防止を目的とした取り組みなどを行ってきました。

差別や人権侵害を受けていると感じることがあるかについては、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合が、身体障害者対象調査では、11.9%、知的障害者対象調査では30.0%、精神障害者対象調査では35.8%となっています。

また、差別や人権侵害を受けていると感じる場面については、「街角での人の視線」「仕事や収入」の割合が高くなっています。

その他の市民を対象とした調査結果をみると、今後特に重要であると思う市の福祉施策について、「福祉教育の充実と交流教育の推進」の割合は20.3%、「障害のある人となない人との交流・ふれあいの促進」の割合は26.7%となっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

また、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあうことで相互理解を深め、さらに、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進すべく、制度の周知や制度利用のための支援に取り組んでいくことが必要です。

(1) お互いの理解の促進

障害のある人と障害のない人が、障害の有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

障害への理解を深めることを目的とした、より多様なメディアによる広報活動に努めるとともに、様々な場面や状況によって、障害のある人とない人が互いを知り、分かり合う機会の拡大に努めます。

①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発活動の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者等理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修会開催や障害福祉サービス事業所等の生産活動または創作的活動を紹介し啓発活動などを行う。	地域包括ケア課
知的障害者福祉月間広報事業	知的障害のある人に対する理解を深め、教育の推進及び福祉の向上・充実に努めるため、知的障害者月間（9月1日～30日）に、スローガン（懸垂幕掲揚）や渋川市、榛東村及び吉岡町等へのパレードを実施する。	地域包括ケア課
図書資料購入事業	障害関連図書や大活字本を購入し、利用者に貸し出しを行う。 また、一般図書室には点字図書、視聴覚コーナーには視覚障害のある人用の朗読CD（文学作品）や広報しぶかわの朗読テープを配架し、貸し出しを行う。	図書館

②交流・ふれあいの場の拡大及び支援

事業名	事業概要	担当課
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全中学校及び特別支援学校を対象に、少年の主張大会を実施する。 ・市内の小学6年生、中学2年生、高校生、特別支援学校の生徒から人権尊重ポスターを募集し、優秀作品で人権教育啓発カレンダーを作成し毎戸配布する。 ・市内の小学生、中学生、高校生、特別支援学校の生徒から俳句を募集し、句集を作成し配布する。 	生涯学習課
ふれあいサロン推進事業	ひとり暮らしの高齢の人や障害のある人、子育て中の親子など家に閉じこもりがちな人に対して、地域でサロンを開催することで、地域の人とのふれあいや仲間づくりを助長する。	社会福祉協議会
地域ふれあい活動事業	支援または見守り活動を要する高齢の人や障害のある人等に対して、近隣住民である地域ボランティア等の協力により、孤独感の解消と交流を深めることを目的に実施する。	社会福祉協議会
身体障害者文化教養講座実施事業	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人となない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課

(2) 意思疎通支援の充実

渋川市手話言語条例（平成29年4月施行）のもと、障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進します。

また、視覚等に障害のある人が、様々な情報の入手をしやすくするために、必要な支援の充実を図ります。

①手話言語条例に基づく取り組みの展開

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
手話教室開催事業	手話の理解及び普及を図るため、一般市民向け、観光従事者向け、医療従事者向けの手話教室を開催する。	地域包括ケア課
出前手話教室開催事業	手話の理解及び普及を図るため、市内に所在する小中学校を対象に手話教室を開催する。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	地域包括ケア課
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人等が社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の手段を確保する。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆者派遣事業（緊急時）	聴覚障害のある人等が、病気・事故等のため警察や消防に緊急通報した場合、手話通訳者へ直接派遣依頼を認める。	地域包括ケア課
渋川市群馬県手話通訳者認定試験対策講座事業	地域における手話通訳者増員のため、手話通訳に必要な知識又は技術等を習得し、手話通訳活動を行う手話通訳者資格を取得するための試験対策講座を開催する。	地域包括ケア課

②情報入手手段の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
点字・声の広報等発行事業	市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。	地域包括ケア課
音訳ボランティア養成講座	音訳ボランティア活動の状況や音訳の基礎理論についての講義等により、ボランティアの養成を目的として講座を行う。	社会福祉協議会
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課

(3) 権利擁護及び差別の解消の推進

平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政サービス等における合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むことが求められています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害に関する周知・啓発等を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、障害者差別解消法等をはじめとする障害のある人の権利擁護をめぐる関係法令の遵守に向けた取り組みを強化します。

①日常生活自立支援事業の利用促進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
日常生活自立支援事業	障害や認知症等で判断が不十分な人を対象とし、「福祉サービス利用についての情報提供・相談」、「福祉サービスの利用・終了手続き」、「福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助」等を行う。その他、付随サービスとして「日常的金銭管理」、「書類預かりサービス」等を行う。	社会福祉協議会

②成年後見制度の利用支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
成年後見制度利用支援事業	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がいない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。	地域包括ケア課 高齢者安心課

③障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける合理的な配慮

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	「渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」第8条の研修、啓発の規定に基づき、研修を実施する。	人事課

④障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業	障害のある人及びその家族、その他の関係する人からの相談に応じ、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決のための支援を行う。	地域包括ケア課
渋川地域自立支援協議会	障害を理由とする差別に関する相談事例を踏まえ、解消するための取り組みについて渋川地域自立支援協議会で協議する。	地域包括ケア課

(4) 障害者の虐待防止

障害のある人に対する虐待が問題となっており、より一層の関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。

障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待防止法」のもと、障害のある人への虐待を防止するための取り組みを実施します。また、障害のある人に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

①障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターにおいて、「障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）」と「障害のある人及び養護している人に対して家庭訪問・カウンセリング等による相談、指導及び助言」、「緊急時の一時保護のための居室確保」等を行う。	地域包括ケア課
家庭児童相談事業	要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、障害の有無にかかわらず、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等に関し、関係機関で情報交換と支援の協議を行う。	こども課

②障害者虐待防止のためのネットワーク

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会（再掲）	地域における障害者虐待の防止、障害のある人を養護する人に対する支援などを協議する。	地域包括ケア課

(5) 福祉教育の充実と交流教育の推進

障害のある人とない人がお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育が重要です。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

また、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害のある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

①福祉教育体制の整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業	校内研修における福祉教育の研修会等の実施。	学校教育課
福祉学習支援事業	児童、生徒が体験学習の機会を通して、社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中で相互扶助、社会連帯の理想を浸透させるとともに、家庭及び地域社会の啓発と地域福祉の向上を図る。	社会福祉協議会

②インクルーシブ（包容）教育の推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業（再掲）	福祉教育としての学校の位置付けと人権に関する授業を実施する。 授業を始め学校の教育活動を通じての学級や人間関係づくりと児童生徒の活動に対する自主的・主体的な取り組みの指導、支援をする。	学校教育課

③福祉に関する啓発や実践活動の推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
学校教育充実事業（再掲）	「総合的な学習の時間」を中心とした福祉教育に関する体験的な活動の取り組みで、福祉に関する作文や標語、ポスターコンクールへの応募を行う。	学校教育課

(6) NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援

NPO・ボランティア活動や障害者団体は、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活していく上で重要な役割を担っています。

地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図るとともに、活動のための支援や環境整備を行い、ボランティアを必要とする人への情報提供に努めます。

① NPO・ボランティア活動の体制づくり

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
NPO・ボランティア支援事業	NPO・ボランティア支援センターを設置し、共生社会の実現を目指して公益的な活動を行っている市内の団体やボランティアを始めたいと思っている人等の支援を行う。	市民協働推進課
社会福祉協議会ボランティアセンター	「ボランティアをしたい人」と「ボランティアしてほしい人」のマッチングを行うとともに、ボランティアをしたい人に講座や講演会等を開催する。	社会福祉協議会
ボランティアの組織化事業	社会福祉協議会とNPO・ボランティア支援センターで情報共有し、ボランティアについての相談者やボランティア登録者に対しての情報提供やボランティア連絡協議会による団体間の連携強化等の支援及び環境整備を行う。	社会福祉協議会

②NPO・ボランティアの育成

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
NPO・ボランティア支援事業（再掲）	NPO・ボランティア支援センターを設置し、共生社会の実現を目指して公益的な活動を行っている市内の団体やボランティアを始めたいと思っている人等の支援を行う。	市民協働推進課
ボランティア活動支援事業	作業所関係者、病院関係者、当事者、行政関係者等の各方面からの支援状況、ボランティアの現状と必要性を学び、ボランティアへの理解と育成を図る。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業（再掲）	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
音訳ボランティア養成講座（再掲）	音訳ボランティア活動の状況や音訳の基礎理論についての講義等により、ボランティアの養成を目的として講座を行う。	社会福祉協議会

③市民のボランティア体験の場の拡大

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
ボランティアの日事業	多くの方が福祉活動やボランティア活動に参加することにより、福祉について考え、理解し、福祉のまちづくりの実現につなげていくことを目的として実施する。	社会福祉協議会

④障害者団体の支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者団体の支援	障害者団体等の円滑な活動を推進するために、「渋川市ホームページ」や「障害福祉サービスのしおり」を活用し周知する。	地域包括ケア課

基本目標 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

現 状 と 課 題

本市では、障害のある子どもが家庭や学校等の場で適正な療育を受けられるよう、学校教職員や福祉サービス事業所の職員等の育成や人材の確保に努め、また、関係機関と情報共有を行うことにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じて早期からの一貫した教育支援を行ってきました。

アンケート調査における、18歳未満の障害児対象調査において、幼稚園・学校などに望むことについて、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が58.5%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい（41.5%）」、「個別指導を充実してほしい（34.1%）」となっています。

また、通園・通学にあたり困っていることとしては、「通うのが大変」が26.8%、「先生の理解や配慮が足りない」が17.1%、「まわりの生徒たちの理解が得られない」14.6となっています。

障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障害の特性に応じた療育を実施するために、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。

そのためには、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場とともに学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

さらに、学校教職員、福祉サービス事業所の職員等に対して、障害への一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実が求められます。

(1) 就学前療育の充実

障害のある子どもが、地域で安心して暮らし続けるためには、乳幼児期から就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、障害種別や発達・成長の段階に応じた専門的な療育が重要です。

支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの関係機関の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実に図ります。

① 保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害児保育事業	特別に保育者を配置して集団保育が可能な障害児を受け入れた民間の保育所または認定こども園を支援し、障害児保育の充実を促進する。	こども課
保育所	乳幼児が心身ともに健やかに育成され療育されよう、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から保育所に通わせて保育を実施するほか、保護者などに対する児童の福祉に関する支援をする。	こども課
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、幼稚園において教育を実施するほか、家庭及び地域における幼児期の教育の支援を行う。	こども課
認定こども園	地域において子どもが健やかに育成されるよう、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つて小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に実施するほか、保護者に対する子育て支援を行う。	こども課
就学前障害児支援利用給付金事業	国の幼児保育無償化制度の施行に伴い、当該制度の対象外となる0歳から3歳になって幼稚園・保育園・認定こども園に入園するまでの障害児を対象として、それらの児童が児童発達支援等の障害児通所支援サービスを利用した際に保護者の利用者負担額を全額給付する。	地域包括ケア課

② 発達障害・就学・療育等の相談体制の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業(再掲)	障害のある子どもの福祉サービス利用を円滑に進めるため、利用時に事業所に対し、家族の不安や希望する生活等についての必要な情報提供を行う。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
家庭児童相談事業(再掲)	児童が家庭や学校等で適切な養育を受けられるよう、心身障害、知能・言語の遅れや家庭環境などの情報を市保健センター保健師、こども発達相談室、中央児童相談所北部支所等の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	こども課

③一貫した早期療育体制づくり

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
年中児健診事業	発達障害(特性)のある子どもの早期発見や特性に応じた早期支援の充実を図り、小学校へのスムーズな移行を行うため、市内に住所のある5歳到達児童を対象に健診を実施する。	健康増進課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの様々な相談に、保健師、助産師、栄養士が応じ、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
こども発達相談室	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
言語指導教室運営事業	言葉の機能に障害が認められたり、言語発達遅滞が認められたりする幼児に対して、通級指導を実施し、障害の状況を改善する。	学校教育課

(2) 教育の充実

障害のある児童・生徒がその能力を最大限に伸ばし、必要な力が培われるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育が求められています。

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの放課後の居場所づくりの推進に努めます。

また、ノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行うことができるよう努めます。

①早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
特別支援学校等の移行支援連絡会議等の参画	各地域に住む障害のある子ども本人、その保護者、支援者、学校職員が一堂に会し、お互いを知るとともに情報を共有する場を持ち、地域の支援者として福祉サービスの体系や内容の紹介、及び該当地域で対象となる福祉サービス提供機関について情報提供する。	地域包括ケア課
教育支援事業	障害のある児童・生徒の就学先を決定するための教育支援委員会を開催し、個別のケースについての審査を通じ共通理解を図る。また、有識者による巡回相談を実施し、就学先の決定の一助とする。	学校教育課

②特別支援教育の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
教職員研修事業(特別支援教育研修会)	特別支援教育推進上の課題を把握し、一人ひとりのニーズに応じた教育の在り方と就学指導の充実を図る。	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学習活動及び日常生活のサポートを行う。	学校教育課
学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業	市内小学校4校(渋川南小・古巻小・長尾小・三原田小)、中学校1校(渋川中)にLD・ADHD等通級指導教室を設置し運営をする。 LD・ADHD等通級指導教室における指導の充実を図るとともに、通常の学級における適切な支援の充実を図る。	学校教育課
教育支援事業(再掲)	対象の児童・生徒に対応した教材・教具等の整備を充実するとともに、担当職員の研修の充実と指導力の向上を図る。	学校教育課
言語指導教室運営事業(再掲)	言語の機能に障害が認められたり、言語発達遅滞が認められたりする児童・生徒に対して、通級指導を実施し、障害の状況を改善するとともに、個別のニーズに応じた教育を行う。	学校教育課
特別支援学級運営事業	在籍する児童・生徒の障害に応じた適切な指導を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するとともに、特別支援学級における指導の充実を図る。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な援助を行う。	学校教育課

基本目標3 障害のある人がいきいきと参加している まちづくり

現 状 と 課 題

本市では、障害のある人が、その適正と能力に応じた仕事に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、様々な就労の場を確保し、障害の特性に応じたきめ細かな支援を行い、雇用の促進を図ってきました。

アンケート調査結果をみると、就労意向について「働きたい」の割合が、身体障害者では22.8%、知的障害者では52.3%、精神障害者では60.0%となっています。

また、障害のある人が働くために整える必要のある環境について、「健康状態にあわせた働き方ができること」「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」の割合が高くなっています。

障害のある人の就労機会の拡大を図るためには、「地域活動支援センター」を活用した就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、企業と就労する障害のある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

障害のある人の雇用を行う市内の企業等の新規開拓を図り、また企業等が障害のある人一人ひとりに合った就労形態をとることができるように企業実習を行う等、障害のある人の就労に結び付く取り組みが必要となります。

(1) 雇用の促進と安定

障害のある人が社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るためには、障害の特性に応じた支援を受けながら働き続けることのできる環境整備が重要です。

障害のある人の雇用を促進するために、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の機会の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細かな支援を実施します。

①就労の場の確保と拡大

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者雇用奨励事業 (社会福祉センター 日常清掃業務委託)	障害のある人の一般就労機会の拡大及び定着のため、社会福祉センターの清掃を障害のある人の雇用促進の場とする。	地域包括ケア課
障害者就労施設等からの物品等の優先調達	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進をする。	地域包括ケア課
渋川地域自立支援協議会就労支援部会	自立支援協議会就労支援部会を設置し、障害のある人の就労を様々な側面から支援を行えるよう協議をする。	地域包括ケア課
就職活動支援	障害について専門的知識を持つ相談員を配置し、仕事に関する情報提供や、就職相談を行う。	公共職業安定所

②就労後の就労定着支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
渋川地域自立支援協議会就労支援部会(再掲)	自立支援協議会就労支援部会を設置し、障害のある人の就労を様々な側面から支援を行えるよう協議をする。	地域包括ケア課

③福祉的就労への支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
福祉的就労の支援	障害のある人の特性や希望に合った仕事や働き方の拡充など、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、就労系の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等による就労支援の取り組みを強化する。	地域包括ケア課
農福連携の推進	国の「農福連携ビジョン」を踏まえ、農業経営体や障害者就労施設等が取り組みやすくなるよう農福連携を推進する。	地域包括ケア課

(2) 就労機会の拡大

障害の種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとっては、様々な就労の場を確保することが求められるなか、障害のある人が障害の特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障害のある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労の促進を進めます。

地域活動支援センターの実施

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
地域活動支援センター事業	障害のある人等を通所させ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援をする。	地域包括ケア課

基本目標 4 支え合い、共に生きるまちづくり

現 状 と 課 題

本市では、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で生活するために、相談・情報の提供体制、地域福祉サービスの提供体制を充実し、個々のニーズやライフステージに合わせた支援に取り組んできました。

アンケート調査結果をみると、今後、特に重要であると思う本市の福祉施策について、「交通・移動手段の整備充実」「年金、各種手当などの制度の周知」が高くなっています。

さらに、現在や今後の生活で不安に思っていることについて、「障害や病気のこと」「生活費について」「親の高齢化について」の割合が高くなっています。

また、今後、参加したい活動については、「旅行」「買い物」の割合が高くなっており、活動をするために必要な条件については、身体障害者対象調査及び知的障害者対象調査では、「障害者に配慮した施設や設備があること」、「介助者・援助者がいること」の割合が高くなっています。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、必要な情報を入手し、適切な支援を受けられるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスを始めとした福祉サービスの量的・質的な充実が求められています。

さらに、障害のある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

また、生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障害のある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

(1) 相談・情報提供体制の整備

障害のある人の暮らしをより良いものとしていくためには、障害のある人が抱える様々な課題を把握し、必要なサービスにつなげる相談支援が重要です。

障害のある人やその家族が、身近な地域で、その人の実情に合った的確な情報提供や相談支援を受けられるよう、障害のある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

また、障害等により、情報を入手することが難しい人もいます。そのような人が必要な情報を入手できるように、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

①障害者福祉サービスの広報

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載	障害福祉サービスのしおりを作成し、新規手帳交付者等に配布及び市のホームページで障害福祉サービスの周知をする。	地域包括ケア課
広報しぶかわ掲載	広報しぶかわに、障害福祉サービス内容を掲載し市民に周知する。	地域包括ケア課

②障害者相談支援事業の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業(再掲)	基幹相談支援センター(渋川広域障害福祉なんでも相談室)の機能を拡充し、他の相談事業所と連携し、地域の様々な課題に対応して、障害のある人が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送れるよう、相談事業の充実・強化を図る。	地域包括ケア課

(2) 障害福祉サービス等の充実

障害のある人が、地域で自分らしく生き生きとした生活を継続していくためには、各ライフステージで必要となる障害福祉サービス等を適切に提供することが必要となります。

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスの充実や手当等の支給など、障害のある人の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための様々な措置を講じ、障害のある人の地域生活を支援します。

あわせて、より質の高いサービスを提供するために、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

①障害福祉サービス等の実施

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
洪川地域自立支援審査会運営	障害者総合支援法に基づき、介護給付を申請した人に対して、障害支援区分認定基準に照らし、審査判定を行う。	地域包括ケア課
障害児通所支援事業	18歳未満の障害のある子どもに対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練などを行う。	地域包括ケア課
障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく、利用者への個別給付となる補装具給付やその他サービスを提供する。	地域包括ケア課

②地域生活支援事業等の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者等理解促進研修・啓発事業(再掲)	障害のある人についての理解を深めるための研修会開催や障害福祉サービス事業所等の生産活動または創作的活動を紹介し啓発活動などを行う。	地域包括ケア課
身体障害者温泉療養訓練事業	障害のある人に温泉等への宿泊の機会を設け、生きがいを高めるとともに、機能回復と親睦を図る。	地域包括ケア課
身体障害者文化教養講座実施事業(再掲)	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業(再掲)	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人とない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課
障害者スポーツ・レクリエーション実施事業	障害があるため外で運動をする機会の少ない人が一堂に集い、親睦と交流を深めるとともに、体力の維持及びリハビリテーション効果等を図る。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
ボランティア活動支援事業(再掲)	作業所関係者、病院関係者、当事者、行政関係者等の各方面からの支援状況、ボランティアの現状と必要性を学び、ボランティアへの理解と育成を図る。	地域包括ケア課
障害者相談支援事業(再掲)	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。	地域包括ケア課
成年後見制度利用支援事業(再掲)	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がいない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。	地域包括ケア課 高齢者安心課
手話通訳者・要約筆者派遣事業(再掲)	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。	地域包括ケア課
手話通訳者設置事業(再掲)	聴覚障害のある人等が社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を設置し、意思伝達の手段を確保する。	地域包括ケア課
日常生活用具給付等事業(再掲)	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課
手話奉仕員養成講座事業(再掲)	聴覚障害のある人等の支援者養成として、日常会話等の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催する。また、手話通訳者養成講座へつなげるためのフォローアップ講座を行う。	地域包括ケア課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子どもについて、余暇活動・社会参加のための外出、社会生活上不可欠な外出のための支援を行う。	地域包括ケア課
地域活動支援センター事業(再掲)	障害のある人等を通所させ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援をする。	地域包括ケア課
福祉ホーム事業	住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室・その他の設備を提供し、日常生活に必要なサービス内容を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。	地域包括ケア課
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅で身体に重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し入浴サービスを行う。	地域包括ケア課
日中一時支援事業	障害のある人及び障害のある子どもに、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適應するための日常生活訓練等の支援を行う。	地域包括ケア課
サービスステーション・登録介護事業	心身障害のある子ども、人を常時介護する人が一時的に介護できない場合、登録した一定の資格を有する人、または市と契約したサービスステーションに一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図る。	地域包括ケア課
点字・声の広報等発行事業(再掲)	市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	担当課
身体障害者自動車改造費補助事業	肢体不自由による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を、当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合に、その改造に要する経費の一部を補助する。	地域包括ケア課
更正訓練費事業	就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害のある人で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行う。	地域包括ケア課
障害者虐待防止対策事業(再掲)	障害者虐待防止センターにおいて、「障害者虐待に係る通報等の受理(24時間365日)」と「障害のある人及び養護している人に対して家庭訪問・カウンセリング等による相談、指導及び助言」、「緊急時の一時保護のための居室確保」等を行う。	地域包括ケア課

(3) 生活安定施策の充実

障害のある人が生活の安定を図るため、福祉サービスの利用方法や障害を支給事由とする各種手当などのわかりやすい周知や、生活の基本となる住まいの場の確保の支援が求められます。

障害のある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

また、障害のある人や家族の高齢化が進む中で、障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住の場の確保に努めます。

①年金・手当などの制度の周知

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
特別障害者手当等給付事業	著しく重度の障害の状態であるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅で重複する重度障害のある人に手当を支給する。 (障害児福祉手当は、在宅で重度の障害のある20歳未満の人が対象) 広報しぶかわで周知をする。	地域包括ケア課
心身障害者扶養共済事業	心身に障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛け金を納付し、万が一の時、心身に障害のある人が終身年金を受給できる制度。	地域包括ケア課

②住まい・居場所の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者相談支援事業(再掲)	住宅入居等支援事業を利用して、住まいの相談に応じる。	地域包括ケア課
福祉ホーム事業(再掲)	住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室・その他の設備を提供し、日常生活に必要なサービス内容を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。	地域包括ケア課

(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障害のある人が自身の興味・関心に合わせて、スポーツ、文化活動などの余暇活動を行ったり、他の人と交流したりすることは、生きがいのある豊かな生活を送る上で非常に重要です。

障害のある人の生活の質の向上を図るため、様々な生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。

①スポーツ活動の推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
障害者スポーツ大会参加者壮行会実施	全国障害者スポーツ大会参加者に対して、壮行会を開催する。	地域包括ケア課
スポーツ活動の機会と場の提供	市民の健康づくりについて「一市民一スポーツ」を掲げ、各種教室等を開催する。また、スポーツ施設の適切な管理運営を行い、市民の健康維持・増進と体力の向上を図る。	スポーツ課

②レクリエーション活動の支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業	障害のある人や高齢の人を対象に、無料送迎バス・デマンド無料送迎バスを運行することにより、施設の利用促進と障害のある人とない人等のふれあいの場を提供する。	地域包括ケア課
身体障害者温泉療養訓練事業(再掲)	障害のある人に温泉等への宿泊の機会を設け、生きがいを高めるとともに、機能回復と親睦を図る。	地域包括ケア課
障害者スポーツ・レクリエーション実施事業(再掲)	障害があるため外で運動をする機会の少ない人が一堂に集い、親睦と交流を深めるとともに、体力の維持及びリハビリテーション効果等を図る。	地域包括ケア課

③芸術文化活動の支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）	障害のある人の教養を高めるとともに、各教室を開催し、親睦と交流を深める。	地域包括ケア課
聴覚障害者支援活動事業（再掲）	聴覚障害のある人に対し、各種教養講座等研修の場や交流の場を提供する。また、障害のある人とない人の交流の機会を創出する。	地域包括ケア課

|| 基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

現 状 と 課 題

本市では、障害のある人が、それぞれの障害の特性に合った医療、リハビリテーションを受けられるように、専門的人材による相談体制の充実や医療費の公費負担制度の充実を図ってきました。

また、疾病や障害等の早期発見・早期療育体制の整備や、難病患者及び在宅重度障害者に対する生活支援の充実にも取り組んできました。

アンケート調査結果をみると、今後、特に重要であると思う茨川市の福祉施策について、身体障害者対象調査及びその他の市民対象調査において、「医療、リハビリテーションの充実」の割合が2割を超えています。

障害のある人の福祉サービスについては、保健・医療と連携した総合的な支援が必要です。このため、相談や診察など様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

また、障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

重症心身障害児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していくことが必要です。

さらに、障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要となっています。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障害のある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

(1) 早期発見・早期療育体制の整備

早期療育・各種保健・福祉施策へと適切につなげていくためには、疾病や障害を早期発見し、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を充実することが必要です。

子育て支援部門と教育部門が機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な療育支援体制を充実します。

①早期発見・早期療育体制の整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
精神保健福祉相談事業	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、保健師が、電話及び窓口等での随時相談や家庭訪問を行い、医療や社会生活上の助言、指導を行う。	健康増進課
子育て相談	精神発達上の問題が疑われる幼児、及び育児不安が強い・愛着形成に問題がある等の養育者に対し、個別にカウンセリングを行い、育児環境を改善することで養育者の育児不安を解消する。	健康増進課
子育て教室	精神発達上の問題が疑われる児、及び愛着形成や養育環境等の問題がある、または疑われる養育者と児に対し遊びや日常生活についての具体的指導、心理相談等を通じて児の健やかな発達を促すとともに、健全な養育環境が得られるよう支援する。	健康増進課
すこやか子育て発達支援事業	精神発達上の問題が疑われる就園期にある幼児に対し、心理士などの専門職による個別相談・集団活動・就園先訪問を行うことで、児の健全育成と養育者の育児不安の軽減を図り、就学に向けて切れ目のない支援を行う。	健康増進課
難聴児補聴器購入支援事業	18歳未満の児童のうち、両耳の聴力レベルが30デシベルあって手帳の該当とならない軽中度の難聴児に対し、補聴器購入費の助成を行う。	地域包括ケア課
年中児健診事業（再掲）	発達障害（特性）のある子どもの早期発見や特性に応じた早期支援の充実を図り、小学校へのスムーズな移行を行うため、市内に住所のある5歳到達児童を対象に健診を実施する。	健康増進課
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期までの様々な相談に、保健師、助産師、栄養士が応じ、切れ目のない支援を行う。	健康増進課
こども発達相談室（再掲）	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目のない支援を行う。	健康増進課

事業名	事業概要	担当課
児童発達支援センター	障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識等の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。	地域包括ケア課

②行政、関係機関等とのネットワークづくり

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠期から子育て期までの様々な相談に、保健師、助産師、栄養士が応じ、切れ目ない支援を行う。	健康増進課
こども発達相談室（再掲）	発達に心配のある18歳未満の子どもとその家族に対して、専門職による個別相談を行い、個々の状態に応じて医療機関や福祉サービス、国や学校・保健センター・児童相談所などの連携により子どもの成長や発達の状況に合わせて、切れ目ない支援を行う。	健康増進課

(2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成

障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、保健・医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。

障害のある人が身近な地域において、円滑に保健・医療のサービス、リハビリテーション等を受けることができる体制の整備を図るとともに、医療的ケアが必要な人、発達障害や高次脳機能障害のある人などが地域で暮らし続けていくための支援を進めていきます。

また、障害のある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、ライフステージに応じた専門的な相談支援を行うとともに、障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、障害のある人の地域生活を支援する取り組みを充実します。

①健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言、指導を行う。健康相談・精神保健相談実施日に、会場において心身に関する健康相談、尿検査、血圧測定を実施。	健康管理課
精神保健福祉相談事業(再掲)	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、保健師が、電話及び窓口等での随時相談や家庭訪問を行い、医療や社会生活上の助言、指導を行う。	健康管理課
総合相談	高齢者の地域における様々な悩みや問題(介護・保健・医療・福祉・生活に関する内容)について総合的に受け止め、適切なサービス、制度、機関につなげる。	高齢者安心課
しぶかわ健康ダイヤル24	24時間電話健康相談事業を実施する。 ・健康・医療・メンタルヘルス相談 ・夜間・休日の医療機関案内 ・医療機関情報の提供 ・介護ヘルパー情報の提供	保険年金課
障害者相談支援事業(再掲)	障害者相談事業所を中心に各機関と連携し、障害特性に応じた支援を行う。	地域包括ケア課

②医療費の助成

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
高齢重度障害者医療費助成	心身に一定の障害を持つ後期高齢者医療被保険者の自己負担額を助成する。	保険年金課
心身障害者（児）医療費助成	心身に一定の障害のある人（子ども）の医療保険自己負担額を助成する。	保険年金課
精神通院医療費助成	精神通院医療の自己負担額を助成する。	保険年金課

③精神保健福祉における相談支援の充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
精神保健福祉相談事業(再掲)	精神障害及び心の健康に不安や悩みのある人やその家族に対して、保健師が、電話及び窓口等での随時相談や家庭訪問を行い、医療や社会生活上の助言、指導を行うことにより、精神保健の向上に努める。	健康増進課

④医療的ケア児への支援の促進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
洪川地域自立支援協議会医療的ケア児支援部会	自立支援協議会医療的ケア児支援部会を設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、支援を検討する。	地域包括ケア課
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）を介護する家庭に対し、訪問看護を実施することにより、介護する家族の精神的、経済的負担等の軽減を図る。	地域包括ケア課
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する総合的な支援を調整するコーディネーターの配置を行う。	地域包括ケア課
障害児通所支援等の事業所等の確保	医療的ケア児や重症心身障害のある子どもを受け入れることができる障害児通所支援等の事業所等の確保を図る。	地域包括ケア課
在宅医療介護連携支援センター	医療機関検索が可能なポータルサイトにより、医療的ケア児支援を促進する。	高齢者安心課

(3) 難病患者及び在宅重度障害者への支援

難病を患っている人や在宅で生活している重度の障害のある人が、住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

関係機関と協力し、難病患者や在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。

① 難病患者への支援

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
特定疾患患者等見舞金支給事業	特定疾病(指定難病)患者または患者の保護者に見舞金を支給する。	地域包括ケア課

② 居宅生活支援事業の実施

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
理美容サービス事業	利用者の居宅において、散髪、洗髪及びひげそりの理容サービスやカット、ブロー及びシャンプーの美容サービスを行う。	地域包括ケア課
布団丸洗いサービス事業	掛布団、羽毛掛布団、敷布団、かいまきまたは毛布の丸洗いサービスを行う。	地域包括ケア課
紙おむつ給付事業	日常的に紙おむつを必要としている在宅で重度身体障害のある人等に紙おむつを支給する。	地域包括ケア課

|| 基本目標 6 人にやさしい快適なまちづくり

現 状 と 課 題

本市では、障害のある人をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って、地域社会で安全・安心に生活できるよう、快適に暮らせるまちづくり、活動範囲の拡大につながる利用しやすい交通・移動手段等の整備に取り組んできました。

障害者対象のアンケート調査結果をみると、外出の際に困っていることについて、「建物などに階段が多く、利用しにくい」、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」、「電車やバスなどの交通機関が利用しづらい」の割合が高くなっています。

災害が起こった場合の不安については、「避難所での生活が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「どうしたらよいのか、判断できるかが不安」の割合が高くなっています。

さらに、日常生活において、犯罪や消費者被害について感じていることについて、「一人でいた場合、悪質な訪問販売や侵入者の対応が不安」、「だまされたりしないか不安」の割合が高くなっています。

障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

障害のある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。障害種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

また、今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

さらに、地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障害のある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害のある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障害のある人、高齢の人等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、平成30年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

障害のある人が、あらゆる分野において活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行うことができるように、建物や交通機関等のバリアフリー化の取り組みを進め、誰もが安全にかつ安心して生活することができるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

①障害のある人等に配慮した住宅の整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業	下肢、体幹、視覚または上肢に重度の障害のある人及び子どもまたは、障害のある人と世帯を同一にする人が、住宅設備を障害のある人に適用するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	地域包括ケア課
日常生活用具給付等事業（再掲）	重度障害のある人に、日常生活を円滑にするために必要な用具を給付する。	地域包括ケア課

②公共的施設などの改善整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
町内会館建設事業	自治会が管理する町内会館の段差解消等バリアフリー化工事の補助対象事業費の1/2を補助（補助金の限度額200万円）し、公共施設である町内会館のバリアフリー化を進める。	市民協働推進課
補助犬トイレの設置	公共施設等のトイレに補助犬が使用できる機能を持たせ、障害のある人と補助犬の利便を図る。	関係各課等

③歩道の整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
道路改良事業	道路幅員が狭く住民の日常生活に支障をきたしている道路において、道路改良を実施することで、道路幅員を確保するとともに、それに併せ、歩行者が多い路線の交通の安全を確保するために歩道整備を実施する。	土木管理課

(2) 交通・移動手段の整備充実

障害のある人の活動範囲を拡大し社会参加の機会を確保するうえで、交通・移動手段が整備された安心して外出できる環境づくりが必要です。

障害のある人もない人も分け隔てられることなく安心して出かけることができ、また、暮らしていけるように、公共交通施設のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

①移動支援サービスの充実

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
バス交通活性化推進事業	バリアフリー化の促進を図るため、乗合バスにノンステップ車両、乗合タクシーにリフト付き車両を導入し、障害者が移動しやすいようにする。	交通政策課
じん臓機能障害者等通院交通費助成事業	じん臓または小腸の機能に障害のある人が、障害に基づく症状を軽減・除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法・経腸栄養法による医療の給付を受けるため、通院に要した交通費を支払った場合の交通費を一部補助する。	地域包括ケア課
福祉ハイヤー助成事業	在宅の重度心身障害のある人が社会生活上ハイヤーを利用した場合、その料金の一部を助成する。	地域包括ケア課
介護者用車両購入費補助事業	在宅の介護を必要とする人を介護する家族が障害のある人を同乗させて必要な病院または通所その他の外出をするために使用する介護用車両の購入に要する費用を一部補助する。	地域包括ケア課
身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）	肢体不自由及び聴覚障害による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合、その改造に要する経費の一部を補助する。	地域包括ケア課
福祉有償運送運営協議会の運営	福祉有償運送では、NPO等が自家用車を使用して、移動することが困難な高齢者や障害のある人等を通院、通所、レジャー等を目的に有償で移送を行う。	地域包括ケア課
福祉車両貸出事業	在宅で介護・車いすを必要とする人の日常生活における利便性の向上のために福祉車両を貸出す。	高齢者安心課
在宅福祉移送サービス	在宅の身体障害のある人や、寝たきりの高齢の人等の生活圏拡大及び社会参加促進を図るため、ボランティアにより、自宅から病院・施設等への送迎を行う。	社会福祉協議会

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

近年の大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などの状況を鑑み、災害時及び緊急時等に障害のある人など支援を必要とする方への対策の推進が、全国的に課題となっています。

障害のある人が地域で安心、安全に生活できるよう、関係行政機関や障害者団体、地域住民の連携を強化し、防災・防犯に関する知識の普及や情報提供に努めるとともに、防災訓練の実施、障害のある人に対する適切な避難支援や安否確認を行える体制整備をはじめとした地域の防災・防犯対策の向上を図ります。

①防犯・防災などの安全確保対策の推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
あんしん見守り緊急通報システムサービス	緊急通報システム機器を設置することで、在宅の重度障害のある人が安全で安心した日常生活を維持する。	地域包括ケア課
災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成	災害等の発生時に自力で避難することが困難な人を支援するため、あらかじめ避難支援等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進する。その情報を防災関連機関等に提供することで、災害時の避難支援や安否確認及び日頃の支援活動等のための体制整備に活用する。	地域包括ケア課
防災行政無線戸別受信機（文字表示装置）の設置	聴覚障害のある人の家に設置し、防災無線の情報を提供する。	危機管理室

②消費者被害対策の啓発・推進

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
消費生活センター運営事業	消費者被害防止のチラシ配布や「ぐんまくらしのニュース」の回覧を行い被害防止に努める。	市民協働推進課

③災害時の避難支援や避難所の体制整備

【具体的な取り組み】

事業名	事業概要	担当課
災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成(再掲)	災害等の発生時に自力で避難することが困難な人を支援するため、あらかじめ避難支援等に関する情報を市に登録する「災害時避難行動要支援者名簿への登録」と「個別支援プランの作成」を推進する。その情報を防災関連機関等に提供することで、災害時の避難支援や安否確認及び日頃の支援活動等のための体制整備に活用する。	地域包括ケア課
指定避難所(障害者対応)	地域防災計画に基づく福祉避難所に関して、渋川広域障害保健福祉事業者協議会と「災害時における福祉避難所の開設に係る施設利用に関する協定書」締結により、障害のある人(子ども)及びその介護者が、協議会に加入する障害者施設を福祉避難所として利用する。 この福祉避難所のうち、法令基準を満たし同意を得られた障害福祉施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する。	地域包括ケア課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(緊急時)(再掲)	病気・事故等で警察署または救急車に緊急通報した場合、聴覚障害のある人等が手話通訳者へ直接派遣依頼を行う。	地域包括ケア課



障害福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和元年末時点において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとしています。また、これに合わせて令和5年度末の福祉施設入所者数を令和元年末時点の福祉施設入所者数から1.6%以上削減することとしています。

本市の令和元年度末の施設入所者数は、146人であり、8人が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、2人削減することを目標とします。

	国の基本指針	設定の考え方
入所施設から地域生活への移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。	国の方針に準ずる。
施設入所者数の削減見込み	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。	国の方針に準ずる。

	基準値 (令和元年度末の施設入所者数)	目標値 (令和5年度末)
入所施設から地域生活 への移行者数	146 人	8 人
施設入所者数の削減見 込み	146 人	施設入所者数 144 人
		施設入所者数の削減見込み 2 人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害のある人の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて具体的な取り組みを展開する目標として保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催などの活動指標を定めます。

本市においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、令和元年度に自立支援協議会において構築されています。

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	34人	39人	44人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	57人	58人	59人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムの充実を図ります。

システムの充実に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害のある人の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として自立支援協議会で検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

国の基本指針では、居住支援のための機能と地域支援のための機能を一体化した地域生活支援拠点または居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとしています。

本市においては、地域生活支援拠点等について、令和2年度当初に圏域で8か所整備されており、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の充実	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	国の方針に準ずるが、地域生活支援拠点は圏域で8か所整備済みであり、令和5年度末までの間、その機能充実等を図る。

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置か所数	圏域で設置済(8か所)	圏域で設置済(8か所)	圏域で設置済(8か所)
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回以上	1回以上	1回以上

目標実現に向けた取組

障害のある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとしています。目標値の設定に当たっては、令和5年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることとしています。その中で、それぞれ、就労移行支援における一般就労移行者数を1.30倍以上、就労継続支援A型における一般就労移行者数を1.26倍以上、就労継続支援B型における一般就労移行者数を1.23倍に増やすことを目標としています。

また、一般就労に移行する人の目標値を達成するため、令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人数のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、さらに、加えて、就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を、令和5年度末までに全事業所の70%以上とすることを目標としています。

本市の福祉施設利用者のうち令和元年度の一般就労移行者数は6人です。

令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の6人から9人に増やすことを目標とします。それぞれ、就労移行支援における一般就労移行者数を3人から4人、就労継続支援A型における一般就労移行者数を2人から3人、就労継続支援B型における一般就労移行者数を1人から2人に増やすことを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人数のうち、6人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

加えて、就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を、令和5年度末までに全事業所の70%以上とすることを目標とします。

①福祉施設利用者の一般就労への移行

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上とする。	国の方針に準ずる。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上とする。	国の方針に準ずる。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上とする。	国の方針に準ずる。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上とする。	国の方針に準ずる。

	基準値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
	一般就労移行者数	一般就労移行者数
一般就労移行者数	6人	9人 (1.50倍増)
就労移行支援における一般就労移行者数	3人	4人 (1.33倍増)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人	3人 (1.50倍増)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	1人	2人 (2.00倍増)

②職場定着率の増加

	国の基本指針	設定の考え方
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。	国の方針に準ずる。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	国の方針に準ずる。

目標値（令和5年度）	
就労定着支援事業の利用者数	6人 (67%)
就労定着支援事業の就労定着率	70%

目標実現に向けた取組

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害のある人の工賃向上の取り組みを進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標としています。

本市においても、基幹相談支援センターの相談支援体制を拡充し、実施体制の充実・強化等を図ります。

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、市町村または圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	国の方針に準じ、圏域において相談支援体制の充実・強化等を図る。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	確保済・実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	3回	3回	3回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するなか、障害のある人などが真に必要な障害福祉サービス等を提供するため、令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築することを目標にしています。

本市においても、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みの実施体制を構築していきます。

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。	国の方針に準ずる。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施・1回	実施・1回	実施・1回
指導監査結果の関係市町村との共有	実施・1回	実施・1回	実施・1回

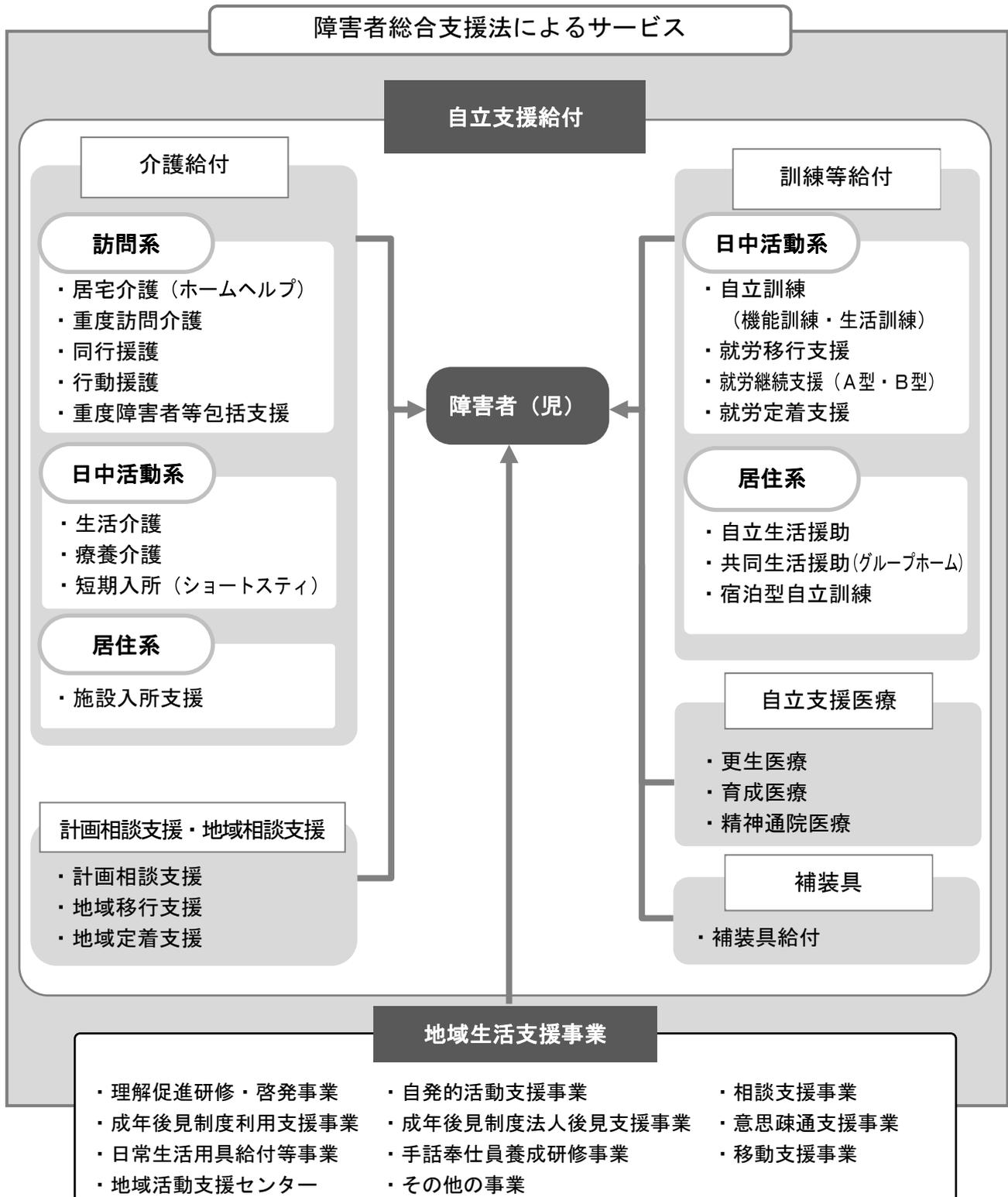
目標実現に向けた取組

障害のある人等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障害福祉サービスの見込量

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。



(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害のある人や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供する。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	118	121	117	122	123	124
	時間/月	1,978	2,014	2,185	2,064	2,079	2,095

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある人または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう支援する事業。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害のある人や企業を支援する。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	203	217	299	217	219	220
	人日/月	4,054	4,360	6,124	4,340	4,380	4,400
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	20	19	19	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	6	5	6	7	8
	人日/月	59	117	106	102	119	136
就労移行支援	人/月	18	19	10	16	18	17
	人日/月	286	306	189	272	306	289
就労継続支援 (A型)	人/月	33	40	53	45	47	48
	人日/月	678	789	1,099	900	940	960
就労継続支援 (B型)	人/月	201	201	209	207	209	210
	人日/月	3,625	3,642	3,899	3,726	3,762	3,780
就労定着支援	人/月	1	0	2	7	14	21
療養介護	人/月	18	18	18	18	19	20
短期入所	人/月	25	22	30	22	22	22
	人日/月	157	160	286	151	151	151
短期入所 (福祉型)	人/月				21	21	21
	人日/月				145	145	145
短期入所 (医療型)	人/月				1	1	1
	人日/月				6	6	6

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害のある人へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
共同生活援助	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害を有する障害のある人に対して、居室その他の設備を利用とともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	4	3	2	2	2
共同生活援助	人/月	107	115	119	120	123	125
施設入所支援	人/月	145	146	220	146	145	144
宿泊型自立訓練	人/月	5	3	3	3	3	3

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 障害のある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある人に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行う。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行う。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行う。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	128	172	149	206	223	240
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	11	17	21	16	19	22

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障害のある人が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動など（手話教室、福祉事業所展など）を行う。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	事業数	3	3	3	3	3	3

②確保の方策

- 障害や障害のある人への理解を深めるため、市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙などによる広報・啓発活動を行います。
- ヘルプマークの配布など、障害のある人に関するマークなどの普及、啓発を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	事業数	5	5	5	5	5	5

②確保の方策

- 活動場所の提供など自主グループの活動を支援し、当事者団体の主体性の醸成を図り、障害のある人の生きがいづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②確保の方策

- 基幹相談支援センターを拠点とした、障害の種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	自己の判断で適切に福祉サービスを利用することが困難な知的障害や精神障害のある人で、かつ親族がいない人に対して、成年後見人の申立費用、報酬費用を助成する。
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理等の法律行為について支援する。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	—	実施	実施	実施

②確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業を実施します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳者を地域包括ケア課窓口等に設置する。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	253	166	54	253	253	253
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2	2	2

※令和2年度のみ12月末時点（新型コロナウイルスの影響により病院受診等の減少による。）

②確保の方策

- 手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障害のある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	日常生活を円滑にするため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行う。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	7	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	6	5	8	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	11	11	12	13	14	15
情報・意思疎通支援用具	件	7	14	4	22	27	34
排泄管理支援用具	件	1,705	1,715	1,603	1,732	1,740	1,749
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	3	0	3	3	3

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への事業の周知に努めます。

(7) 手話奉仕員養成講座事業

サービス	概要
手話奉仕員養成講座事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成講座を開講する。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	入門課程（人）	22	13	開催なし	14	14	14
	基礎課程（人）	5	14	開催なし	20	25	30
	フォローアップ講座（人）	9	17	開催なし	19	21	22

※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各研修は中止

②確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	社会生活上必要な外出等、障害のある人（子ども）の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する。また、日中一時支援事業利用の際の送迎として、車両移送型を実施する。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数	76	75	50	76	76	76
	延べ利用時間	6,918	7,228	4,663	7,287	7,316	7,346

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施する。

①必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	94	118	101	119	120	120
地域活動支援センター事業 （他市町村利用）	か所数	4	4	4	4	4	4
	実利用者数	25	21	16	25	25	25

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 障害のある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図り、地域との関わりを持つ場として、今後も充実させていけるよう支援します。

(10) その他の事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス提供基盤の整備を図ります。

サービス		概要
福祉ホーム事業		障害のある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人に対して、低額の料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行う。
訪問入浴サービス事業		家庭において入浴することが困難な在宅で身体に重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し入浴サービスを行う。
日中一時支援事業	日中一時支援事業	障害のある人及び障害のある子どもに、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行う。
	サービスステーション・登録介護者事業	心身障害のある子ども（人）を常時介護する人が一時的に介護できない場合、登録した一定の資格を有する人、または市と契約したサービスステーションに一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図る。
点字・声の広報等発行事業		市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物が確認できるようにする。また、市社会福祉協議会の登録ボランティアが市の広報しぶかわをカセットテープに録音し、視覚に障害のある希望者に配付する。
身体障害者自動車改造費補助金		肢体不自由による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を、当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合に、その改造に要する経費の一部を補助する。
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害のある人で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行う。



障害児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 障害児支援の提供体制の充実等

国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすることを目標としています。

本市においては、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保、自立支援協議会医療的ケア児支援部会の設置、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置の各項目について確保・設置等がされています。

これらにより、障害のある子どもの支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。	児童発達支援センターは、各圏域で設置済みであり機能の充実を図る。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をする。	保育所等訪問支援を利用できる体制は、圏域で構築済みであり機能の充実を図る。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、圏域で確保済みであり機能の充実を図る。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、確保済みであり機能の充実を図る。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	自立支援協議会医療的ケア児支援部会は、設置済みであり継続して協議を進める。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	医療的ケア児等に関するコーディネーターは、配置済みであり、拡充等を図る。

目標値（令和5年度末）	
児童発達支援センター設置	圏域で設置済 (1か所)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で構築済 (2か所)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で確保済 (1か所)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保済 (1か所)
医療的ケア児支援のための協議の場	圏域で設置済 (1か所)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済 (3人)

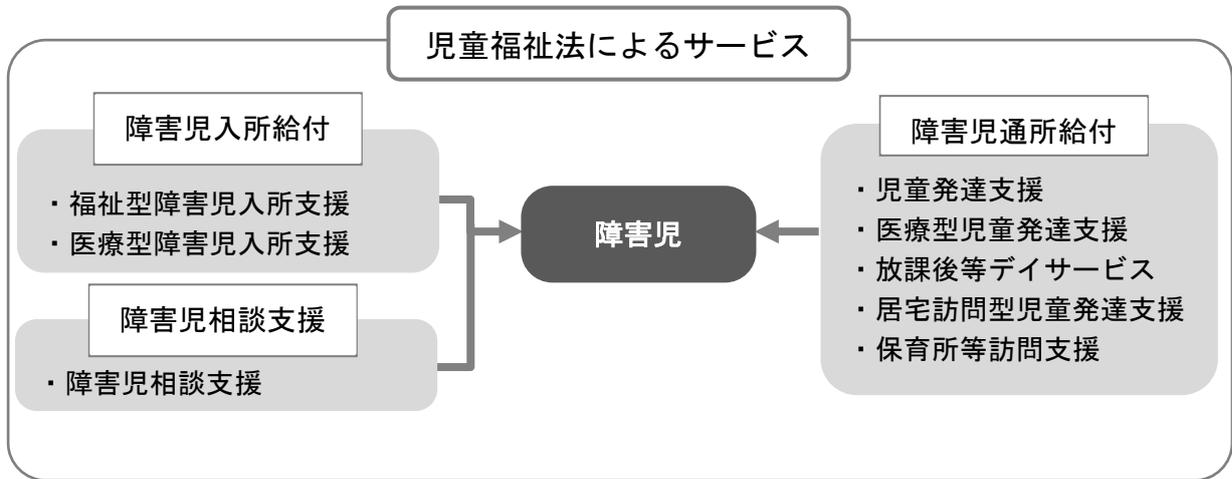
活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

目標実現に向けた取組

障害のある子どもの地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

2 障害児支援の見込量



サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行う。
福祉型児童入所支援	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援を行う。
医療型児童入所支援	障害児入所施設または指定発達支援医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害のある子どもに対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成する。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	31	48	48	62	69	76
	時間/月	332	576	618	744	828	912
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	85	85	130	111	122	133
	人日/月	1,215	1,519	1,594	1,776	1,952	2,128
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
保育所等訪問支援	人/月	0	0	4	2	2	2
	人日/月	0	0	4	1	1	1
福祉型児童入所支援	人/月	6	5	4	6	6	6
医療型児童入所支援	人/月	1	1	3	1	1	1
障害児相談支援	人/月	26	42	34	59	63	68
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	2	3	3	3	3

※令和2年度のみ12月末時点

②確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 特に、医療的ケア児や重症心身障害のある子どもを受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

3 子どもの発達を支援する取り組みの展開

(1) 早期発見の促進

①関係機関の発見機能の向上

保健センター・子育て支援センター・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・放課後児童クラブ等において、子どもに関わる職員が発達状況を見立てるスキルの向上を目指します。さらに、保護者にその見立てを理解してもらえるように面接スキルの向上を目指します。

②関係機関の連携強化

基幹相談支援センターにおいて、早期発見・早期支援に結びつくように、相談及び調整の強化をします。

③相談体制の強化

早期支援を行うために、保護者に寄り添った相談体制の充実と関係機関との連携により切れ目のない支援を行います。

(2) 療育支援の拡充

①質の高い専門的な療育の提供

児童発達相談センターを中心に子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援していきます。

児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス提供事業所職員の専門性の向上に努めます。

②福祉サービスの充実

発達に支援が必要な子どもが支援を受けられることができるよう利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所の確保を行います。サービス提供に当たっては、関係機関との連携を図りながらサービスの充実を促進していきます。

(3) 家族支援の充実

①発達特性の理解の促進と充実

子どもの発達状況や障害特性の理解を深めるために、専門職による心理・発達相談の充実を図ります。

②相談体制の強化・促進

保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ・学校現場等における子どもの対応や保護者の意向、受け入れ体制などの調整を図り、様々な福祉サービスや母子保健施策、子育て施策を勘案した相談体制の強化を促進します。

③保護者の子育て支援

保健センター、家庭児童相談室、こども発達相談室、学校等が連携して、保護者に対して家庭訪問やペアレントトレーニング等を実施することで、家庭での子どもの育ちを支える力をつけられるように支援します。

(4) 地域支援の構築

①相談支援体制の整備

児童発達センターの専門的な知識・経験に基づき、児童通所支援事業所への支援を実施します。

また、支援が必要な子どもの安全を確保するため、平常時から地域の子どもを見守る体制づくりに努めます。また、災害時にも対応できるようにするため、地域の関係機関と連携を促進します。

②福祉部内での連携強化

発達に支援が必要な子どもが、利用するサービスや地域の居場所は様々であり、関係機関で必要な情報共有の促進を図ることで、統一性のある支援体制の充実に努めます。

(5) 教育支援の充実

①教育相談・支援体制の充実

発達に支援が必要な児童生徒が、適切な教育支援が実施されるよう、教育研究所において教育相談・支援体制の充実を図ります。家族への支援を充実させるとともに、相談支援事業所等の地域資源との連携強化を図ります。

また、発達に支援が必要な児童生徒が個々の状況に応じ、適した就学となるよう関係機関との連携を密にし、教育支援委員会の助言をもとに、教育的ニーズと必要な支援について、保護者と合意形成を図れるよう就学支援をしていきます。

②学校教育課との連携強化

就学するまでの支援が引き続き学校でも受けられるように就学に関する相談支援業務を推進します。また、学校等との連携機関がさらに密になるよう効果的に連携する仕組みを構築します。

(6) 医療的ケア児に対する支援体制の整備

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの確保に努めます。

また、医療的ケア児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。



第 7 章

計画の推進

1 計画の推進体制

すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会を実現するため、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、障害者施策を計画的に推進します。また、広く住民の参加と理解・協力を得て、障害者施策を総合的かつ効果的に推進します。

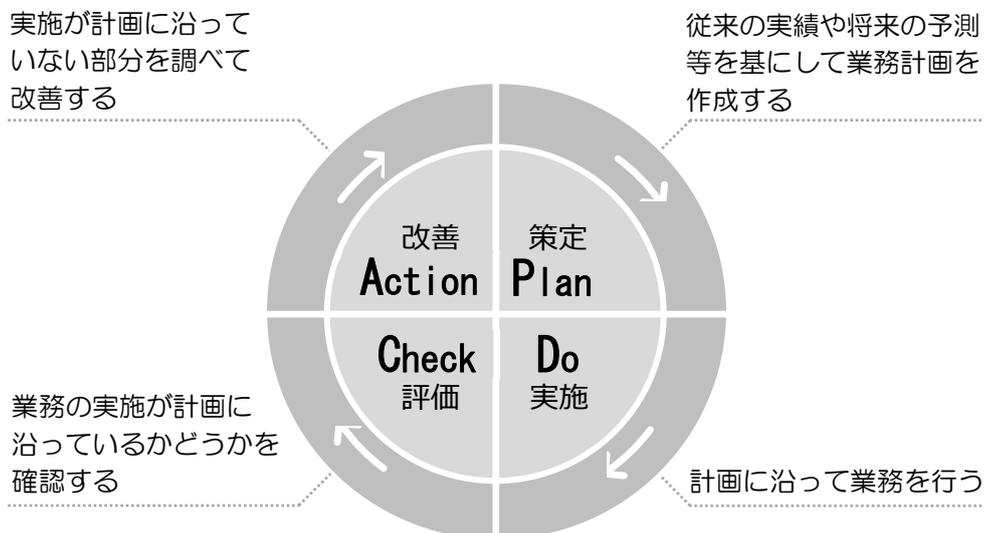
さらに、本計画の推進に当たって、国や県に対して、市の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な財政措置や人材の確保等について継続的に要望します。また、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、「渋川市障害者計画推進委員会」、「渋川地域自立支援協議会」を活用し、地域における障害福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、事業の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

「渋川市障害者計画推進委員会」、「渋川地域自立支援協議会」において、定期的に各事業の進捗状況や実績を把握し、分析・評価を行うとともに、その結果を公表し、各事業の着実な進行管理と障害者施策の推進に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 第5期渋川市障害者計画・第6期渋川市障害福祉計画・第2期 渋川市障害児福祉計画策定経過

年月日	内容
令和元年5月1日	第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定懇話会（以降、策定懇話会）設置
令和元年7月26日	策定懇話会（第1回） ○第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画（以降、次期計画）策定方針の協議・承認 ○渋川市障害者計画、渋川市障害福祉計画及び渋川市障害児福祉計画策定に係るアンケート調査（以降、アンケート調査）内容の協議・承認
令和元年8月5日	庁議 ○次期計画策定方針の報告 ○策定スケジュールの報告
令和元年9月6日	市議会 教育福祉常任委員会協議会 ○次期計画策定方針の報告 ○策定スケジュールの報告
令和元年9月13日 ～9月30日	アンケート調査実施 ○調査対象…身体障害者・知的障害者・精神障害者・その他市民・障害者団体・障害福祉サービス提供事業所
令和2年1月21日	策定懇話会（第2回） ○アンケート調査集計結果の報告
令和2年2月10日	庁議 ○アンケート調査集計結果の報告
令和2年3月4日	市議会 教育福祉常任委員会協議会 ○アンケート調査集計結果の報告
令和2年4月1日	第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定委員会（以降、策定委員会）設置
令和2年7月21日	策定委員会（第1回） ○次期計画骨子（案）の検討
令和2年8月5日 ～8月12日	策定委員会（第2回） ○次期計画骨子（案）の検討

年月日	内容
令和2年9月1日	策定懇話会（第3回） ○次期計画骨子（案）の協議・承認 ○次期計画（第1章計画策定の概要）（案）の協議・承認
令和2年10月9日	策定委員会（第3回） ○次期計画（第3章計画の基本的な考え方）（案）の検討 ○次期計画（第4章障害者計画）（案）の検討 ○次期計画（第5章障害福祉計画・第6章障害児福祉計画）（案）の検討 ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施確認
令和2年10月14日 ～10月19日	策定委員会（第4回） ○次期計画（第3章計画の基本的な考え方）（案）の検討 ○次期計画（第4章障害者計画）（案）の検討 ○次期計画（第5章障害福祉計画・第6章障害児福祉計画）（案）の検討
令和2年10月28日	渋川地域自立支援協議会 ○次期計画（案）の意見聴取（中間案）
令和2年11月2日	策定懇話会（第4回） ○次期計画（案）の協議・承認（中間案） ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施報告
令和2年11月9日	庁議 ○次期計画（案）の報告（中間案） ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施報告
令和2年12月8日	市議会 教育福祉常任委員会協議会 ○次期計画（案）の報告（中間案）
令和2年12月14日 ～令和3年1月12日	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
令和3年1月8日 ～1月15日	策定委員会（第5回） ○次期計画（案）の検討（最終案） ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果報告
令和3年1月19日 ～1月26日	策定懇話会（第5回） ○次期計画（案）の協議・承認（最終案） ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果報告
令和3年2月8日	庁議 ○次期計画（案）の報告（最終案） ○パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果報告
令和3年2月15日	次期計画の決定
令和3年3月5日	市議会 教育福祉常任委員会協議会 ○次期計画の報告

2 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す計画とするため、第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項

(2) 計画の策定に関する事項

(3) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 懇話会には、必要に応じて事案に関係する者を出席させることができる。

5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定委員会等において総合調整の上、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱の施行日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

委員名簿

	氏 名	団 体 名
会 長	星 名 建 市	渋川地区障害者福祉協議会
副会長	眞 下 宗 司	市内障害者福祉施設
委 員	中 澤 広 行	渋川市身体障害者福祉協会
委 員	佐 久 間 功	渋川市社会福祉協議会
委 員	齋 藤 万 知 子	民生委員児童委員
委 員	飯 塚 秀 利	渋川広域障害福祉なんでも相談室
委 員	川 島 理	渋川地区医師会
委 員	千 木 良 英 昭	渋川保健福祉事務所
委 員	高 橋 一 広	渋川市小・中学校長会
委 員	岩 井 尚 龍	渋川特別支援学校
委 員	清 水 篤	渋川公共職業安定所
委 員	坂 田 タ エ 子	市内企業代表
委 員	森 田 美 知 子	市民代表

3 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画（以下「計画」という。）策定を円滑に進めるため、第5期渋川市障害者計画、第6期渋川市障害福祉計画及び第2期渋川市障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、福祉部長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域包括ケア課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から第2条に掲げる計画策定事務が終了するまでとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

委員名簿

	氏 名	職 名
委員長	齋藤 綾子	福祉部長
委 員	小野 宏仲	秘書室長
委 員	生方 清三郎	政策創造課長
委 員	生方 茂樹	市民協働推進課長
委 員	中山 久子	こども課長
委 員	松下 恵子	高齢者安心課長
委 員	一場 悦子	健康増進課長
委 員	高橋 明夫	保険年金課長
委 員	牧 伸治	商工振興課長
委 員	木村 博之	土木維持課長
委 員	西脇 正悟	交通政策課長
委 員	斉藤 章吉	危機管理室長
委 員	長屋 竜太	学校教育課長

4 第5期障害者計画の事業一覧

基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(1) お互いの理解の促進	①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発活動の充実	1	障害者等理解促進研修・啓発事業
		2	知的障害者福祉月間広報事業
		3	図書資料購入事業
	②交流・ふれあいの場の拡大及び支援	4	生涯学習推進事業
		5	ふれあいサロン推進事業
		6	地域ふれあい活動事業
		7	身体障害者文化教養講座実施事業
		8	聴覚障害者支援活動事業
(2) 意思疎通支援の充実	①手話言語条例に基づく取り組みの展開	9	手話教室開催事業
		10	出前手話教室開催事業
		11	手話通訳者・要約筆記者派遣事業
		12	手話通訳者設置事業
		13	手話奉仕員養成講座事業
		14	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）
		15	渋川市群馬県手話通訳者認定試験対策講座事業
	②情報入手手段の充実	16	点字・声の広報等発行事業
		17	朗読奉仕員養成講座
		18	日常生活用具給付等事業
(3) 権利擁護及び差別の解消の推進	①日常生活自立支援事業の利用促進	19	日常生活自立支援事業
	②成年後見制度の利用支援	20	成年後見制度利用支援事業
	③障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける合理的な配慮	21	渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領
		22	障害者相談支援事業
	④障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の充実	23	渋川地域自立支援協議会
(4) 障害者の虐待防止	①障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	24	障害者虐待防止対策事業
		25	家庭児童相談事業
	②障害者虐待防止のためのネットワーク	26	渋川地域自立支援協議会（再掲）

(基本目標1 続き)

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(5) 福祉教育の充実と交流教育の推進	①福祉教育体制の整備	27	学校教育充実事業
		28	福祉学習支援事業
	②インクルーシブ(包容)教育の推進	29	学校教育充実事業(再掲)
	③福祉に関する啓発や実践活動の推進	30	学校教育充実事業(再掲)
(6) NPO活動・ボランティア活動及び障害者団体の支援	①NPO・ボランティア活動の体制づくり	31	NPO・ボランティア支援事業
		32	社会福祉協議会ボランティアセンター
		33	ボランティアの組織化事業
	②NPO・ボランティアの育成	34	NPO・ボランティア支援事業(再掲)
		35	ボランティア活動支援事業
		36	手話奉仕員養成講座事業(再掲)
		37	朗読奉仕員養成講座(再掲)
	③市民のボランティア体験の場の拡大	38	ボランティアの日事業
④障害者団体の支援	39	障害者団体の支援	

基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(1) 就学前療育の充実	①保育所・幼稚園・認定こども園の障害児療育の推進	40	障害児保育事業
		41	保育所
		42	幼稚園
		43	認定こども園
		44	渋川市就学前障害児支援利用給付金事業
	②発達障害・就学・療育等の相談体制の充実	45	障害者相談支援事業(再掲)
		46	家庭児童相談事業(再掲)
	③一貫した早期療育体制づくり	47	年中児健診事業
		48	子育て世代包括支援センター
		49	こども発達相談室
50		言語指導教室運営事業	
(2) 教育の充実	①早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実	51	特別支援学校等の移行支援連絡会議等の参画
		52	教育支援事業
	②特別支援教育の充実	53	教職員研修事業(特別支援教育研修会)
		54	特別支援教育支援員配置事業

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(2) 教育の充実	②特別支援教育の充実	55	学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業
		56	教育支援事業(再掲)
		57	言語指導教室運営事業 (再掲)
		58	特別支援学級運営事業
		59	特別支援教育就学奨励費

基本目標3 障害のある人がいきいきと参加しているまちづくり

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(1) 雇用の促進と安定	①就労の場の確保と拡大	60	障害者雇用奨励事業 (社会福祉センター日常清掃業務委託)
		61	障害者就労施設等からの物品等の優先調達
		62	渋川地域自立支援協議会就労支援部会
		63	就労活動支援
	②就労後の就労定着相談	64	渋川地域自立支援協議会就労支援部会 (再掲)
	③福祉的就労の支援	65	福祉的就労の支援
		66	農福連携の推進
(2) 就労機会の拡大	①地域活動支援センターの実施	67	地域活動支援センター事業

基本目標4 支え合い、共に生きるまちづくり

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(1) 相談・情報提供体制の整備	①障害者福祉サービスの広報	68	障害福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載
		69	広報しづかわ掲載
	②障害者相談支援事業の充実	70	障害者相談支援事業（再掲）
(2) 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の実施	71	渋川地域自立支援審査会運営
		72	障害児通所支援事業
		73	障害者自立支援給付事業
	②地域生活支援事業等の充実	74	障害者等理解促進研修・啓発事業（再掲）
		75	身体障害者温泉療養訓練事業
		76	身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）
		77	聴覚障害者支援活動事業（再掲）
		78	障害者スポーツ・レクリエーション実施事業
		79	ボランティア活動支援事業（再掲）
		80	障害者相談支援事業（再掲）
		81	成年後見制度利用支援事業（再掲）
		82	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）
		83	手話通訳者設置事業（再掲）
		84	日常生活用具給付等事業（再掲）
		85	手話奉仕員養成講座事業（再掲）
86	移動支援事業		
87	地域活動支援センター事業（再掲）		

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(2) 障害福祉サービス等の充実	②地域生活支援事業等の充実	88	福祉ホーム事業
		89	訪問入浴サービス事業
		90	日中一時支援事業
		91	サービスステーション・登録介護事業
		92	点字・声の広報等発行事業（再掲）
		93	身体障害者自動車改造費補助事業
		94	更正訓練費事業
		95	障害者虐待防止対策事業（再掲）
(3) 生活安定施策の充実	①年金・手当などの制度の周知	96	特別障害者手当等給付事業
		97	心身障害者扶養共済事業
	②住まい・居場所の充実	98	障害者相談支援事業（再掲）
		99	福祉ホーム事業（再掲）
(4) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	①スポーツ活動の推進	100	障害者スポーツ大会参加者壮行会実施
		101	スポーツ活動の機会と場の提供
	②レクリエーション活動の支援	102	ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業
		103	身体障害者温泉療養訓練事業（再掲）
		104	障害者スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）
	③芸術文化活動の支援	105	身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）
106		聴覚障害者支援活動事業（再掲）	

基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称
(1) 早期発見・早期療育体制の整備	①早期発見・早期療育体制の整備	107 精神保健福祉相談事業
		108 子育て相談
		109 子育て教室
		110 すこやか子育て発達支援事業
		111 難聴児補聴器購入支援事業
		112 年中児検診事業（再掲）
		113 子育て世代包括支援センター（再掲）
		114 こども発達相談室（再掲）
		115 児童発達支援センター
	②行政、関係機関等とのネットワークづくり	116 子育て世代包括支援センター（再掲）
117 こども発達相談室（再掲）		
(2) 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	①健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実	118 健康相談
		119 精神保健福祉相談事業（再掲）
		120 総合相談
		121 しぶかわ健康ダイヤル24
		122 障害者相談支援事業（再掲）
	②医療費の助成	123 高齢重度障害者医療費助成
		124 心身障害者（児）医療費助成
		125 精神通院医療費助成
	③精神保健福祉における相談支援体制の充実	126 精神保健福祉相談事業（再掲）
	④医療的ケア児への支援の促進	127 渋川地域自立支援協議会医療的ケア児部会
		128 要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業
		129 医療的ケア児等コーディネーターの配置
		130 障害児通所支援等の事業所等の確保
131 在宅医療介護連携支援センター		
(3) 難病患者及び在宅重度障害者への支援	①難病患者への支援	132 特定疾患患者等見舞金支給事業
	②居宅生活支援事業の実施	133 理美容サービス事業
		134 布団丸洗いサービス事業
		135 紙おむつ給付事業

基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	①障害のある人等に配慮した住宅の整備	136	重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業
		137	日常生活用具給付等事業（再掲）
	②公共的施設などの改善整備	138	町内会館建設事業
		139	補助犬トイレの設置
	③歩道の整備	140	道路改良事業
	(2) 交通・移動手段の整備充実	①移動支援サービスの充実	141
142			じん臓機能障害者等通院交通費助成事業
143			福祉ハイヤー助成事業
144			介護者用車両購入費補助事業
145			身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）
146			福祉有償運送運営協議会の運営
147			福祉車両貸出事業
148			在宅福祉移送サービス
(3) 安全・安心のまちづくりの推進	①防犯・防災などの安全確保対策の推進	149	あんしん見守り緊急通報システムサービス
		150	災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成
		151	防災行政無線戸別受信機（文字表示装置）の設置
	②消費者被害対策の啓発・推進	152	消費生活センター運営事業
	③災害時の避難支援や避難所の体制整備	153	災害時避難行動要支援者名簿への登録と個別支援プランの作成（再掲）
		154	指定避難所（障害者対応）の指定
		155	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）（再掲）

5 第4期障害者計画期間に拡充等してきた事例

No.	項目	詳細
1	理解とふれあいに満ちた共生社会の実現	出前手話教室開催事業 手話の理解及び普及を促進するため、市内に所在する小中学校を対象に手話教室を開催する。 開始時期：平成30年4月
2	理解とふれあいに満ちた共生社会の実現	渋川市群馬県手話通訳者認定試験対策講座事業 地域における手話通訳者増員のため、手話通訳に必要な知識又は技術等を習得し、手話通訳活動を行う手話通訳者資格を取得するための試験対策講座を開催する。 開始時期：令和元年度4月
3	一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育	渋川市就学前障害児支援利用給付金事業 国の幼児保育無償化制度の施行に伴い、当該制度の対象外となる0歳から3歳になって幼稚園・保育園・認定こども園に入園するまでの障害児を対象として、それらの児童が児童発達支援等の障害児通所支援サービスを利用した際に保護者の利用者負担額を全額給付する事業。 開始時期：令和元年度10月
4	健やかで安心して暮らせる保健・医療	要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 在宅で、医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)を介護する家庭に対し訪問看護を実施し、介護する家族の精神的・経済的負担等を軽減する。 開始時期：令和元年4月
5	人にやさしい快適なまちづくり	補助犬トイレの設置 公共施設等のトイレに補助犬が使用できる機能を持たせ、障害のある人と補助犬の利便を図る。 開始時期：令和2年10月
6	地域生活支援拠点等の整備	渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）に設立している障害者支援施設、グループホーム及び相談支援事業所を併せ持つ法人及び基幹相談支援センター（渋川広域障害福祉なんでも相談室）と連携を行い、地域生活支援拠点等を整備した。 令和2年度 圏域で8か所整備

No.	項目	詳細
7	障害児支援の提供体制の充実	<p>児童発達支援センターの設置 開始時期：ひまわり園……令和2年4月1日</p> <p>保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 開始時期：ひまわり園……令和2年5月1日 保育所等訪問支援くろーばー……令和2年4月1日</p> <p>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 開始時期：樹里の家……平成29年6月30日</p> <p>重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 開始時期：樹里の家……平成28年7月1日</p> <p>自立支援協議会医療的ケア児支援部会の設置 開始時期：平成31年3月</p> <p>医療的ケア児に関するコーディネーターの配置 開始時期：平成31年4月</p>

6 市内の障害福祉施設等

(1) 相談窓口

■総合相談窓口

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	渋川広域障害福祉なんでも相談室 (特非)渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川市渋川 1760-1	0279-30-0294 FAX 30-0322	基幹相談支援センター
2	あじさい相談支援事業所 (医)大利根会	渋川市渋川 2194-2	0279-25-3377 FAX 25-3379	

■障害者虐待防止センター

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	渋川広域障害者虐待防止センター (特非)渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川市渋川 1760-1	0279-30-0294 FAX 30-0322	

■一般相談支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	対象	指定の種類
1	渋川広域障害福祉なんでも相談室 (特非)渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川市渋川 1760-1	0279-30-0294 FAX 30-0322	特定無し	一般・特定 障害児
2	あじさい相談支援事業所 (医)大利根会	渋川市渋川 2194-2	0279-25-3377 FAX 25-3379	精神障害者	一般 特定
3	誠光荘相談支援事業所 (福)誠光会	渋川市渋川 2908-1	0279-25-1055 FAX 22-4880	特定無し	一般・特定 障害児
4	相談支援事業所ぶどうの木 (福)恵の園	渋川市渋川 4418	0279-22-1730 FAX 23-8147	特定無し	一般・特定 障害児
5	相談支援事業所よりどころ (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	特定無し	特定 障害児
6	相談支援事業所あかぎ (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 194-19	0279-25-8872 FAX 25-8896	特定無し	特定 障害児
7	相談支援事業所美輪 (特非)ビューティフルデイズ	渋川市北橘町真壁 1938-7	0279-25-8370 FAX 25-8370	特定無し	特定 障害児
8	トポスはなみずき相談支援事業所 ※休止中 (特非)トポスはなみずき	渋川市渋川 1816-40 日新ビル	0279-25-7239 FAX 25-7239	身体・知的 精神・難病	一般(移行) 特定(休止中)

(2) 児童福祉施設等

■医療型障害児入所施設

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	渋川医療センター ----- (独)国立病院機構	渋川市白井 383	0279-23-1010 FAX 23-1011	定員 100

■福祉型障害児入所施設

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	しきしま学園 ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 194-37	0279-56-2847 FAX 56-2267	定員 12

■児童発達支援センター

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	ひまわり園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3667-2	0279-25-0876 FAX 26-2050	定員 20

■保育所等訪問支援事業所（圏域）

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	ひまわり園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3667-2	0279-25-0876 FAX 26-2050	
2	保育所等訪問支援くろーばー ----- (株)あんしんライフサポート	北群馬郡吉岡町北 下 378-1	0279-26-3091 FAX 26-3091	

■児童発達支援事業所（一部、圏域）

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	エースラボ ----- (一社)JTECC	渋川市渋川 1693-3	0279-25-7754 FAX 027-202-0185	多機能・定員 10
2	キッズルーム アクア ----- (特非)ビューティフルデイズ	渋川市半田 2197-1	0279-25-3775 FAX 25-8370	多機能・定員 10
3	樹里の家 ----- (同)樹里の家	北群馬郡榛東村新 井 2887-1	0279-26-3776 FAX 26-3776	※重度心身障害児 多機能型・定員 5

■放課後等デイサービス事業所（一部、圏域）

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	あんず ----- (特非)ピーチ	渋川市金井 741	0279-24-1100 FAX 26-5585	定員 10
2	放課後等デイサービス琳琳 ----- (特非)ビューティフルデイズ	渋川市北橋町真壁 1938-7	0279-25-8370 FAX 25-8370	定員 10
3	放課後等デイサービス第2琳琳 ----- (特非)ビューティフルデイズ	渋川市北橋町真壁 1938-2	0279-25-8720 FAX 25-8720	定員 10
4	さんふらわあ ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 26-2056	定員 10
5	エースラボ ----- (一財)JTECC	渋川市渋川 1693-3	0279-25-7754 FAX 027-202-0185	多機能型・定員 10
6	キッズルーム アクア ----- (特非)ビューティフルデイズ	渋川市半田 2197-1	0279-25-3775 FAX 25-8370	多機能型・定員 10
7	樹里の家 ----- (同)樹里の家	北群馬郡榛東村新 井 2887-1	0279-26-3776 FAX 26-3776	※重度心身障害児 多機能型・定員 5

■こども発達相談

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	渋川市こども発達相談室 ----- (特非)渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川市渋川 1760-1	0279-25-7274 FAX 25-7284	

(3) 障害者総合支援法施設

■障害福祉サービス事業所（日中活動）

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	対象	備考
1	あけぼの ----- (医)大利根会	渋川市渋川 3641-6	0279-25-3378 FAX 25-3378	精神	生活訓練・定員 20 宿泊型自立訓練・定員 20
2	あいぽーと あすなろ ----- (特非)ぼれぼれ	渋川市金井 1841-1	0279-22-4649 FAX 25-7373	知的 精神	就労移行支援(6) 就労継続支援B型・定員 20
3	エステル ----- (福)恵の園	渋川市渋川 3646-3	0279-22-1768 FAX 23-8147	知的	生活介護・定員 10 就労継続支援B型・定員 30
4	ベテル ----- (福)恵の園	渋川市渋川 4418	0279-22-1730 FAX 23-8147	身体 知的 精神	就労継続支援B型・定員 20
5	シャローム ----- (福)恵の園	渋川市赤城町津久 田 1700	0279-56-8510 FAX 56-8520	知的	就労継続支援B型・定員 20
6	すばる ----- (特非)ハンドインハンド	渋川市渋川 2078-26	0279-26-3640 FAX 26-3640	身体 知的 精神	就労継続支援B型・定員 20

(障害福祉サービス事業所 (日中活動) 続き)

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	対象	備考
1	はこべら ----- (特非)サポートハウス なずな	渋川市川島 1122	0279-26-3006 FAX 26-3393	知的 精神	就労継続支援B型・定員 40
2	なずな ----- (特非)サポートハウス なずな	渋川市川島 1532-2	0279-24-0568 FAX 24-9622	知的 精神	就労継続支援B型・定員 20
3	群馬エレックス ----- (特非)あおいやね	渋川市北橋町上南室 450-6	0279-52-4183 FAX 52-3450	知的	就労継続支援 A 型・定員 20
4	Self-A・ハニービー渋川 ----- (株)ハニービー	渋川市渋川 1778-20	0279-22-5566 FAX 22-5577	身体 知的 精神	就労継続支援A型・定員 20
5	とぼす作業所 ----- (特非)トポスはなみずき	渋川市渋川 1816-40 日新ビル 2 階	0279-25-7239 FAX 25-7239	身体 知的 精神	就労継続支援B型・定員 20
6	カラフル ----- (特非)カラフル	渋川市北橋町下箱 田 626-28	027-289-8547 FAX 027-289-8548	知的 精神	就労継続支援B型・定員 20
7	デイサービス桜林館 ----- (福)誠光会	渋川市渋川 2908-1	0279-26-2226 FAX 22-4880	身体	生活介護・定員 30 共生
8	デイサービスかなん ----- (有)華南	渋川市行幸田 41-6	0279-24-5237 FAX 60-7861	身体 知的 精神	生活介護・定員 35 共生
9	ドリームワーク ----- (有)ドリームワーク	渋川市金井 626-3	080-9440-7080	知的 精神	就労継続支援B型・定員 20
10	デイサービスセンター春日和こもち ----- (株)ワールドステイ	渋川市中郷 608-91	0279-53-7070 FAX 53-7071	身体 知的 精神	生活介護・定員 25 共生
11	生活介護 愛琳 ----- (特非)ビューティフルデイズ	渋川市半田 2197-1	0279-26-2833 FAX 25-8370	身体 知的 精神	生活介護・定員 10
12	のどやか ----- (一社)パールチェリー	渋川市金井 486-4	0279-25-8194 FAX 26-3904	知的	生活介護・定員 20
13	渋川医療センター ----- (独)国立病院機構	渋川市白井 383	0279-23-1010 FAX 23-1011	身体	療養介護・定員 100

■障害者支援施設 (入所支援)

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	グレイスホーム ----- (福)恵の園	渋川市渋川 4417	0279-22-5411 FAX 23-8147	入所支援・定員 30
2	誠光荘 ----- (福)誠光会	渋川市渋川 2908-1	0279-25-1055 FAX 22-4880	入所支援・定員 95
3	めぐみの里 ----- (福)恵の園	渋川市渋川 3644-1	0279-23-6601 FAX 23-8147	入所支援・定員 80
4	あけぼのホーム ----- (福)恵の園	渋川市渋川 3645-17	0279-24-1488 FAX 24-1488	入所支援・定員 50

(障害者支援施設 (入所支援) 続き)

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
5	かおる園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援・定員 60
6	さくら園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援・定員 40
7	清泉園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援・定員 63
8	しきしま ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 194-8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援・定員 80
9	あかぎ育成園 ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 3998-2	0279-56-2416 FAX 56-8085	入所支援・定員 100
10	並木路荘 ----- (福)高嶺会	渋川市中郷 2684- 615	0279-53-2301 FAX 53-2308	入所支援・定員 30

■グループホーム

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	対象	備考
1	ケアホームひかり ----- (福)誠光会	渋川市有馬 1566-2	0279-26-3311 FAX 26-3312	身体	定員 16
2	第1若草寮 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 4163-3	0279-22-1027 FAX 22-1441	知的	定員 24
3	マイーム ----- (福)恵の園	渋川市渋川 4411-2	0279-23-6601 FAX 23-8147	知的	定員 22
4	せせらぎグループ ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久田 194-19	0279-25-8832 FAX 25-8842	知的	定員 22
5	ケアハウスぽーるすたー ----- (株)P.S サポート	渋川市金井 424-1	0279-23-1155 FAX 24-0807	知的	定員 14
6	ドリームタウン渋川 ----- (有)深英会	渋川市金井 626-3	0279-60-1165	知的	定員 9
7	グループホームさくら ----- (医)大利根会	渋川市渋川 3651-1	0279-22-6116 FAX 26-7600	精神	定員 30
8	なずなホーム ----- (特非)サポートハウスなずな	渋川市川島 1531-1	0279-24-0568 FAX 24-9622	精神	定員 29
9	グループホームひばり ----- (医)橘会	渋川市北橘町上南 室 167-5	0279-52-3956 FAX 52-2205	精神	定員 20
10	グループホームかつこう ----- (医)橘会	渋川市北橘町上南 室 25-6	0279-52-7070 FAX 26-7881	精神	定員 60
11	赤城リカバリーハウス ----- (医)群馬会	渋川市赤城町北赤 城山 78	0279-56-8055 FAX 56-8055	精神	定員 20

■地域活動支援センター

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	かえでの園 ----- (特非)ハンドインハンド	渋川市吹屋 658-78	0279-25-3761 FAX 25-3761	Ⅲ型・定員 20
2	あじさい ----- (医)大利根会	渋川市渋川 3641-6	0279-25-3378 FAX 25-3378	I型・定員 20

■短期入所施設

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	しきしま ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 194-8	0279-56-2847 FAX 56-2267	知的、児・定員 2
2	あかぎ育成園 ----- (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 3998-2	0279-56-2416 FAX 56-8085	知的、児・定員 3
3	渋川医療センター ----- (独)国立病院機構	渋川市白井 383	0279-23-1010	知的、児・定員一
4	誠光荘 ----- (福)誠光会	渋川市渋川 2908-1	0279-25-1055 FAX 22-4880	身体、児・定員 4
5	めぐみの里 ----- (福)恵の園	渋川市渋川 3644-1	0279-23-6601 FAX 23-8147	知的、児・定員 2
6	あけぼのホーム ----- (福)恵の園	渋川市渋川 3645-17	0279-24-1488 FAX 24-1488	身体・定員 3
7	かおる園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	知的・定員 2
8	さくら園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	知的、児・定員 2
9	清泉園 ----- (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	知的、児・定員 2
10	グレイスホーム ----- (福)恵の園	渋川市渋川 4417	0279-22-1730 FAX 23-8147	身体・定員 1
11	並木路荘 ----- (福)高嶺会	渋川市中郷 2684- 615	0279-53-2301 FAX 53-2308	知的・定員 2
12	あけぼの ----- (医)大利根会	渋川市渋川 3641-6	0279-25-3378 FAX 25-3378	精神・定員 2

(4) その他施設

■障害者スポーツ施設

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	ゆうあいピック記念温水プール (福)群馬県社会福祉事業団	渋川市行幸田 3011	0279-25-3033 FAX 25-3034	

■精神科デイケア

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	榛名病院 (財)大利根会	渋川市渋川 3658-20	0279-20-1970 FAX 25-1132	定数 30
2	デイナイトケアそよかぜ (医)橘会	渋川市北橋町上南 室 167-5	0279-60-1890 FAX 60-1890	定数 50
3	いずみ医院 (医)大利根会	渋川市渋川 2194-2	0279-25-1388 FAX 25-1388	定数 30
4	北毛病院 北毛保険生活協同組合	渋川市有馬 237-1	0279-24-1234 FAX 24-3834	定数 15

(5) 地域生活支援拠点

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	渋川広域障害福祉なんでも相談室 (特非)渋川広域障害保健福祉事業者協議会	渋川市渋川 1760-1	0279-30-0294 FAX 30-0322	基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター
2	あじさい相談支援事業所 (医)大利根会	渋川市渋川 2194-2	0279-25-3377 FAX 25-3378	グループホーム(さくら)・生活訓練(あけぼの)・宿泊型自律訓練(あけぼの)
3	誠光荘相談支援事業所 (福)誠光会	渋川市渋川 2908-1	0279-25-1055 FAX 22-4880	障害者支援施設(誠光荘)・生活介護(デイサービス桜林館)・グループホーム(ケアホームひかり)
4	相談支援事業所ぶどうの木 (福)恵の園	渋川市渋川 4418	0279-22-1730 FAX 23-8147	障害者視線施設(あけぼのホーム・めぐみの里・グレイスホーム)
5	相談支援事業所よりどころ (福)三愛荘	渋川市渋川 3668-4	0279-22-1027 FAX 22-1441	障害者視線施設(清泉園・さくら園・かおる園)・グループホーム(第1若草寮)
6	相談支援事業所あかぎ (福)赤城会	渋川市赤城町津久 田 194-19	0279-25-8872 FAX 25-8896	障害者支援施設(しきしまあかぎ育成園)・グループホーム(せせらぎホーム)・障害児入所施設(しきしま学園)
7	よしおか相談支援事業所 (医)群栄会	北群馬郡吉岡町陣 馬 101-10	0279-55-2106	グループホーム(けやき寮・はばたきの家)
8	薫英会相談支援事業所 (福)薫英会	北群馬郡吉岡町上野 田 3471	0279-54-6543	障害者支援施設(薫英荘)

7 福祉避難所

No.	事業所名・運営主体	住所	電話番号	備考
1	グレイスホーム ----- (福)恵の園	渋川 4417 番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	
2	誠光荘 ----- (福)誠光会	渋川 2908 番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	
3	めぐみの里 ----- (福)恵の園	渋川 3644 番地1	0279-23-6601 FAX 23-8147	
4	あけぼのホーム ----- (福)恵の園	渋川 3645 番地 17	0279-24-1488 FAX 24-1488	
5	かおる園 ----- (福)三愛荘	渋川 3668 番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	
6	さくら園 ----- (福)三愛荘	渋川 3668 番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	
7	清泉園 ----- (福)三愛荘	渋川 3668 番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	
8	しきしま ----- (福)赤城会	赤城町津久田 194 番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	
9	あかぎ育成園 ----- (福)赤城会	赤城町津久田 3998 番地 2	0279-56-2416 FAX 56-8085	
10	並木路荘 ----- (福)高嶺会	中郷 2684 番地 615	0279-53-2301 FAX 53-2308	
11	あけぼの ----- (医)大利根会	渋川 3641 番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378	

8 障害者団体

団体名(正式名称)	渋川市身体障害者福祉協会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	身体障害のある人、身体障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	意見交換や会員相互の交流・親睦
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉療養事業、軽スポーツ大会、文化教養講座(各年1回) ・カラオケ交流会、囲碁将棋大会(県行事、各年1回) ・文化教養講座(各支部)

団体名(正式名称)	渋川市聴覚障害者福祉協会
問い合わせ先	渋川市なんでも相談室 電話番号0279-30-0294
組織構成	聴覚障害のある人及び聴覚障害のある人の家族
団体の目的	聴覚障害者の福祉向上や更正、会員相互の交流・親睦
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・教養講座(年4回) ・相談会(毎週木曜日)

団体名(正式名称)	渋川市手をつなぐ育成会
問い合わせ先	渋川市なんでも相談室 電話番号0279-30-0294
組織構成	知的障害のある人、知的障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	障害者(児)が身近な地域で生活を送るための支援
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ますつり大会 ・市内小中学校の特別支援学級との懇親交流 ・料理教室、研修会 ・県手をつなぐ育成会の事業への参加

団体名(正式名称)	渋川地区精神障害者家族会(いずみ会)
問い合わせ先	渋川市なんでも相談室 電話番号0279-30-0294
組織構成	精神障害のある人の家族
団体の目的	精神障害に関する学習を通じて意見交換等や会員相互の交流・親睦
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・会合(2か月に1回) ・他の地区家族会との交流

団体名(正式名称)	手話サークルあじさいの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号0279-25-0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味のある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害のある人との交流
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話学習、レクリエーション (毎週火曜) ・聴覚障害のある人との交流会

団体名(正式名称)	手話サークルおりづるの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号0279-25-0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味のある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害のある人との交流
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話学習、レクリエーション (毎週金曜) ・聴覚障害のある人との交流会 ・県手をつなぐ育成会の事業への参加

団体名(正式名称)	精神保健ボランティア たんぼぼの会
問い合わせ先	渋川市なんでも相談室 電話番号 0279-30-0294
組織構成	ボランティア
団体の目的	障害のある人のサロン等の居場所づくり、施設等主催行事の参加・協力
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンたんぼぼ (毎週土曜) ・出張サロンそよかぜ、料理教室 (各・月1回) ・ボランティア養成講座 (年1回) ・県の事業への協力 (年1回)

団体名(正式名称)	おもちゃの図書館 あそびの広場
問い合わせ先	渋川市なんでも相談室 電話番号 0279-30-0294
組織構成	障害のある人の児童、障害のある児童の家族
団体の目的	障害児の余暇活動支援・情報交換
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびの広場 (毎週土曜) ・ボランティアと遊ぶ会 (第1土曜日) E L M Oプログラム ・いちご狩り、クリスマス会

団体名(正式名称)	ひまわり園父母の会
問い合わせ先	児童発達支援センター「ひまわり園」 電話番号：0279-25-0876
組織構成	ひまわり園を利用する児童の家族
団体の目的	会員相互の交流・親睦
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母会作業（毎週水曜日） ※令和2年度から休会中

団体名(正式名称)	渋川市北橋町心身障害児（者）父母の会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会北橋支所 電話番号：0279-20-4343
組織構成	障害のある人の家族
団体の目的	会員相互の交流・親睦
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション（年2回） ・ 北橋町を美しくする会の行事参加（年2回） ・ 県手をつなぐ育成会の行事参加

9 「共生社会実現のまち 渋川市」の推進にむけて

～ “自分らしく” “互いに寄り添い” “共に生きる” ～

渋川市は、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切に、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指しています。

我々がこれまでに経験したことのない未知の感染症に直面し、個人が次第に孤立していく今こそ、全ての人々が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、“自分らしく”、“たがいに寄り添い”、“共に生きる”社会を創るため、世代や分野を超えた地域の多様な主体と市が「共生社会実現のまち 渋川市」の推進に向けて共同宣言することにより、共生社会実現に向けた企画・実施を促進し、事業効果の拡大を図るとともに、推進月間を設定し集中的に取り組むことで共生社会の実現を加速させます。

1 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言

市が共生社会の実現に賛同する団体・機関に呼びかけ、宣言文に互いに署名し、「共生社会実現のまち 渋川市」推進に向けた取組を共に行います。

これまで、福祉団体だけではなく、商工、交通、金融など、私たちの生活を支える団体の皆様と共同宣言を行い、取組みの輪を広げています。

2 共生社会推進月間

誰もが暮らしやすい社会（共生社会実現のまち）を目指し、心のバリアフリーの理念の浸透を図るため、「共生社会ホストタウン」に登録された10月を推進月間として、重点的に共生社会に関する取組を実施しています。

＜宣言文イメージ＞

「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言

渋川市は、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、さまざまな人々の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指した取組を進めています。

多発する未曾有の災害や、未知の感染症への対策など、多様化する多くの社会問題と直面する今こそ、すべての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、“自分らしく”、“たがいに寄り添い”、“共に生きる”社会を創るため、私たちは「共生社会実現のまち 渋川市」の推進に向け、以下のとおり協働して取り組むことをここに宣言します。

- 一、差別、虐待、暴力を否定し、お互いの人権や尊厳を大切にします。
- 一、社会に存在するバリアを理解し、これを取り除くための行動を起こします。
- 一、お互いが持つ資源、素質を最大限活用し、様々な課題の解決に向け取り組みます。
- 一、共生社会の機運の醸成を図ります。

年 月 日

渋川市長

高 木 勉



〇〇 〇〇

共生社会実現のまち
渋川市

< 宣言文解説 >

【前文】

渋川市では、全ての人々が互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会の実現に向けた取組を進めており、令和元年10月11日、内閣官房オリンピック・パラリンピック推進本部から、ニュージーランドとの「共生社会ホストタウン」に登録されたことを契機に、その取組をさらに加速させています。

私たちは、子どもから若者、成人、そしてお年寄りという人生のステージ、そして障害や思想など、それぞれの個性を持ち合わせています。その全てのライフステージ、様々な個性において、人は決して一人では生きておらず色々な人とお互いに関わりながら生活をしています。

未知の感染症に直面した今、私たちは恐怖を感じ、人と人が傷つけ合い、感染者や医療従事者に対する差別、偏見、「自粛警察」という言葉に代表される様々な分断が始まり、個人が次第に孤立しました。また、「想定を超える災害」という言葉に触れる機会が増え、過度な緊張感がこの社会には広がっています。

その一方で、誰かのために何かをしようという思いは強まり、それが輪となり多くの結束が生まれたことも事実であり、人の支えなしでは生きていないことを改めて思い知ることとなりました。

そんな今、私たちに求められているのは、この思いを継続させ、人と人とのつながりを再構築することであり、地域の多様な主体が個々の能力を最大限発揮することで、共生社会実現に向け共に歩むことです。

【各事項】

- 差別、虐待、暴力を否定し、お互いの人権や尊厳を大切にします。
⇒ コロナ禍により生じた新たな差別、暴力を含め、全ての人々が社会から引き離されることは、人権や尊厳を害することであり、自分らしく生きる社会実現には不必要です。
人のために何かしようという思いが強まった今こそ、幸福に暮らしていくための権利、その人の人格を尊いものと認めて敬うことを大切にします。
- 社会に存在するバリアを理解し、これを取り除くための行動を起こします。
⇒ 「障害」は障害者自身が持つものではなく、社会そのものにあります。私たち自身が当事者ではないという事実を受け止めつつ、当事者の苦しみや問題を理解しようとする努力、当事者主権は重要だが決して聖域にはしないという意思のもと、お互いが歩み寄り課題解決にむけた行動に繋がります。
- お互いが持つ資源、素質を最大限活用し、様々な課題の解決に向け取り組みます。
⇒ 地域で「共生社会の実現」という大きな目標に向かうため、様々な主体がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、目の前の危機や今後の地域課題解決に向けて共に取り組むことが求められています。
- 共生社会の機運の醸成を図ります。
⇒ 人と人との支え合いにより成立している人生であると知った今こそ、自分本位ではなく、「お互いさま」ということ自体を、社会の制度として再構築し、共に生きる社会実現に向けた機運の醸成を図ります。

＜共生社会推進月間における取組の例＞

取組	内容
広報や懸垂幕による周知	共生社会の実現に向けた市の取り組みを広報紙に掲載し、また、市役所庁舎や渋川駅前に「共生社会推進月間」の懸垂幕を掲示し市民への周知
国際理解に係る講座	ホストタウン相手国であるモーリタニア・イスラム共和国やニュージーランドを理解する講座等を行い、相手国の文化等を知ることによって多文化共生を推進
バリアフリーセミナー（障害平等研修）の開催	一人一人が、社会にある障害を見抜く力を獲得し、それらを解決していくための行動を身につけるためのセミナーを開催
みんなの福祉事業所展の開催	市内の福祉事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、地域活動支援センター）による活動内容パネル展示と自主生産品（焼き菓子、雑貨など）の展示即売会を開催
補助犬トイレ設置	公共施設のトイレに、補助犬が使用できる機能を持たせることにより、障害のある人とそのパートナーである補助犬の存在を身近に感じてもらう。共生社会実現のため市内公共施設5か所に設置・利用開始
絵画作品展示	市内在住で聴覚に障害のある人の絵画を市民会館に常設展示し、活躍成果を公開
認知症声かけ訓練の実施	地域住民が徘徊する本人の気持ちを考慮して、優しく声かけを行うとともに、認知症の理解を深め、1人でも多くの市民が認知症の人や家族を見守り、支える意識、ネットワークづくりを進めるため実施
SGCD（渋川グローバル・コミュニケーション・デー）	外国人（ALT）との関わりを通して、体験的に異文化理解を深め、国際感覚を磨くことを目的に実施
手話教室 アイマスク体験 点字体験 車椅子体験 高齢者体験	市内小中学校で、身体の不自由な体験を通し、理解深めることで、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に資する資質・能力の育成を目的に実施
福祉施設訪問	施設利用者との触れ合いを通して、福祉サービスを受ける立場と提供する立場の両方の視点から福祉について考えることで、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に資する資質・能力の育成を目的に実施
障害を知るための本展示	市立図書館で、障害の概念や実態等を知らせる本の展示により、障害への理解を促進
市立図書館で所蔵する本の郵送貸出し	新たな生活様式の実践が求められる中で、外出を自粛して図書館へ来館することが困難な高齢者が、自宅で読書活動を行うことができる環境を整備

10 用語解説

ア行	
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
カ行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
強度行動障害	直接的な他害（かみつぎ、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な人。
グループホーム	障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、地域で共同生活を営む住居。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
サ行	
児童発達支援センター	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

サ行	
児童福祉法	<p>昭和22年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。必要に応じ、随時、一部改正。全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とする。</p> <p>18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。(令和元年一部改正)</p>
渋川地域自立支援協議会	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場。
社会的障壁	障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重症心身障害	発達期までに生じた重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ状態。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分1から区分6の障害支援区分が定められている。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	平成18(2006)年12月13日に国連総会で採択された。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

サ行	
障害者総合支援法	平成17年に成立した障害者自立支援法が平成24年に改正され、平成25年4月1日から施行された法律。 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。(令和2年一部改正)
障害福祉サービス	国が障害者総合支援法により定める障害のある人に提供される行政サービスをいう。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助から成り、これらは原則障害のある人等からの申請に基づき、市町村により支給される。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級から3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
タ行	
短期入所（ショートステイ）	居宅において障害者の家族の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障害者が短期間入所する障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与する。

タ行	
地域生活支援拠点等	グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障害のある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）。
地域生活支援事業	障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて障害のある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により効果的・効率的に行う事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれる。
地域定着支援	居宅において单身等の状況で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与する。
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。
通級教室	小、中学校に通う比較的障害程度が軽い子どもが、通常学級に在籍しながら、その子どもの障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
特定相談支援事業者	障害者が障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成したり、作成したサービス等利用計画が最適かどうかをモニタリングし、必要な場合であれば見直しや修正を行う、市が指定を行っている相談支援事業所。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害の程度が比較的重度の児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼児部・小学部・中学部・高等部で行う。

タ行	
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19（2007）年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられた。
ナ行	
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害を有する人。外見では障害のあることがわかりにくく理解を得にくいため社会的に不当な扱いを受けやすい。
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具	障害者の円滑な日常生活を支援するための用具。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。
ハ行	
発達障害	生まれつき脳の一部に障害があるため、発達の仕方が通常の子どもと異なる障害。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）などが含まれる。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアサポート	障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。

ハ行	
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親が子どもの養育技術を身につけるためのトレーニング。
ペアレントプログラム	保護者と子どもがよりよいコミュニケーションで日常生活がおくれるよう、保護者が子どもへの具体的な効果的な対応を身につけるために支援するプログラム。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある子どもに対して、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害のある子どもについて、授業の終了後または休業日に事業所に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
ヤ行	
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
ラ行	
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からAからCの判定が定められている。



第5期 渋川市障害者計画
第6期 渋川市障害福祉計画
第2期 渋川市障害児福祉計画

令和3年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市福祉部地域包括ケア課障害福祉係